

第2章 地域の概況

2.1 地域の概要

対象事業実施区域のある松本市は、長野県の中央西側に位置している。地域の概況を把握する基本範囲は本事業の主体である松本市とし、必要に応じて、対象事業実施区域に近い安曇野市も調査範囲に含めた。地域の概況を把握する範囲を図 2.1.1 に示す。

松本市は、松本平と呼ばれる松本盆地の中に位置している。西部は乗鞍岳、焼岳、穂高岳などの 3,000m 級の北アルプス連峰がそびえ立つ山岳地帯であり、中部山岳国立公園の一部となっている。東部には八ヶ岳中信高原国立公園の一部を成す美ヶ原高原を有しており、雄大な山々の自然に囲まれた地域である。市内には市を二分する形で北流する奈良井川をはじめとして、梓川や田川、女鳥羽川などが流れ、それらの河川は合流して犀川となり日本海へ流下する。また、市の中心部には美ヶ原などの山岳地帯や扇状地が涵養した地下水が豊富に存在する。これらは「まつもと城下町湧水群」と呼ばれ、井戸や湧水として利用されるとともに、観光資源としても整備されている。

気候は上高地などの安曇地区を除き、中央高地式気候（内陸性気候）に属している。日較差、年較差が大きく、年間を通じて湿度が低く、降水量が少ないといった特徴がある。

植物群落の分布は、標高により高山帯、亜高山帯、山地帯、山麓部、平野部に分けることができる。この植物群落の分布は、多くの生物の生息・生育基盤となり、動物の分布にも影響を与えている。

交通の状況としては、長野市や首都圏、中京圏へと向かう交通の要である長野自動車道の松本 IC がある。また、市内には南北方向の大動脈である一般国道 19 号が走っている。鉄道は、松本市と首都圏や中京圏、長野市とを結ぶ JR 松本駅があり、各方面へ特急列車が整備されている。

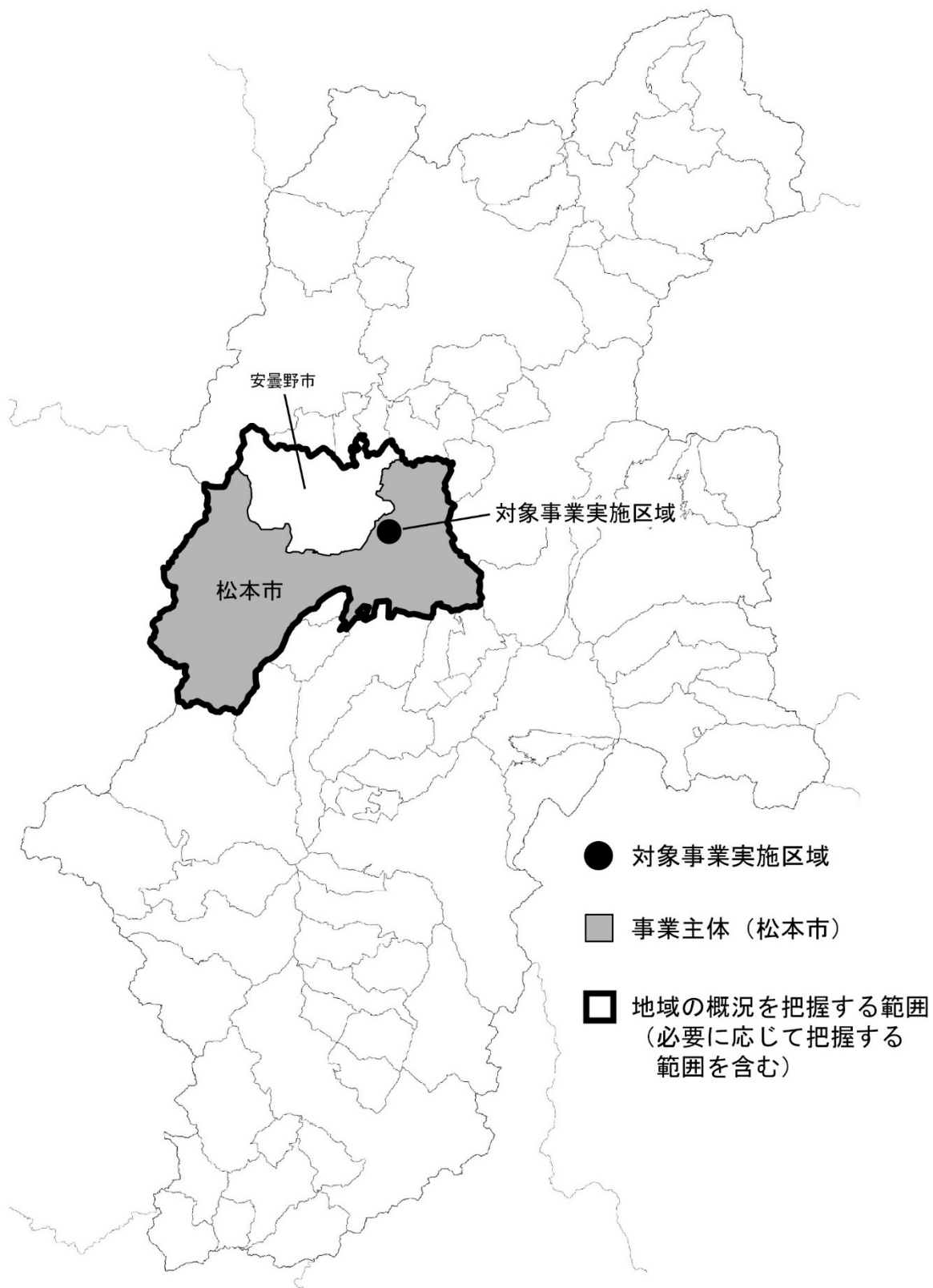


図 2.1.1 地域の概況を把握する範囲

2.2 社会的状況

2.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口及び世帯数

松本市及び安曇野市の人口及び世帯数の状況を表 2.2.1 及び表 2.2.2 に示す。令和 5 年 10 月 1 日現在、松本市の人口は 235,664 人、安曇野市の人口は 96,354 人である。

また、松本市の人口及び世帯数の推移を図 2.2.1 に示す。松本市の人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にある。

表 2.2.1 人口（各年 10 月 1 日現在）

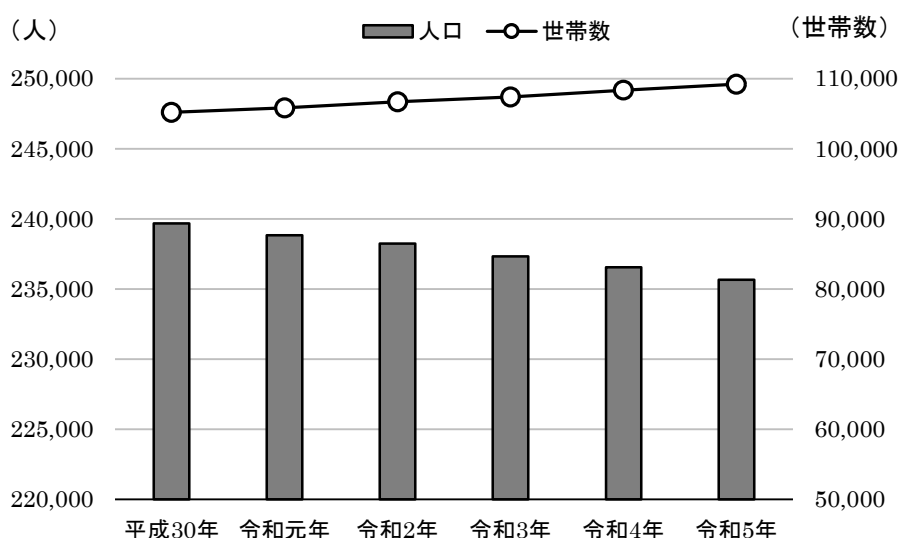
市町村名	単位	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
松本市	人	239,695	238,835	238,244	237,332	236,566	235,664
安曇野市	人	97,831	97,613	97,297	96,849	96,634	96,354
合計	人	337,526	336,448	335,541	334,181	333,200	332,018

出典：「令和元年版～令和 5 年版 松本市の統計、松本市ホームページ 統計月報（松本市 総合戦略局 DX 推進本部）」、「2018 年(平成 30 年)～2023 年(令和 5 年)月別登録人口・世帯数（安曇野市 市民生活部 市民課）」

表 2.2.2 世帯数（各年 10 月 1 日現在）

市町村名	単位	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
松本市	世帯	105,235	105,835	106,711	107,396	108,386	109,190
安曇野市	世帯	39,619	39,952	40,269	40,575	41,138	41,569
合計	世帯	144,854	145,787	146,980	147,971	149,524	150,759

出典：「令和元年版～令和 5 年版 松本市の統計、松本市ホームページ 統計月報（松本市 総合戦略局 DX 推進本部）」、「2018 年(平成 30 年)～2023 年(令和 5 年)月別登録人口・世帯数（安曇野市 市民生活部 市民課）」

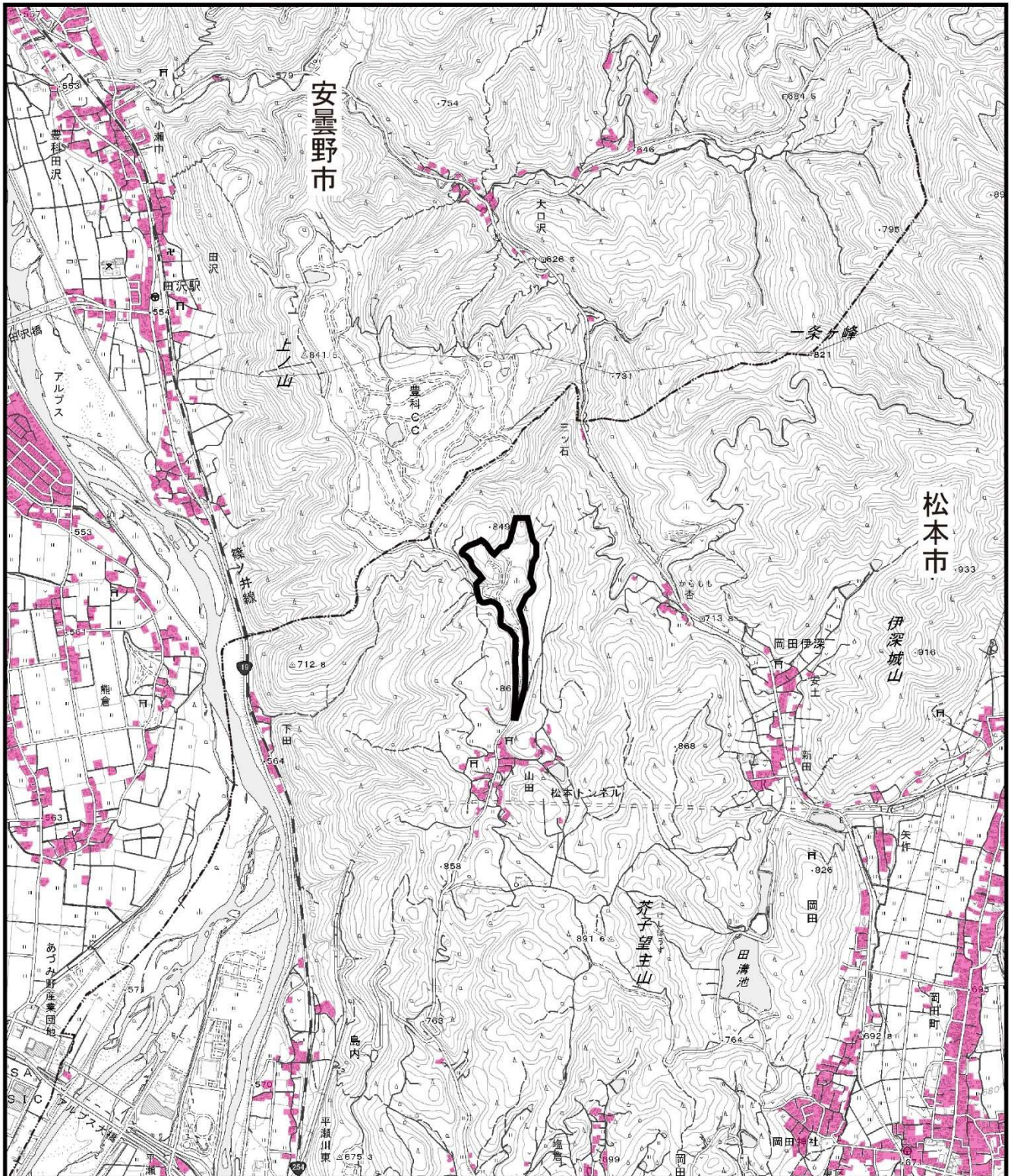


「平成元年版～令和 5 年版 松本市の統計、松本市ホームページ 統計月報（松本市 総合戦略局 DX 推進本部）」より作成

図 2.2.1 松本市の人口及び世帯数の推移

(2) 住宅地等の分布

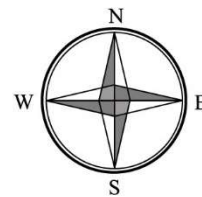
対象事業実施区域周辺の住宅地の分布状況を図 2.2.2 に示す。対象事業実施区域の南側に最も近い住宅地が存在している。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 住宅地
- 市境

図2.2.2 対象事業実施区域周辺の住宅地の分布



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。

(3) 産業

松本市及び安曇野市の産業（大分類）別従業者数とその割合を表 2.2.3 に示す。

令和 3 年経済センサスー活動調査における産業（大分類）別従業者数を割合で見ると、松本市は卸売業・小売業の占める割合が最も高く、次いで医療・福祉、製造業の割合が高い。一方、安曇野市では製造業の占める割合が最も高く、次いで卸売業・小売業、医療・福祉の割合が高い。

表 2.2.3 産業（大分類）別従業者数（令和 3 年 6 月 1 日実施）

産業分類	単位	松本市		安曇野市	
		人	%	人	%
農林漁業		860	0.7	773	2.1
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	25	0.1
建設業		7,797	6.4	1,887	5.0
製造業		15,138	12.4	11,032	29.5
電気・ガス・熱供給・水道業		375	0.3	133	0.4
情報通信業		2,434	2.0	96	0.3
運輸業、郵便業		6,307	5.2	1,506	4.0
卸売業、小売業		26,144	21.5	7,549	20.2
金融業、保険業		3,396	2.8	395	1.1
不動産業、物品賃貸業		3,793	3.1	499	1.3
学術研究、専門・技術サービス業		3,391	2.8	757	2.0
宿泊業、飲食サービス業		11,973	9.8	2,989	8.0
生活関連サービス業、娯楽業		4,895	4.0	1,359	3.6
教育・学習支援業		4,120	3.4	400	1.1
医療、福祉		17,010	14.0	6,030	16.1
複合サービス業		1,582	1.3	569	1.5
サービス業（他に分類されないもの）		12,435	10.2	1,446	3.9
合計		121,650	100.0	37,445	100.0

出典：「令和 3 年経済センサスー活動調査」（総務省統計局）(<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/index.htm>)

2.2.2 交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲の主要道路網、鉄道の分布状況及び交通量観測地点を図 2.2.3 に、令和 3 年度の主要道路の交通量を表 2.2.4 に示す。

主要道路としては、長野自動車道、一般国道 19 号、一般国道 143 号、一般国道 147 号などが挙げられる。対象事業実施区域の西側には安曇野インターチェンジが、南西側には梓川スマートインターチェンジがある。

鉄道は、東日本旅客鉄道（JR 東日本）の篠ノ井線及び大糸線が走っており、対象事業実施区域の北西に最寄り駅の JR 田沢駅（篠ノ井線）がある。

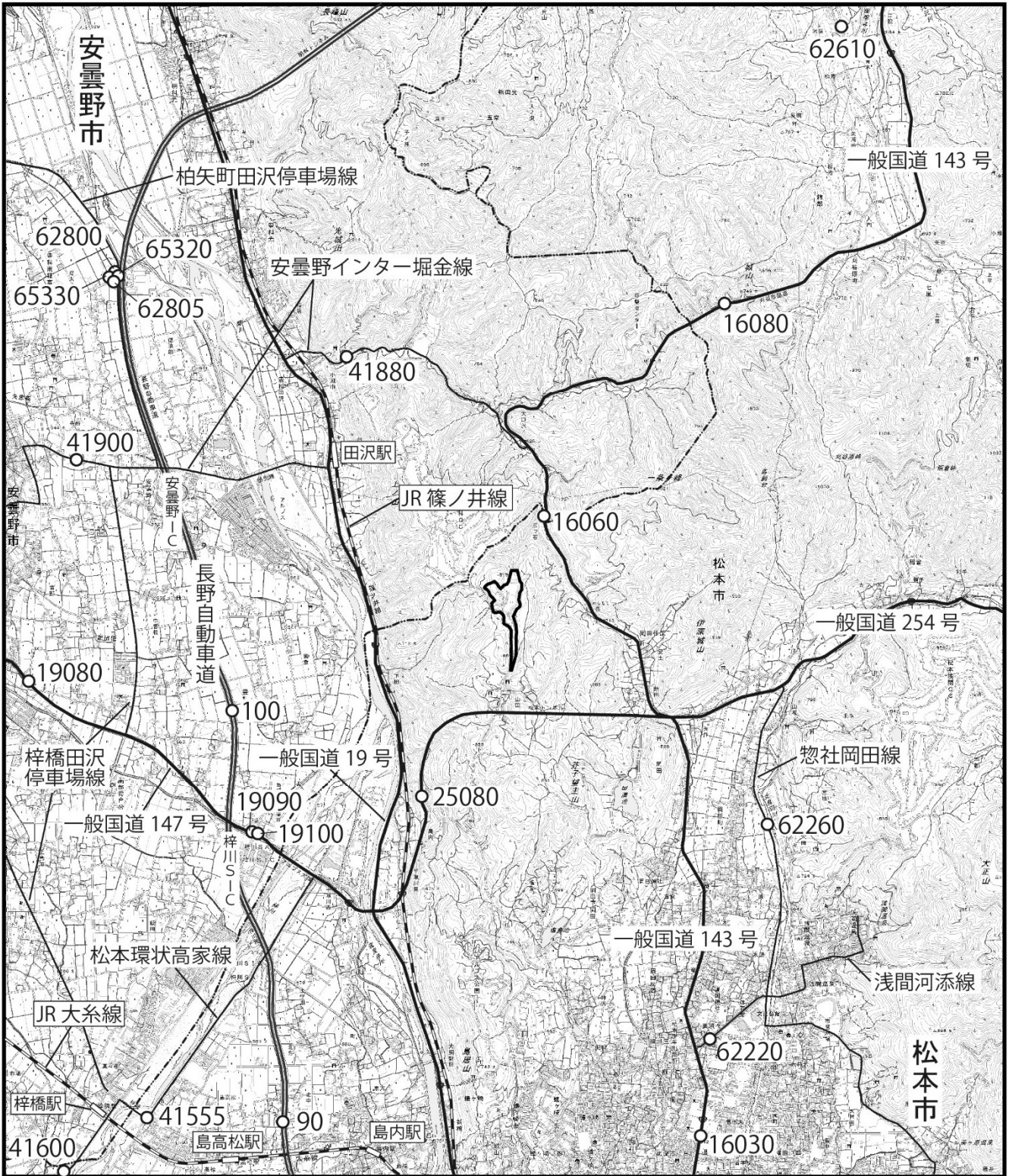
表 2.2.4 全国道路・街路交通情勢調査結果（令和 3 年度）

交通量調査単位 区間番号	路線名	観測地点名	交通量調査結果	
			12 時間 交通量 (台)	24 時間 交通量 (台)
90	長野自動車道	松本～梓川スマート	24,368	32,938
100	長野自動車道	梓川スマート～安曇野	23,227	31,604
16030	一般国道 143 号	松本市旭 2 丁目-11-11	10,876	12,867
16060	一般国道 143 号	安曇野市豊科田沢	9,083	10,984
16080	一般国道 143 号	松本市刈谷原町	3,754	4,619
19080	一般国道 147 号	安曇野市豊科下鳥羽 1635	8,046	9,824
19090	一般国道 147 号 (起点側：梓橋田沢停車場線 終点側：安曇野市道)	安曇野市豊科高家 2287-7 (あづみ野産業団地交差点)	10,358	13,258
19100	一般国道 147 号 (起点側：安曇野市道 終点側：安曇野市・松本市境)	安曇野市豊科高家 2287-7 (あづみ野産業団地交差点)	12,029	15,397
25080	一般国道 254 号	松本市大字島内 8370-3 (松本トンネル有料道路 旧料金所)	5,548	7,527
41555	松本環状高家線	松本市島内	15,632	21,260
41600	松本環状高家線	松本市梓川倭 3227	2,890	3,431
41880	安曇野インター堀金線	安曇野市豊科田沢 4747	7,521	9,777
41900	安曇野インター堀金線	安曇野市豊科南穂高 613	11,866	15,782
62220	浅間河添線	松本市美須々 878-4	7,545	9,809
62260	惣社岡田線	松本市原 589-2	6,234	7,855
62610	矢室明科線	松本市板場 18-3	1,695	2,051
62800	柏矢町田沢停車場線 (起点側：一般国道 147 号 終点側：豊科大天井岳線)	安曇野市豊科南穂高 1433-1 (光橋西交差点)	13,364	16,606
62805	柏矢町田沢停車場線 (起点側：豊科大天井岳線 終点側：長野自動車道)	安曇野市豊科南穂高 1433-1 (光橋西交差点)	11,495	14,361
65320	豊科大天井岳線 (起点側：一般国道 19 号 終点側：柏矢町田沢停車場線)	安曇野市豊科南穂高 1433-1 (光橋西交差点)	8,986	10,914
65330	豊科大天井岳線 (起点側：柏矢町田沢停車場線 終点側：一般国道 147 号)	安曇野市豊科南穂高 1433-1 (光橋西交差点)	4,859	5,687

注 1) 交通量調査単位区間番号は、図 2.2.3 中の区間番号に対応している。

注 2) 交通量調査の時間帯は、12 時間交通量：午前 7 時～午後 7 時、24 時間交通量：午前 7 時～翌日午前 7 時

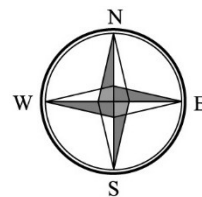
出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査」



凡例

- 対象事業実施区域
- 高速自動車道
- 国道
- 県道
- 鉄道
- 交通量観測地点
10000 及び区間番号
- 市境

図2.2.3 主要道路網、鉄道の分布及び交通量観測地点



Scale 1/50,000
0 1,000 2,000 3,000m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。
出典：信州くらしのマップ（長野県統合型地理情報システム）

2.2.3 土地利用の状況

(1) 土地利用

松本市及び安曇野市の土地利用状況を表 2.2.5 に示す。

松本市では、61.3%を山林が占めており、次いで宅地が 5.2%、田が 5.1%の順になっている。安曇野市では、山林が 25.9%を占めており、次いで田が 16.6%、宅地が 8.0%の順になっている。

対象事業実施区域周辺の土地利用状況を図 2.2.4 に示す。対象事業実施区域の周囲は広葉樹林や針葉樹林等の山林が広がっており、西側の河川（犀川）を挟んだ安曇野市方面は田が広がっている。南側は松本市の中心市街地方面で住宅地が多くなっている。

表 2.2.5 土地利用状況

項目		総面積	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	原野	その他
松本市	面積 (km ²)	978.5	49.8	29.9	51.2	0.0	3.7	599.5	15.3	229.0
	構成比 (%)	100.0	5.1	3.1	5.2	0.0	0.4	61.3	1.6	23.4
安曇野市	面積 (km ²)	331.8	55.2	18.3	26.6	0.0	0.2	85.9	10.2	135.5
	構成比 (%)	100.0	16.6	5.5	8.0	0.0	0.0	25.9	3.1	40.8

注1) 令和4年1月1日現在

注2) 「その他」には、保安林、道路、雑種地等が含まれている。

出典：「令和3年（2021年）長野県統計書」（令和6年（2024年）1月 長野県 企画振興部 総合政策課統計室）

(2) 都市計画区域

松本市及び安曇野市の都市計画区域の指定状況を表 2.2.6 に、用途地域の指定状況を図 2.2.5 に示す。

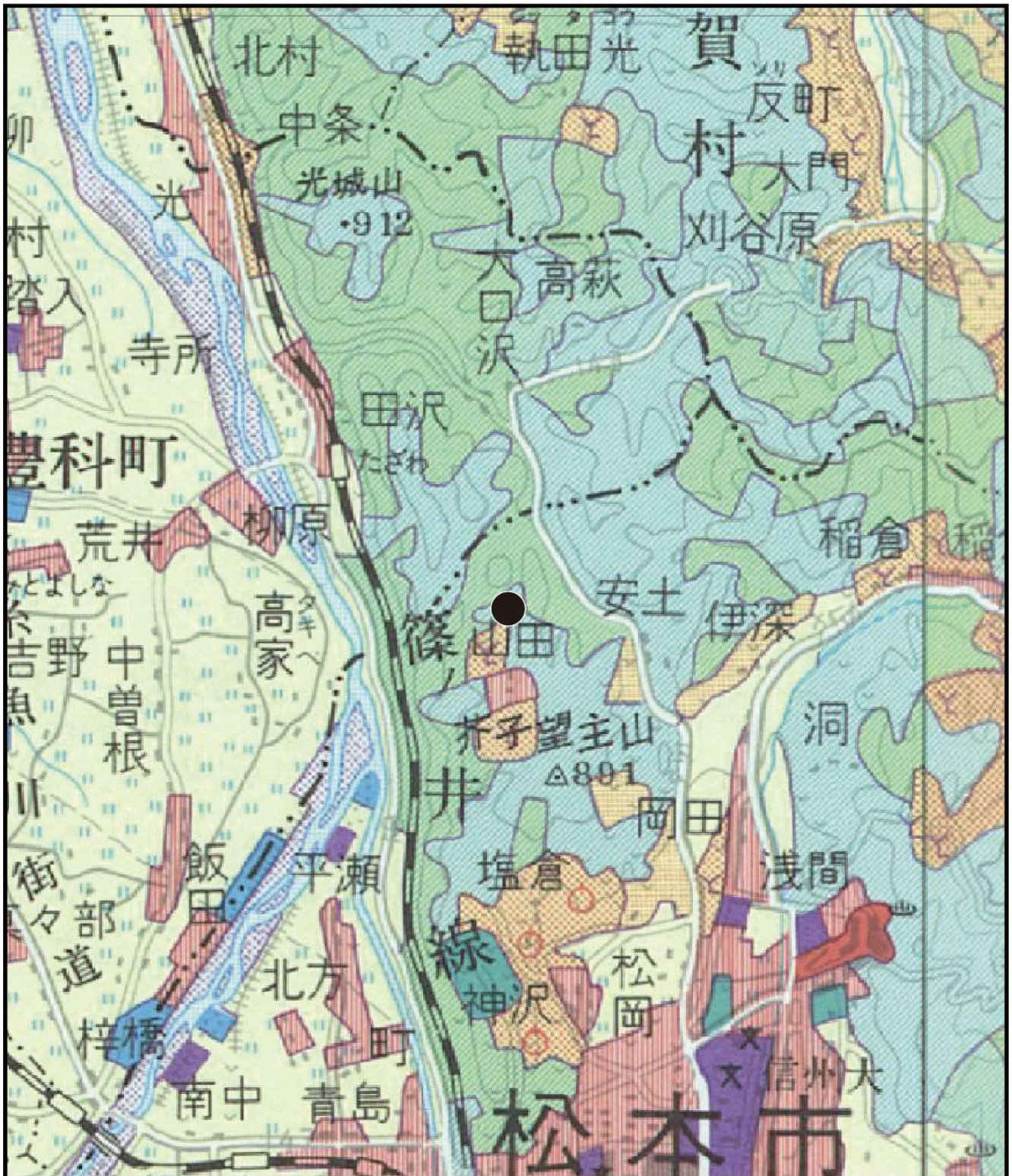
対象事業実施区域は、用途地域の指定はされていない。

表 2.2.6 都市計画区域の指定状況

都市計画区域名	都市計画区域最終指定年月日	都市計画区域面積(ha)
松本	平成 26 年 11 月 4 日	30,191
安曇野	平成 24 年 12 月 20 日	19,841

注) 令和5年3月31日現在

出典：「2023年 長野県の都市計画 資料編」（長野県）



凡例















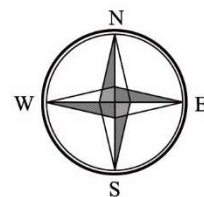
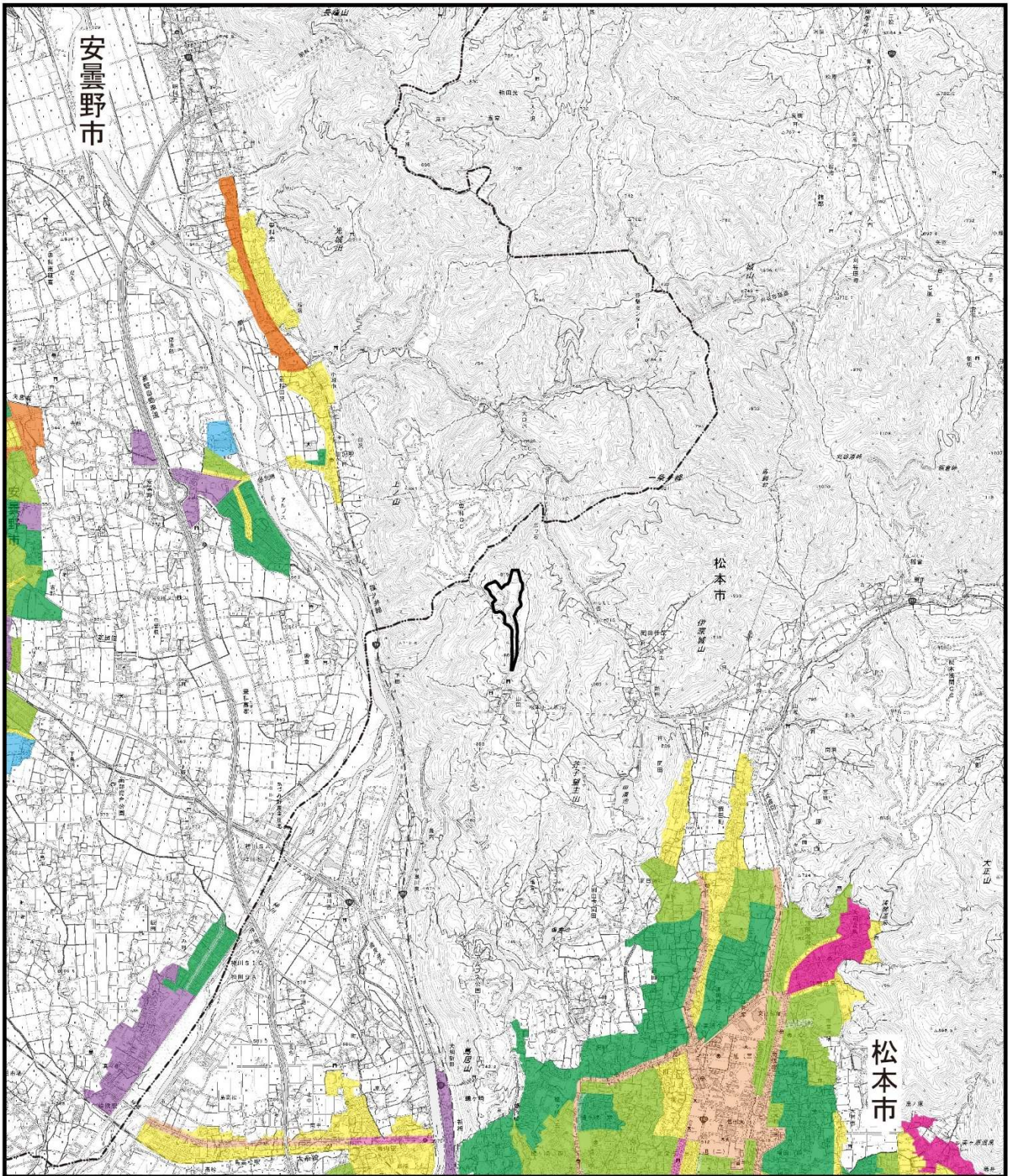
- | | | | |
|---|----------|---|-------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 桑畑 |
|  | 住宅地 |  | 公園緑地 |
|  | 商業地 |  | 田 |
|  | 工業地 |  | 普通畑 |
|  | 公共公益用地 |  | 果樹園 |
| | |  | 針葉樹林 |
| | |  | 広葉樹林 |
| | |  | 裸地 |
| | |  | 水面・河川 |

図2.2.4 土地利用の状況



Scale 1/50,000
0 1,000 2,000 3,000m

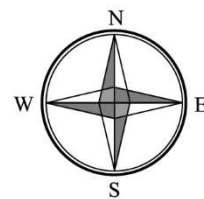
この地図は、国土交通省国土地理院ホームページ「20万分の1土地利用調査」を基に縮尺を変更して作成した。



凡 例

- | | | | |
|---|--------------|---|--------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 市境 |
|  | 第1種低層住居専用地域 |  | 近隣商業地域 |
|  | 第2種低層住居専用地域 |  | 商業地域 |
|  | 第1種中高層住居専用地域 |  | 準工業地域 |
|  | 第2種中高層住居専用地域 |  | 工業専用地域 |
|  | 第1種住居地域 | | |
|  | 第2種住居地域 | | |
|  | 準住居地域 | | |

図2.2.5 都市計画の用途地域



Scale 1/50,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。
 出典：「松本市都市計画図」及び「安曇野市都市計画図」

2.2.4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況

(1) 幼稚園及び小学校等

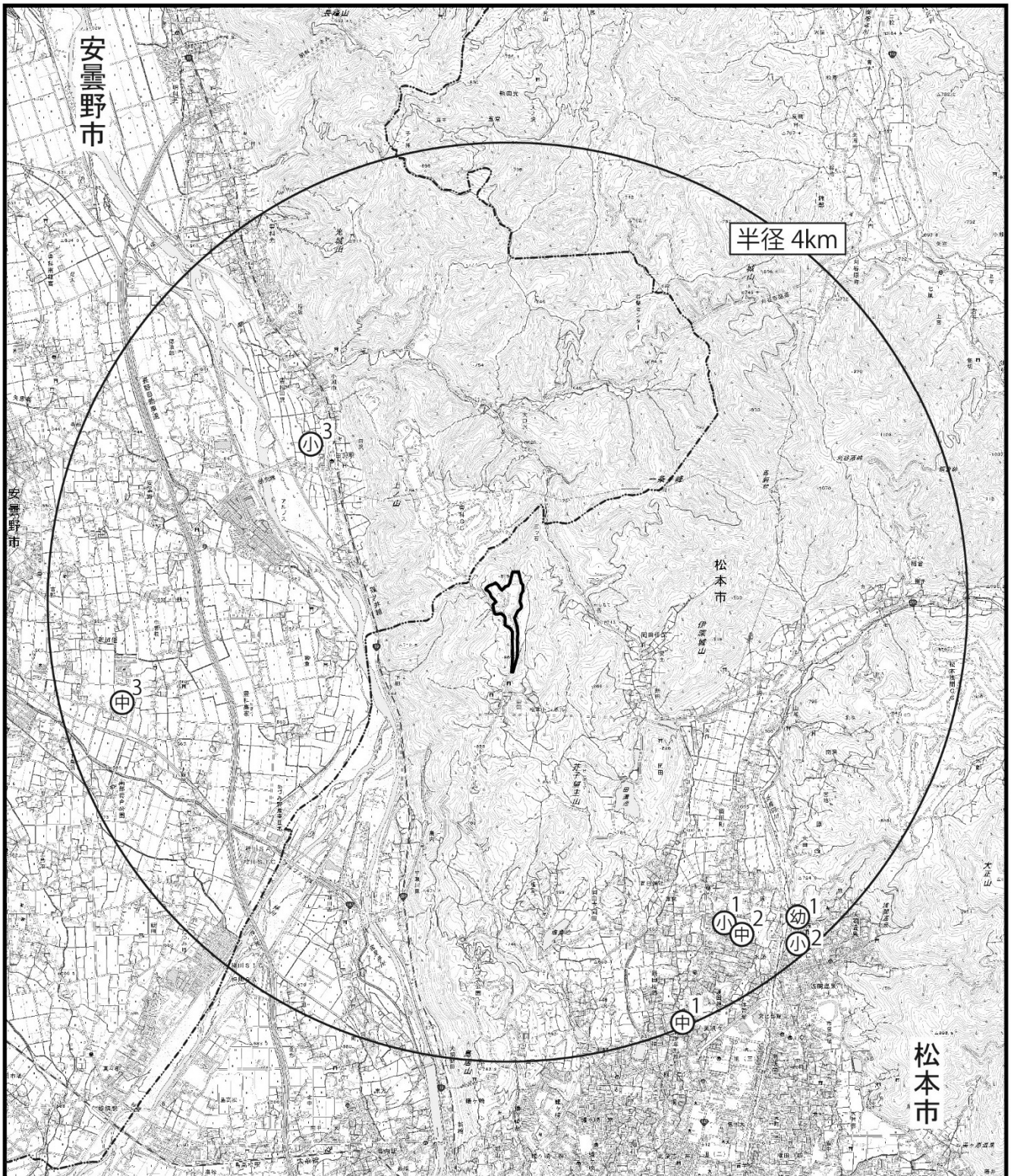
対象事業実施区域及びその周囲半径 4km 圏内における幼稚園、小学校等の分布状況を表 2.2.7 及び図 2.2.6 に示す。

表 2.2.7 対象事業実施区域周辺の幼稚園、小学校等

施設区分	地点番号	名称	所在地
幼稚園	1	本郷幼稚園	松本市浅間温泉 2-12-15
小学校	1	岡田小学校	松本市岡田松岡 519
	2	本郷小学校	松本市浅間温泉 2-9-5
	3	豊科東小学校	安曇野市豊科田沢 5626
中学校	1	旭町中学校桐分校	松本市桐 3-9-4
	2	女鳥羽中学校	松本市原 1085-2
	3	豊科南中学校	安曇野市豊科 1487

注) 表中の地点番号は図 2.2.6 に対応している。

出典：「令和 5 年度教育要覧」(長野県教育委員会)



半径 4km

安曇野市

安曇野市

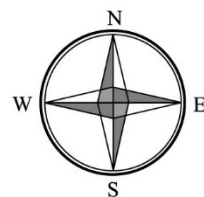
松本市

松本市

凡例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 幼稚園
- 小学校
- 中学校

図2.2.6 幼稚園、小学校等の分布状況



Scale 1/50,000
0 1,000 2,000 3,000m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。
出典：「令和元年度教育要覧」（長野県教育委員会）

(2) 病院等

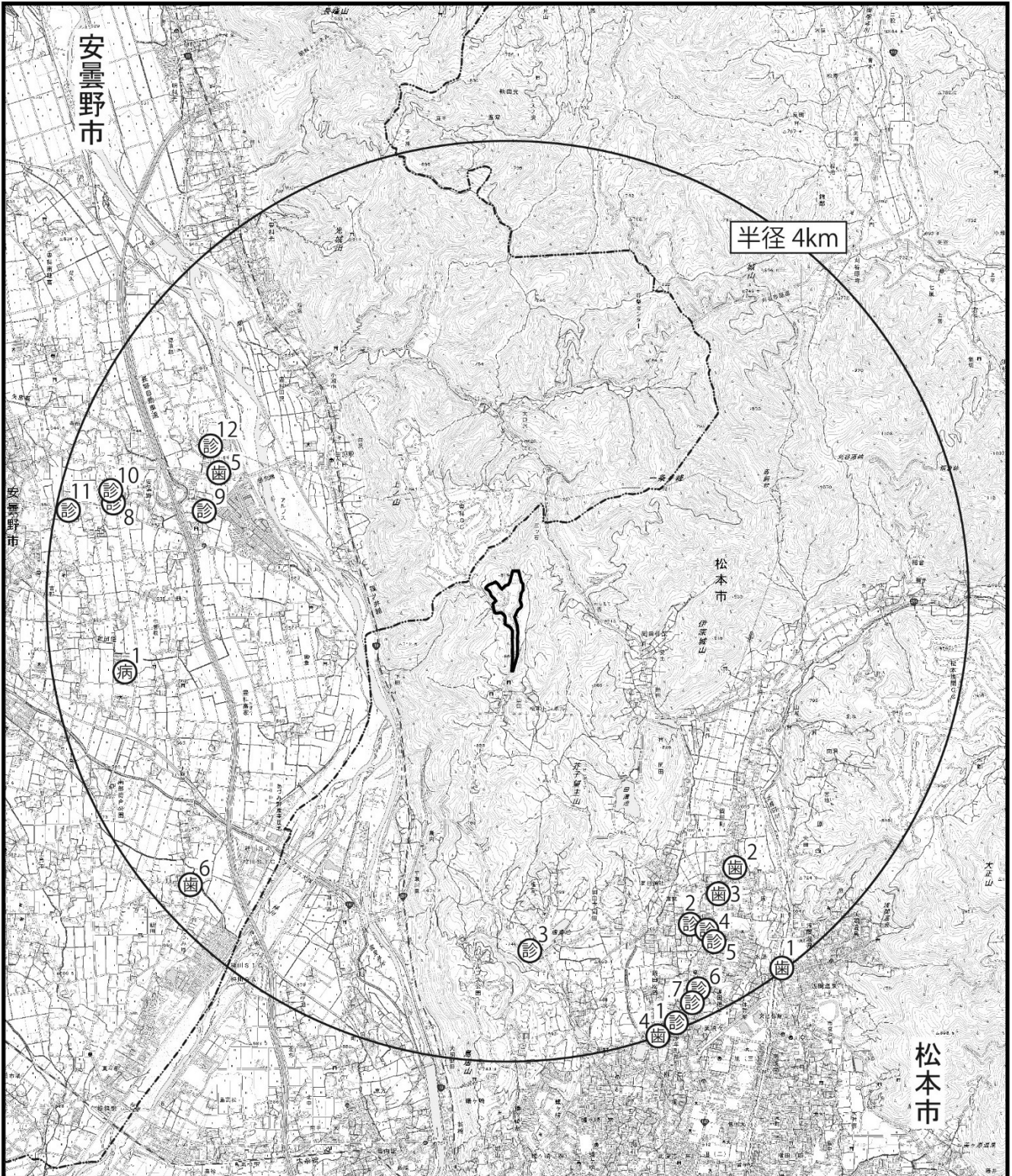
対象事業実施区域及びその周囲半径 4km 圏内における病院等の分布状況を表 2.2.8 及び図 2.2.7 に示す。

表 2.2.8 対象事業実施区域周辺の病院等

施設区分	地点番号	名称	所在地
病院	1	長野県立こども病院	安曇野市豊科 3100
診療所	1	松本少年刑務所医務課	松本市桐 3-9-4
	2	横田耳鼻咽喉科医院	松本市大字岡田下岡田 220-1
	3	特別養護老人ホーム岡田の里 診療所	松本市岡田下岡田 677-1
	4	しのぎきこどもクリニック	松本市岡田下岡田 6-8
	5	小見山医院	松本市岡田松岡 512-1
	6	やまぐちクリニック	松本市岡田松岡 121-1
	7	せき整形外科	松本市岡田松岡 121-3
	8	医療法人丸山整形外科医院	安曇野市豊科南穂高 283-1
	9	土屋クリニック	安曇野市豊科 3531-1
	10	この内科循環器科	安曇野市豊科南穂高 271-10
	11	安曇野市夜間急病センター	安曇野市豊科 4111-1
	12	セイコーエプソン(株)豊科事業所 健康管理室	安曇野市豊科田沢 6925
歯科診療所	1	中川歯科	松本市浅間温泉 2-1-8
	2	遠藤歯科診療所	松本市大字岡田町 469
	3	岡田小林歯科医院	松本市岡田町 489-19
	4	根橋歯科医院	松本市桐 3-3-17
	5	大谷歯科医院	安曇野市豊科田沢 7039-122
	6	飯田歯科医院	安曇野市豊科高家 288

注) 表中の番号は図 2.2.7 に対応している。

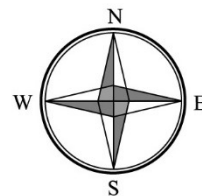
出典：「長野県病院名簿」「長野県一般診療所名簿」「長野県一般（歯科）診療所名簿」（令和 5 年 10 月 1 日現在 長野県 健康福祉部 医療政策課）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 病 病院
- 診 診療所
- 歯 歯科診療所

図2. 2. 7 病院及び診療所の分布状況



Scale 1/50,000
 0 1,000 2,000 3,000m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(3) 社会福祉施設等

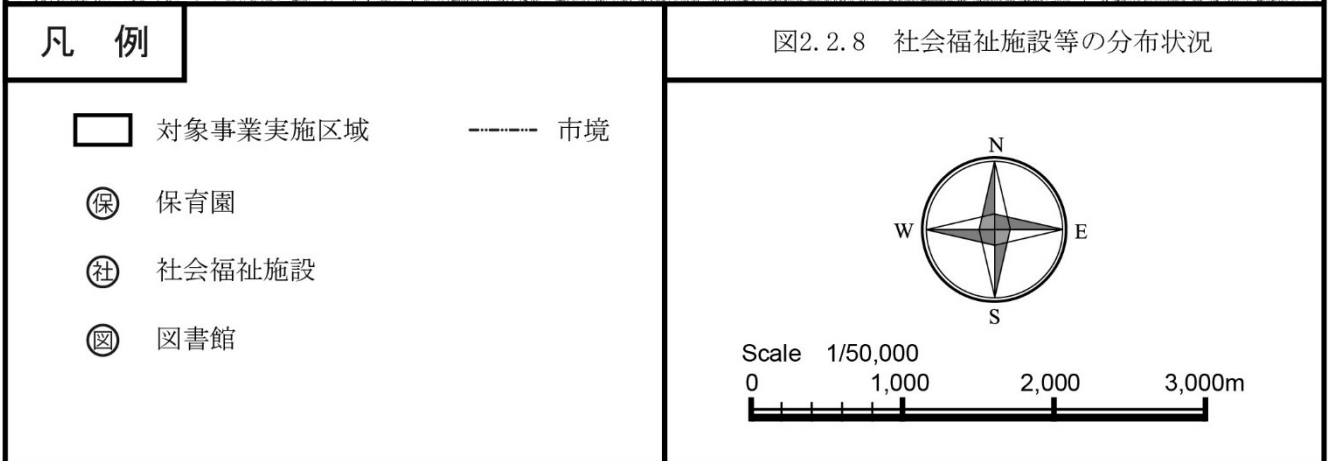
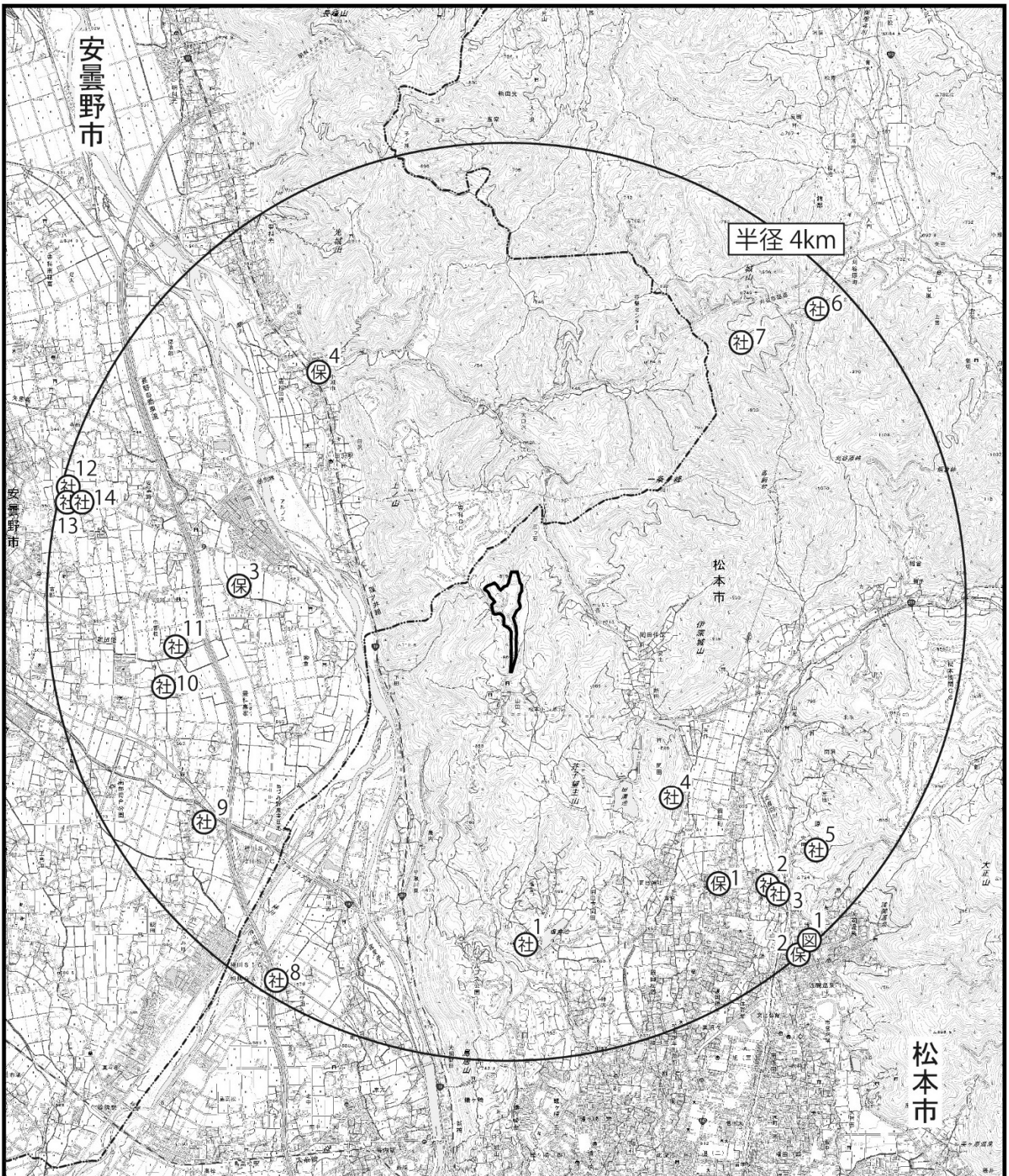
対象事業実施区域及びその周囲半径 4km 圏内における社会福祉施設等の分布状況を表 2.2.9 及び図 2.2.8 に示す。

表 2.2.9 対象事業実施区域周辺の社会福祉施設等

施設区分	地点番号	名称	所在地
保育園	1	松本市岡田保育園	松本市大字岡田町 504-1
	2	松本市のぼら保育園	松本市浅間温泉 2-9-2
	3	アルプス保育園	安曇野市豊科高家 3259
	4	上川手保育園	安曇野市豊科田沢 4917-1
社会福祉施設	1	デイサービスセンタージョイフル岡田	松本市岡田下岡田 677-1
	2	ラポール宅幼老所	松本市原 173
	3	NPO 法人ラポール第 2 宅老所	松本市原 72 番地口
	4	松本市岡田希望の家	松本市岡田町 408-8
	5	温心寮	松本市大字原 540
	6	特定非営利活動法人峠茶屋	松本市刈谷原町 469-1
	7	寒梅	松本市刈谷原町石原 863-1
	8	ハーモニー 認知症対応型通所介護デイサービスハーモニー グループホームハーモニー	松本市大字島内字広田 4064-2 松本市島内 4065-4 松本市島内広田 4068-1
	9	集皆所ひだまり グループホームひだまりの里とよしな	安曇野市豊科高家 782-2
	10	寄合所えにしや	安曇野市豊科高家 4526
	11	生活支援舎宅老所いいせ	安曇野市豊科高家 4172-1
	12	安曇野市社協デイサービスセンター豊科	安曇野市豊科 4160-1
	13	安曇野市豊科ふれあいホール 安曇野市社協障害者活動支援センター ほっぷライフ	安曇野市豊科 4156-1
	14	安曇野市ひめこぶしの家	安曇野市豊科 4149
図書館	1	本郷図書館	松本市浅間温泉 2-9-1

注) 表中の番号は図 2.2.8 に対応している。

出典：長野県ホームページ「長野県統合型地理情報システム 信州くらしのマップ」



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。
 出典：信州くらしのマップ（長野県統合型地理情報システム）

2.2.5 水域の利用状況

(1) 河川、湖沼及び地下水の利用状況

1) 水道水源としての利用状況

松本市及び安曇野市の給水人口及び普及率を表 2.2.10 に、上水道、簡易水道及び専用水道の利水状況を表 2.2.11～表 2.2.13 にそれぞれ示す。また、対象事業実施区域周辺の給水区域の状況を図 2.2.9 に示す。

松本市の水道事業（上水道）は 4 地区に分かれており、対象事業実施区域のある松本地区は主に浄水受水を取水源としている。他の 3 地区は地表水もしくは地下水を取水源としている。

表 2.2.10 給水人口及び普及率

市町村名	行政区内 総人口（人）	現在給水人口（人）				普及率 （%）
		上水道	簡易水道	専用水道 自己水源 のみ	合計	
松本市	238,615	237,620	—	—	237,705	99.6
		—	85	—		
安曇野市	93,308	92,125	—	—	92,596	99.2
		—	471	—		

注 1) 令和 5 年 3 月 31 日時点

注 2) 現在給水人口の欄は、上段が公営、下段がその他を示す。

出典：「統計ステーションながの 水道統計調査（令和 4 年度）」

表 2.2.11 上水道の利水状況

事業体名	年間取水量（千 m ³ ）									計
	地表水			地下水				原水 受水	浄水 受水	
	ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井戸水	深井戸水	湧水			
松本市 （松本地区）	0	0	17	0	572	1,209	0	0	22,917	24,715
松本市 （波田地区）	0	0	2,167	0	0	0	0	0	0	2,167
松本市 （梓川地区）	0	0	794	126	0	1,094	193	0	0	2,207
松本市 （四賀地区）	65	0	0	259	0	0	399	0	0	723
安曇野市	0	0	0	0	0	12,394	0	0	0	12,394

注) 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

出典：「統計ステーションながの 水道統計調査（令和 4 年度）」

表 2.2.12 簡易水道の利水状況

市町村名	事業名	年間取水量 (m ³)									
		地表水			地下水			原水 受水	浄水 受水	その他 湧水等	計
		ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井戸水	深井戸水				
松本市	赤松	0	0	0	6,300	0	0	0	0	0	6,300
安曇野市	有明高原 D4 地区	0	0	0	0	0	63,000	0	0	0	63,000

注) 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

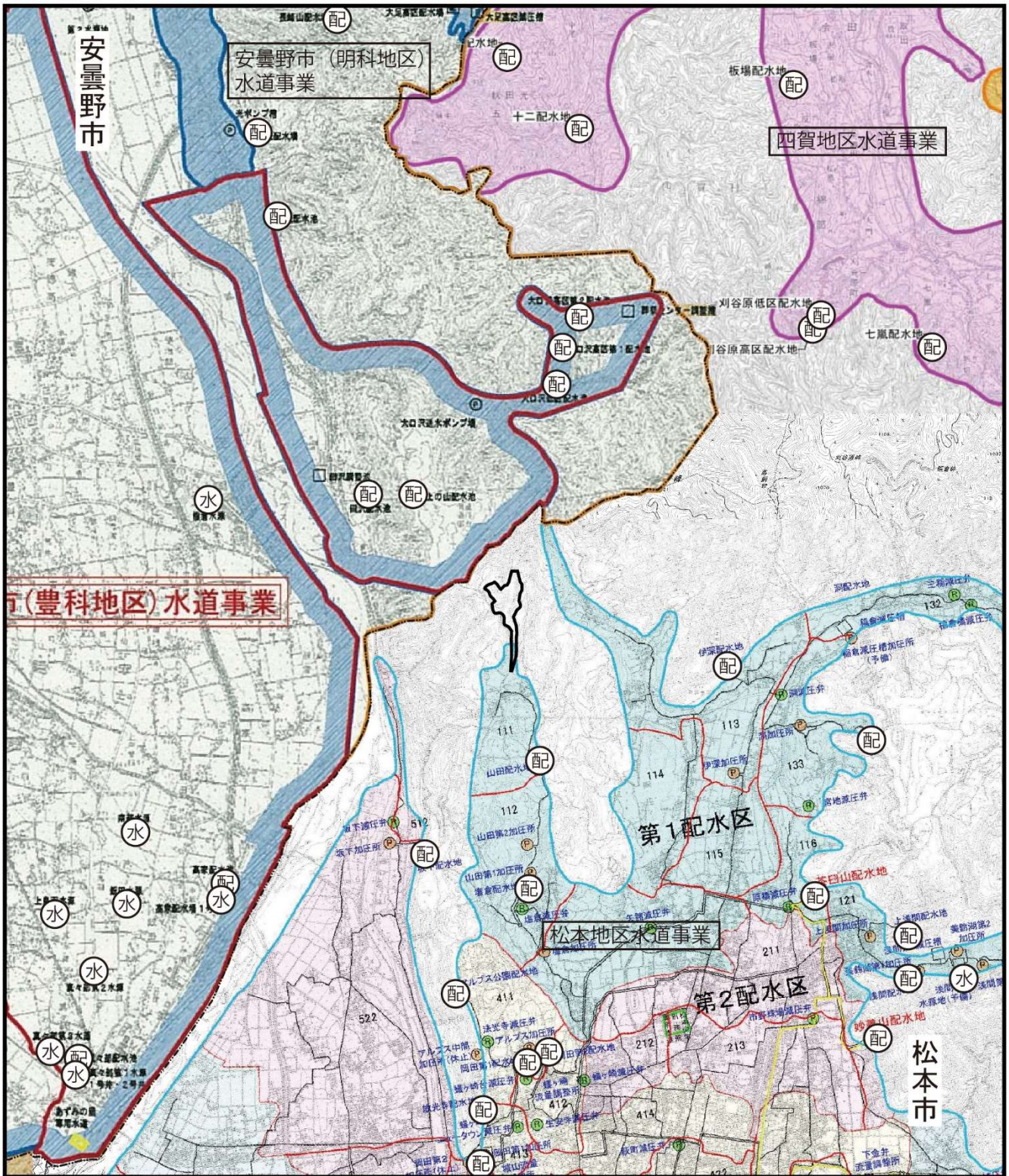
出典：「統計ステーションながの 水道統計調査 (令和 4 年度)」

表 2.2.13 専用水道の利水状況

市町村名	施設名等	確認年月日	給水人口 (人)		施設能力 (m ³ /日)	原水の 種別
			確認時	現在		
松本市	国立大学法人 信州大学	H26.3.18	2,997	0	1,072.0	深井戸
松本市	藤森病院井戸	H22.10.22	160	0	70.0	深井戸
松本市	東日本旅客鉄道(株)松本構内井水	H24.1.30	15,170	0	72.0	深井戸
松本市	王子マテリア(株)松本工場	H26.10.31	139	0	432.0	深井戸
松本市	独立行政法人 国立病院機構 まつもと医療センター	H28.12.22	1,509	0	267.0	深井戸
松本市	松本協立病院	H30.3.22	1,040	0	166.0	深井戸
松本市	社会福祉法人ハーモニー	H30.10.19	200	0	676.0	深井戸
松本市	アルピコホテルズ(株) 翔峰	H30.12.27	500	0	500.0	深井戸
松本市	社会医療法人財団 慈泉会 相澤病院専用水道	R2.8.18	1,910	0	300.0	深井戸
松本市	陸上自衛隊松本駐屯地	H1.12.8	—	—	—	深井戸
安曇野市	東洋紡績(株)豊科工場	H24.4.25	400	—	1,000.0	深井戸
安曇野市	(福)協立福祉会 あずみの里	H18.11.2	400	—	300.0	深井戸
安曇野市	医療法人 仁雄会 穂高病院	H25.6.28	871	—	65.0	深井戸
安曇野市	長野県立こども病院	H26.4.23	926	—	62.0	深井戸

注) 令和 5 年 3 月 31 日時点

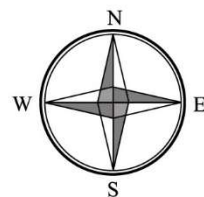
出典：「統計ステーションながの 水道統計調査 (令和 4 年度)」



凡例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 水 水源地
- 配 配水地

図2.2.9 給水区域図



出典：「給水区域図」（平成9年3月 松本市）、「松本市水道ビジョン」（平成23年3月 松本市上下水道局）
「給水区域図」（安曇野市）

2) 地下水の利用状況

松本市では多くの地下水が農業用、工業用、飲料用等に利用されており、市内に現存する届出対象井戸数は 566 箇所（休止含む）にのぼる。そのうち、対象事業実施区域がある松本市島内地区では 26 箇所の井戸が利用されている。

3) 水面利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲における水面利用の場として、奈良井川、犀川などが挙げられる。これらの流域における漁業権について表 2.2.14 に示す。

なお、対象事業実施想定域付近の奈良井川、犀川などは犀川漁業協同組合が管轄する区域である。

表 2.2.14 漁業権

漁業番号	内共第 4 号
漁協名	奈良井川、波田、犀川、安曇、北安中部、犀川殖産
漁業の名称	あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、かじか漁業 うなぎ漁業、にじます漁業、やまめ漁業、いwana漁業、しなのゆきます漁業
漁場の位置	長野市から上流の犀川本流及び支流並びに柳久保池
漁場の区域	次の基点第 1 号と基点第 2 号を結ぶ線から上流の犀川本流及び支流並びに柳久保池。ただし、次の基点第 3 号と基点第 4 号を結ぶ線から上流の農具川、木崎湖、中綱湖、青木湖並びにこれらの湖沼に流入する河川の本流及び支流、基点第 5 号と基点第 6 号を結ぶ線から上流の裾花川本流及び支流、大町市平字馬返し地先の尾入沢合流点から上流 540 メートルの間の高瀬川、塩尻市大字奈良井地籍の奈良井ダム中心線から上流 300 メートル及び下流 300 メートルの間の奈良井川本流並びに塩尻市大字贄川地籍の片平取水堰中心線から上流 50 メートル及び下流 50 メートルの間の奈良井川本流は除く。 基点第 1 号 長野市松岡 2 丁目地籍の犀川左岸の長野市清掃工場の煙突 基点第 2 号 長野市真島町地先の犀川右岸の真島町と青木島町との境界点 基点第 3 号 大町市平藤渡地籍の市道木崎稲尾線と農具川との交差部左岸の上流端 基点第 4 号 大町市平藤渡地籍の市道木崎稲尾線と農具川との交差部右岸の上流端 基点第 5 号 長野市大字中御所地籍の長安橋の左岸橋台の上流端 基点第 6 号 長野市大字安茂里地籍の長安橋の右岸橋台の上流端
関係地区または地元地区	長野市、松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡、北安曇郡（白馬村及び小谷村を除く。）及び小川村

出典：長野県ホームページ「漁業権の免許の内容等」、「遊漁規則」（長野県 農政部 園芸畜産課）

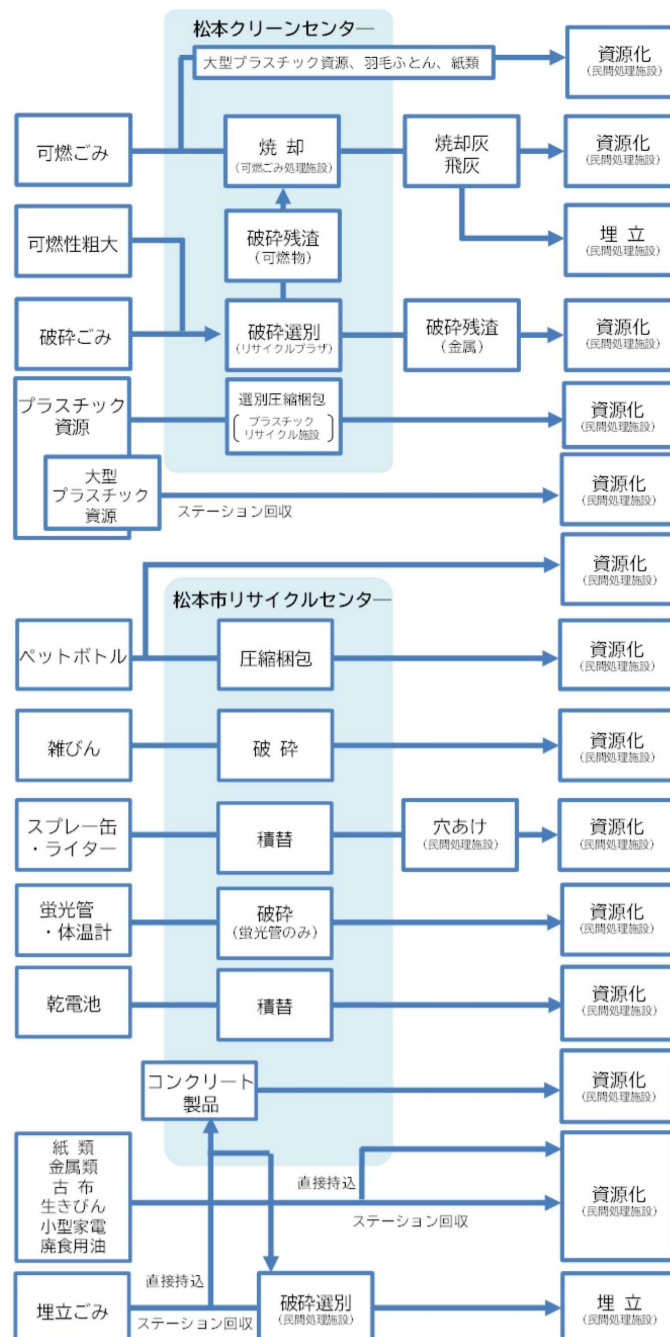
2.2.6 環境整備の状況

(1) 廃棄物処理の状況

1) ごみ処理

松本市のごみ処理の流れを図 2.2.10 に、現有施設の概要を表 2.2.15 に示す。

松本クリーンセンターへは松本市の他に、塩尻市、山形村及び朝日村からも可燃ごみが搬入・焼却処理されているが、発生した灰のうち、可燃ごみの割合に応じた分を各自治体が引き取っている。エコトピア山田（最終処分場）の稼働中は、松本クリーンセンターにおけるごみの焼却処理によって発生した焼却灰の大部分と、埋立ごみを最終処分していたが、現在は再整備を行っていることから、焼却処理によって発生する焼却残渣は全て民間の処理施設で資源化もしくは埋立処分を行っている。また、埋立ごみについてもすべて民間の処理施設で埋立処分を行っている。



出典：「松本市一般廃棄物処理計画（平成 30 年度(2018 年度)～令和 9 年度(2027 年度)版）令和 5 年度(2023 年度)改訂版」（令和 6 年 4 月 松本市 環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課）

図 2.2.10 ごみ処理の状況

表 2.2.15 現有施設の概要

施設の種類		施設名	設置主体	主な内容
1	焼却	松本クリーンセンター	松塩地区 広域施設 組合	可燃ごみ処理施設 処理能力：450t/日（150t/24h×3 炉） 蒸気タービンによる発電（最大 6,000kW） 平成 11 年度供用開始
2	破砕・選別	松本クリーンセンター	松塩地区 広域施設 組合	リサイクルプラザ 処理能力：35t/5h（破砕機） 平成 11 年度供用開始
3		松本クリーンセンター	松塩地区 広域施設 組合	プラスチックリサイクル処理施設 処理能力：11t/5h（手動選別・圧縮梱包機） 平成 17 年度供用開始
4		松本市リサイクルセンター	松本市	蛍光管破砕施設 処理能力：21,000 本/7h（破砕機） 平成 13 年度供用開始
5		松本市リサイクルセンター	松本市	ペットボトル圧縮施設 処理能力：2.8t/7h（圧縮梱包機） 平成 20 年度供用開始
6		資源回収、 ストックヤ ード	松本市リサイクルセンター	松本市
7		松本市リサイクルセンター	松本市	使用済み蛍光管、乾電池等の保管施設
8	し尿処理	あずさセンター	松塩地区 広域施設 組合	し尿処理施設 処理能力：32kL/日 平成元年供用開始
9	最終処分	松本市エコトピア山田	松本市	不燃ごみの埋立（焼却灰、陶磁器・ガラス類） 埋立容量：745,000m ³ 昭和 45 年度供用開始 （昭和 62 年度に浸出液処理施設を整備した管理 型最終処分場として供用開始） （再整備に伴い令和 2 年度で埋立終了）
10		松本市安曇一般廃棄物 最終処分場	松本市	不燃ごみ（焼却灰、陶磁器・ガラス類）の埋立 埋立容量：5,100m ³ 平成 11 年度供用開始 （令和 2 年度で埋立終了）
11		松本市奈川一般廃棄物 最終処分場	松本市	不燃ごみ（焼却灰、陶磁器・ガラス類）の埋立 埋立容量：1,800m ³ 平成 11 年度供用開始 （平成 28 年度で埋立終了）

出典：「令和 6 年度 松本市一般廃棄物処理実施計画」（松本市 環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課）

2) ごみ排出量

松本市のごみの排出量の推移を表 2.2.16 に示す。ごみの排出量は、令和元年度に増加したが以降減少傾向にある。令和 4 年度の 1 人 1 日当たりの排出量を見ると、松本市は長野県平均よりも 190g 多い。

表 2.2.16 松本市のごみの排出量の推移

項目	単位	年 度							
		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
人口	人	238,228	237,717	236,837	239,695	238,835	238,244	237,332	236,566
生活系ごみ	t/年	51,467	50,483	49,108	47,718	48,956	47,622	45,780	45,334
事業系ごみ	t/年	41,363	41,310	40,685	40,600	40,582	39,670	39,769	39,995
合計	t/年	92,830	91,793	89,793	88,318	89,538	87,292	85,549	85,329
1 人 1 日当たり 排出量	g/人・日	1,068	1,058	1,039	1,009	1,024	1,004	988	988
長野県平均	g/人・日	836	822	817	811	816	807	800	802

3) 資源化量

松本市の資源化量の推移を表 2.2.17 に示す。資源化量は、近年減少傾向にあり、資源化率も低下傾向にある。松本市の資源化率は、長野県の平均に比べて低く、令和 4 年度では 2.6 ポイント低い。

表 2.2.17 資源化量の推移

項目	単位	年 度							
		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
直接資源化量	t/年	7,815	7,062	6,453	6,017	6,007	6,010	5,589	5,338
中間処理後 再生利用量	t/年	3,913	3,766	3,822	3,933	3,841	3,902	10,040	10,074
集団回収量	t/年	1,929	2,000	1,850	1,728	1,688	1,153	1,161	1,133
合計	t/年	13,657	12,828	12,125	11,678	11,536	11,065	16,790	16,545
総ごみ排出量	t/年	92,830	91,793	89,793	88,318	89,538	87,292	85,549	85,329
資源化率	%	14.7	13.9	13.4	13.2	12.9	12.7	19.6	19.4
資源化率 (長野県平均)	%	23.0	22.1	21.2	20.6	20.5	21.4	22.6	22.0

注) 中間処理後再生利用量には、灰資源化量を含む。

4) 最終処分量

松本市の最終処分量の推移を表 2.2.18 に示す。最終処分量は、近年減少傾向にあり、最終処分率も低下傾向にある。松本市の最終処分率は、長野県の平均に比べて高く、令和 4 年度では 8.5 ポイント高い。

表 2.2.18 最終処分量の推移

項目	単位	年 度							
		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
直接最終処分量	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却残渣量	t/年	10,745	10,847	10,613	10,130	10,688	10,514	10,337	10,161
処理残渣量	t/年	1,258	1,259	1,145	1,201	1,136	1,090	754	715
合計	t/年	12,003	12,107	11,758	11,332	11,824	11,604	11,091	10,876
総ごみ排出量	t/年	92,830	91,793	89,793	88,318	89,538	87,292	85,549	85,329
最終処分率	%	12.9	13.2	13.1	12.8	13.2	13.3	13.0	12.7
最終処分率 (長野県平均)	%	9.4	9.4	9.0	8.1	7.1	6.9	4.9	4.2

5) エコトピア山田（最終処分場）へのごみの埋立量

エコトピア山田へのごみの埋立量の推移を表 2.2.19 に示す。

表 2.2.19 エコトピア山田へのごみの埋立量の推移

項目	単位	年 度					
		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
焼却灰	t/年	5,294	5,205	5,044	4,894	5,267	5,661
埋立ごみ	t/年	1,147	1,252	1,025	1,109	1,137	986
合計（埋立量）	t/年	6,441	6,457	6,069	6,003	6,404	6,647

出典：「松本市エコトピア山田 一般廃棄物管理型最終処分場埋立管理運営マニュアル」（2020 年 4 月 松本市）

6) 産業廃棄物処理施設

松本市の産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場の設置状況を表 2.2.20 に示す。

表 2.2.20 産業廃棄物中間処理及び最終処分場の設置状況

施設所在地	許可件数		
	産業廃棄物処分量 中間処理	特別管理産業廃棄物処分量 中間処理	産業廃棄物処分量 最終処分場
松本市	20	3	0

出典：松本市ホームページ「産業廃棄物処理業者名簿（中間処理）」（令和 6 年 9 月 17 日現在）、「特別管理産業廃棄物処分量業者名簿（中間処理）」（令和 6 年 5 月 23 日現在）

(2) 下水道の普及状況

松本市の下水道の普及状況を表 2.2.21 に示す。

表 2.2.21 下水道の普及状況

市町村名	行政人口 (人)	計画区域内		供用区域内		水洗化	
		人口 (人)	割合(%)	人口 (人)	割合(%)	人口 (人)	割合(%)
松本市	235,720	229,185	97.2	229,185	97.2	226,573	98.9

注) 令和 5 年 3 月 31 日現在。ただし、令和 5 年 4 月 1 日供用開始告示人口を含む。

出典：「NAGANO「生活排水データ集」2023」（令和 5 年度(2023 年度) 長野県 環境部 生活排水課)

2.2.7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況

(1) 大気質

1) 環境基本法等

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準を表 2.2.22(1)～(2)に示す。

表 2.2.22(1) 大気の汚染に係る環境基準 (1)

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
<p>環境基準の評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期的評価（二酸化窒素、微小粒子状物質を除く） <p>二酸化硫黄、浮遊粒子状物質 測定を行った日についての1時間値の1日平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。</p> <p>一酸化炭素 測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。</p> <p>光化学オキシダント 測定を行った日についての1時間値の各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。</p> ・長期的評価（光化学オキシダントを除く） <p>二酸化窒素 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。</p> <p>二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。</p> <p>微小粒子状物質 微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。 長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較する。 短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98パーセントタイル値を代表値として選択し、これを短期基準（1日平均値）と比較する。</p>	

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域または場所については、適用しない。

注2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

注3) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

注4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示38号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日 環境省告示第33号）

「環境大気常時監視マニュアル第6版」（平成22年3月 環境省）

表 2.2.22(2) 大気の汚染に係る環境基準 (2)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域または場所については、適用しない。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示 4 号）

「トリクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準の改定について」（平成 30 年 11 月 19 日環境省告示第 100 号）

「ジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準について」（平成 13 年 6 月 12 日 環管総 182 号）

2) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の大気の汚染に係る環境基準を表 2.2.23 に示す。

表 2.2.23 ダイオキシン類の大気環境基準

項目	環境基準
ダイオキシン類	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

注) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示 68 号）

(2) 騒音

1) 環境基本法

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を表 2.2.24 に、道路に面する地域に係る環境基準を表 2.2.25(1)～(2)に、騒音に係る環境基準の地域の類型及び地域の指定状況を表 2.2.26 に示す。

対象事業実施区域は用途地域の指定はないため、騒音に係る環境基準は適用されない。

表 2.2.24 騒音に係る環境基準（等価騒音レベル）

時間帯の区分 地域の類型	昼 間 (午前 6 時から午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1) AA をあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注 2) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 3) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 4) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 2.2.25(1) 道路に面する地域に係る環境基準（等価騒音レベル）

時間帯の区分 地域の区分	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注) 車線とは一縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2.2.25(2) 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（等価騒音レベル）

基準値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。

注 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

(2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示 64 号）

表 2.2.26 騒音に係る環境基準の地域の類型及び地域の指定状況

地域の類型	市町村	用途地域の区分
A	松本市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、付表の地域
	安曇野市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、付表の地域
B	松本市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の地域
	安曇野市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の地域
C	松本市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	安曇野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の地域
備考		
1 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域をいう。		
2 付表の地域とは、用途地域の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域をいう。なお、付表は省略する。		
3 指定状況は令和5年3月31日現在。		

出典：「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型及び地域の指定」（平成24年3月8日 松本市告示第120号）

2) 騒音規制法

ア 道路交通騒音

騒音規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 2.2.27 に、道路交通騒音に係る知事等が定める区域を表 2.2.28 に示す。

要請限度とは、道路交通騒音により周辺の生活が著しく損なわれると認められるときに、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請し、道路構造に関して、道路管理者または関係行政機関の長に意見を述べることができる限度である。対象事業実施区域は用途地域の指定はないため、自動車騒音に係る要請限度は適用されない。

表 2.2.27 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

注 1) 表に掲げる区域のうち「幹線交通を担う道路に近接する区域」に係る限度は上表にかかわらず、特例として昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注 2) 車線とは、1 縦列の自動車（2 輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 3) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。

注 4) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じて道路端から距離によりその範囲を特定する。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

(2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「平成 12 年 3 月 30 日 県告示第 209 号」

表 2.2.28 道路交通騒音に係る知事等が定める区域

区域区分	市町村	用途地域の区分
a 区域	松本市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
	安曇野市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、付表の地域
b 区域	松本市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の地域
	安曇野市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の地域
c 区域	松本市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の地域
	安曇野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の地域
備考		
<p>1 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域をいう。</p> <p>2 付表の地域とは、用途地域の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域をいう。なお、付表は省略する。</p> <p>3 指定状況は令和5年3月31日現在。</p>		

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」（平成12年11月1日 松本市告示第371号）

イ 工場騒音

騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準を表 2.2.29 に、騒音規制地域等の指定を表 2.2.30 に示す。

工場、事業場騒音については、特定施設を有する工場、事業場に対し、区域の区分に応じて時間区分ごとに規制基準が定められている。対象事業実施区域は用途地域の指定はないため、特定工場等で発生する騒音の規制に関する基準は適用されない。

表 2.2.29 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から午後6時まで)	朝 (午前6時から午前8時まで) 夕 (午後6時から午後9時まで)	夜間 (午後9時から翌日の午前6時まで)
	第1種区域	50 デシベル	45 デシベル
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第3種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第4種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル
備考			
<p>1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。</p> <p>2 第2種区域、第3種区域又は、第4種区域の区域内に存在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。</p>			

出典：「昭和50年2月27日 県告示第97号」

表 2.2.30 騒音規制地域等の指定

区域の区分	市町村	用途地域の区分
第 1 種区域	松本市	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域
	安曇野市	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、付表の地域
第 2 種区域	松本市	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、付表の地域
	安曇野市	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、付表の地域
第 3 種区域	松本市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、付表の地域
	安曇野市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、付表の地域
第 4 種区域	松本市	工業地域
	安曇野市	工業地域、付表の地域
備考		
<p>1 この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域をいう。</p> <p>2 付表の地域とは、用途地域の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域をいう。なお、付表は省略する。</p> <p>3 指定状況は令和 5 年 3 月 31 日現在。</p>		

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」（平成 12 年 11 月 1 日 松本市告示第 371 号）

ウ 建設作業騒音

騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を表 2.2.31 に示す。

対象事業に伴う建設工事は、バックホウ等を使用するため騒音規制法に係る特定建設作業に該当するが、対象事業実施区域は用途地域の指定はないため、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は適用されない。

表 2.2.31 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制区域等 特定建設作業の種類	騒音の 大きさ	作業ができない 時間（夜間）	1 日における 作業時間	同一場所 における作業時間	日曜日、休日 における作業
くい打機等を使用する作業	85 デシベル	第 1 号区域 午後 7 時～ 翌日午前 7 時	第 1 号区域 10 時間を 超えないこと	連続して 6 日 を超えないこと	禁止
びょう打機を使用する作業					
さく岩機を使用する作業		第 2 号区域 午後 10 時～ 翌日午前 6 時	第 2 号区域 14 時間を 超えないこと		
空気圧縮機を使用する作業					
コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設 けて行う作業					
バックホウ、トラクターシ ョベル、ブルドーザーを使 用する作業					
適用 除外	作業がその作業を開始した日に 終わるものを除く。	A、B、C、 D、E	A、B	A、B	A、B、C、D、 E、F
備考 1 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。 2 表中 A～F は次の場合をいう。 A 災害その他非常の事態のための緊急に行う必要がある場合 B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合 C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合 D 道路法第 34 条（道路の占用許可）、第 35 条（協議）による場合 E 道路交通法第 77 条第 3 項（道路の占有許可）、第 80 条第 1 項（協議）による場合 F 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は 身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合 3 第 1 号区域とは、指定地域のうち第 1 種区域と第 2 種区域の全域、並びに第 3 種区域と第 4 種区域のうち 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼 保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内をいう。 第 2 号区域とは、第 3 種区域及び第 4 種区域のうち上記以外のものをいう。					

出典：「昭和 50 年 2 月 27 日 県告示第 97 号」

3) 松本市公害防止条例

ア 工場騒音

松本市公害防止条例に基づく指定事業（一般騒音）の敷地境界線上での騒音の規制値を表 2.2.32 に示す。

対象事業実施区域は用途地域の定めのない地域であるため、指定事業（一般騒音）に関する規制基準（その他の区域）が適用される。

表 2.2.32 指定事業（一般騒音）に関する規制基準

規制区域		時間の区分		
		昼 間 (午前 8 時から 午後 6 時まで)	朝 (午前 6 時から午前 8 時まで) 夕 (午後 6 時から午後 9 時まで)	夜 間 (午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで)
第 1 種 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種 区域	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種 区域	工業地域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル
その他 の区域	工業専用地域を除く 上記以外の区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
備考 1 その他の地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域の定めのない地域をいう。 2 この表は、建設作業に伴って発生する騒音、拡声機の使用に係る騒音及び交通機関の走行騒音等については適用しない。				

出典：「松本市公害防止条例施行規則第 3 条別表第 4（昭和 47 年 12 月 28 日）」

イ 建設作業騒音

松本市公害防止条例に基づく指定事業（建設騒音）の規制基準を表 2.2.33 に示す。

なお、対象事業実施区域は用途地域の定めのない地域であるため、指定事業（建設騒音）に該当する建設作業を実施する際には規制基準（第 2 号区域）が適用される。

表 2.2.33 指定事業（建設騒音）に関する規制基準

規制区域等 特定建設作業の種類	基準値 単位：dB	作業ができない 時間（夜間）	1日における 作業時間	同一場所における 作業時間	日曜日、休日 における作業
くい打機等又は さく井機を使用する作業	85	第 1 号区域 午後 7 時～ 翌日午前 7 時	第 1 号区域 10 時間を超 えないこと	連続して 6 日を 超えないこと	禁止
びょう打機を使用する作業	85	第 2 号区域 午後 10 時～ 翌日午前 6 時			
さく岩機を使用する作業	85	第 1 号区域 午後 9 時～ 翌日午前 6 時	第 2 号区域 14 時間を超 えないこと	第 1 号区域 連続して 1 月を 超えないこと	
空気圧縮機を使用する作業					
コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設 けて行う作業					
適用除外		A、B、C、E	A、B、H	A、B	A、B、D、F、G
備考					
1 基準値は、建設作業の場所の敷地の境界線から 30m の地点における値。					
2 第 1 号区域とは、第 1 種区域及び第 2 種区域と、第 3 種区域、第 4 種区域及びその他の区域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の規定による学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条の規定による保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条第 1 項の規定による病院及び同条第 2 項の規定による診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の規定による図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定による特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域。 第 2 号区域とは、第 1 号区域以外の区域。					
3 表中 A～H は次の場合をいう。					
A 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合					
B 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合					
C 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合					
D 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合					
E 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 34 条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 35 条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合並びに道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条第 3 項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合					
F 電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 1 条第 2 項第 1 号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合					
G 道路法第 34 条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合及び同法第 35 条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合並びに道路交通法第 77 条第 3 項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合					
H その作業を開始した日に終わる場合					

出典：「松本市公害防止条例施行規則第 3 条別表第 5（昭和 47 年 12 月 28 日）」

(3) 振動

1) 振動規制法

ア 道路交通振動

振動規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 2.2.34 に、振動規制地域等の指定を表 2.2.35 に示す。

対象事業実施区域は用途地域の指定はないため、道路交通で発生する振動の規制に関する基準は適用されない。

表 2.2.34 道路交通振動の要請限度

時間帯の区分 地域の区分	昼間 (午前 7 時から午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から午前 7 時まで)
第 1 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第 2 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

出典：「昭和 52 年 12 月 26 日 県告示第 683 号」

表 2.2.35 振動規制地域等の指定状況

区域の区分	市町村	用途地域の区分
第 1 種区域	松本市	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
第 2 種区域	松本市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
備考		
1 この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域をいう。		
2 指定状況は令和 5 年 3 月 31 日現在。		

出典：「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」（平成 12 年 11 月 1 日 松本市告示第 372 号）

イ 工場振動

振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準を表 2.2.36 に示す。

対象事業実施区域は用途地域の指定はないため、特定工場等で発生する振動の規制に関する基準は適用されない。

表 2.2.36 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間帯の区分 地域の区分	昼間 (午前 7 時から午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から午前 7 時まで)
第 1 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第 2 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考		
1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。		
2 第 1 種区域及び第 2 種区域に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。		

出典：「昭和 52 年 12 月 26 日 県告示第 683 号」

ウ 建設作業振動

振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準を表 2.2.37 に示す。

対象事業実施区域は用途地域の指定はないため、特定建設作業で発生する振動の規制に関する基準は適用されない。

表 2.2.37 特定建設作業の規制に関する基準

	振動の大きさ	作業ができない時間（夜間）	1日における作業時間	同一場所における作業時間	日曜日、休日における作業
基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと	第1号区域 午後7時～翌日午前7時 第2号区域 午後10時～翌日午前6時	第1号区域 10時間を超えないこと 第2号区域 14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	禁止
適用除外	作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。	A B C D E	A B	A B	A B C D E F
備考					
<p>1 表中 A～F は次の場合をいう。</p> <p>A 災害その他非常の事態のための緊急に行う必要がある場合</p> <p>B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合</p> <p>C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合</p> <p>D 道路法第 34 条（道路の占用許可）、第 35 条（協議）による場合</p> <p>E 道路交通法第 77 条第 3 項（道路の使用許可）、第 80 条第 1 項（協議）による場合</p> <p>F 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して、日曜日、休日に行う必要のある場合</p> <p>2 第 1 号区域とは、第 1 種区域の全域並びに第 2 種区域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域をいう。</p> <p>第 2 号区域とは、第 2 種区域のうち上記以外の区域をいう。</p>					

出典：「昭和 52 年 12 月 26 日 県告示第 683 号」

(4) 悪臭

悪臭防止法に基づく臭気指数規制による規制基準を表 2.2.38 に示す。

規制基準の規制方式は、特定悪臭物質の排出濃度及び臭気指数の 2 つの方式があり、対象事業実施区域のある松本市では、市内全域で臭気指数による規制が行われている。対象事業実施区域には用途地域の指定がないため、第 2 地域に該当する。

表 2.2.38 臭気指数規制による規制基準

地域の区分	敷地境界線	気体排出口（煙突、換気扇等）				排出水
		排出口の実高さが 15m 未満			排出口の実高さが 15m 以上	
		排出口の口径 0.6m 未満	排出口の口径 0.6m 以上 0.9m 未満	排出口の口径 0.9m 以上		
第 1 地域	12	28	23	20	排出ガスの臭気排出強度 ^{注)}	28
第 2 地域	15	31	26	23		31
第 3 地域	18	34	29	26		34
第 1 地域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域					
第 2 地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域（市街化調整区域、都市計画区域外の区域）、工業地域及び工業専用地域のうち、第 1 地域に接する場合にあっては、その境界線からの水平距離が 50m までの地域					
第 3 地域	第 2 地域に掲げる以外の工業地域及び工業専用地域					
規制対象：市内のすべての工場・事業所・事業場						
注) 気体排出口高さが 15m 以上の場合には、排出口から排出された臭気が地表に着地したときに、敷地境界線上の規制基準に適合するように大気拡散式を用いて該当工場又は事業場毎に算出する。						

出典：「悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準」（平成 15 年 3 月 1 日 松本市告示第 51 号）

(5) 水質

1) 河川及び湖沼

ア 環境基準

環境基本法に基づく人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に関する水質の環境基準を表 2.2.39 に示す。また、生活環境の保全に関する河川の環境基準を表 2.2.40(1)～(2)、湖沼の環境基準を 2.2.41(1)～(4)に示す。

対象事業実施区域の周囲には、信濃川水系の奈良井川、犀川が流れており、環境基準の水域類型の指定を受けている。BOD 等については、いずれの河川も A 類型に指定されている。また、水生生物保全項目については、いずれの河川も生物 A に指定されている。

表 2.2.39 人の健康の保護に関する環境基準等

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

表 2.2.40(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア BOD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下	
C	水産3級、工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上		
D	工業用水2級、農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上		
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L 以上		

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。
- 4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。（*）
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（*）県内の河川AA類型の環境基準点においては、20CFU/100ml以下を適用する。

表 2.2.40(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

イ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
備考：基準値は、年間平均値とする。					

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

表 2.2.41(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ア COD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上		
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上		
備考							
<p>1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p> <p>2 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。（*1）</p> <p>3 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。（*2）</p> <p>4 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

（*1）県内の湖沼 AA 類型の環境基準点においては、20CFU/100ml 以下を適用する。

（*2）県内の湖沼 A 類型の環境基準点においては、300CFU/100ml 以下を適用する。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

表 2.2.41(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

イ 全窒素、全燐

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	別に 水域 類型 ごと に指 定す る水 域
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に 掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うもの とし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適 用する。				
3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び 3 種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

注 4) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 2.2.41(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ウ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域 を好む水生生物及びこれらの餌 生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に 水域 類型 ごと に指 定す る水 域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄 に掲げる水生生物の産卵場（繁殖 場）又は幼稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む 水生生物及びこれらの餌生物が 生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、 生物 B の欄に掲げる水生生物の産 卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

表 2.2.41(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

エ 底層溶存酸素量

項目 類型	水生生物の生息・再生産する場の適応性	基準値	該当 水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	別に水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
備考 1 基準値は日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

イ 廃棄物処理法に基づく排水基準等

廃棄物処理法に基づく、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の排水基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則に定めるダイオキシン類の許容限度を表 2.2.42(1)～(2)に示す。

表 2.2.42(1) 排水基準等

項目	排水基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名 EPN）に限る。）	1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下

表 2.2.42(2) 排水基準等

項 目	排水基準
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
ほう素及びその化合物	50mg/L 以下 (海域以外)
ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下 (海域以外)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 200mg/L 以下
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8 以上、8.6 以下 (海域以外)
生物化学的酸素要求量	60mg/L 以下
化学的酸素要求量	90mg/L 以下
浮遊物質	60mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下
フェノール類含有量	5mg/L 以下
銅含有量	3mg/L 以下
亜鉛含有量	2mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下
クロム含有量	2mg/L 以下
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下
窒素含有量	120 (日間平均 60) mg/L 以下
燐含有量	16 (日間平均 8) mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下

注 1) 「検出されないこと」とは、測定方法に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

注 2) 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注 3) 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。

注 4) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域 (湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。) として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

注 5) 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和 52 年 3 月 14 日総理府・厚生省令第一号)

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第二」(平成 11 年 12 月 27 日 総理府令第 67 号)

(6) 地下水

環境基本法に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質に係る地下水環境基準を表 2.2.43 に示す。

表 2.2.43 地下水の水質汚濁に係る環境基準等

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

(7) 土壌

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に関する環境基準を表 2.2.44 に示す。

表 2.2.44 土壌に係る基準値

項目	環境上の条件	検液中濃度	農用地における基準
カドミウム		0.003mg/L 以下	産米中濃度 0.4mg/kg 以下
全シアン		検出されないこと。	
有機燐		検出されないこと。	
鉛		0.01mg/L 以下	
六価クロム		0.05mg/L 以下	
砒素		0.01mg/L 以下	土壌中濃度(田に限る。)15mg/kg 未満
総水銀		0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀		検出されないこと。	
PCB		検出されないこと。	
銅			土壌中濃度(田に限る。)125mg/kg 未満
ジクロロメタン		0.02mg/L 以下	
四塩化炭素		0.002mg/L 以下	
クロロエチレン		0.002mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン		0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン		0.1mg/L 以下	
1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン		1mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン		0.01mg/L 以下	
テトラクロロエチレン		0.01mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/L 以下	
チウラム		0.006mg/L 以下	
シマジン		0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ		0.02mg/L 以下	
ベンゼン		0.01mg/L 以下	
セレン		0.01mg/L 以下	
ふっ素		0.8mg/L 以下	
ほう素		1mg/L 以下	
1,4-ジオキサン		0.05mg/L 以下	
ダイオキシン類		1,000pg-TEQ/g 以下	
備考			
<p>1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>4 ダイオキシン類（土壌）にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>			

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

2.2.8 地域の環境に係る方針等の状況

(1) 土地利用基本計画

対象事業実施区域及びその周囲における「長野県土地利用基本計画」に基づく指定状況は以下のとおりである。

1) 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲における都市地域を図 2.2.11 に示す。

対象事業実施区域は、都市地域の市街化調整区域に区分される。

2) 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域を図 2.2.12 に示す。

対象事業実施区域は、農業地域に指定されている。

3) 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域を図 2.2.13 に示す。

対象事業実施区域は、一部が森林地域に含まれている。

4) 自然公園地域

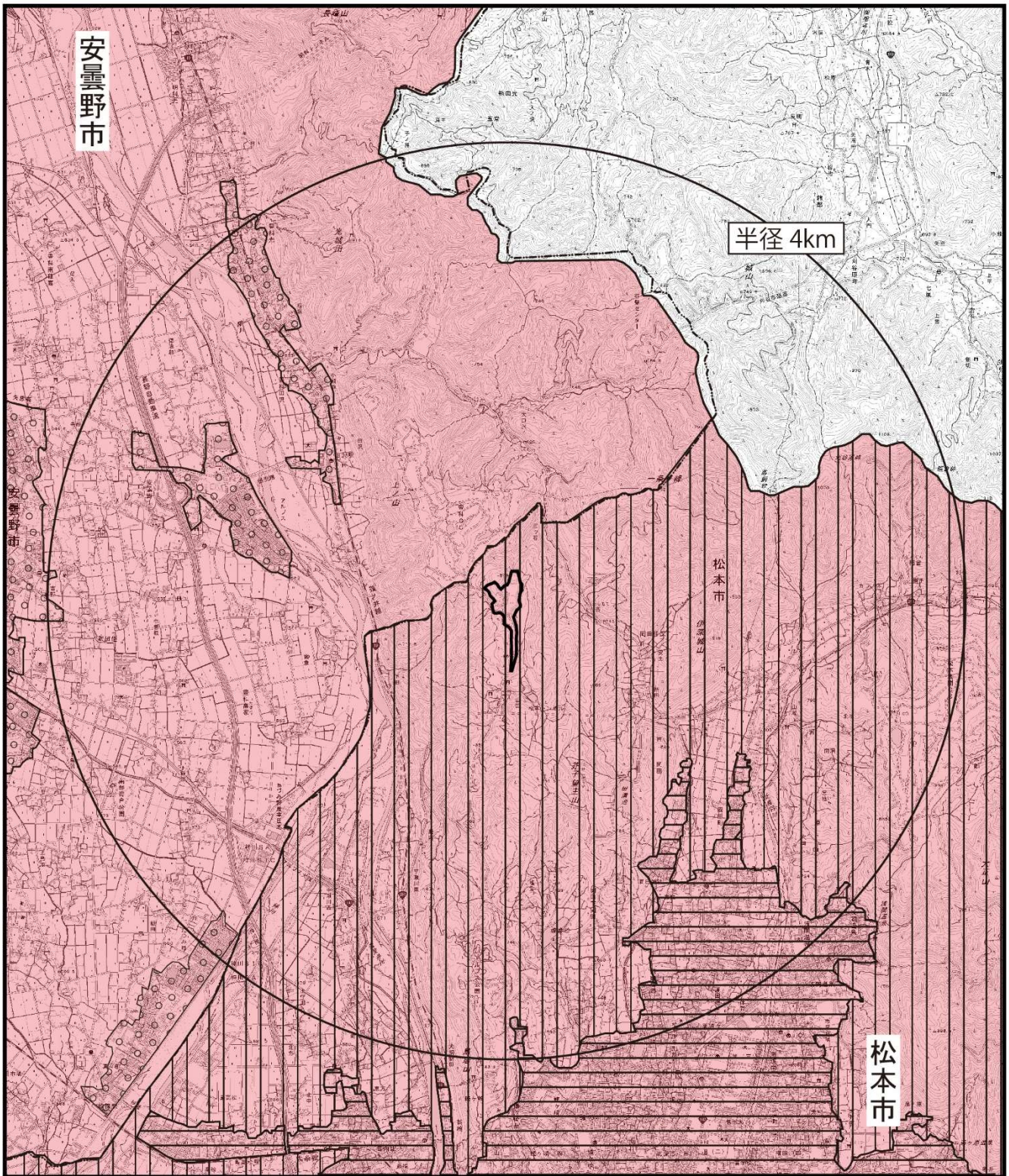
対象事業実施区域及びその周囲には、自然公園地域に指定されている場所はない。

なお、対象事業実施区域のある松本市では、八ヶ岳連峰が八ヶ岳中信高原国定公園に、北アルプス山域が中部山岳国立公園に指定されている。

5) 自然保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、自然保全地域に指定されている場所はない。また、「長野県自然環境保全条例」では、「自然環境保全地域」「郷土環境保全地域」「大規模開発調整地域」を指定しているが、対象事業実施区域及びその周囲には、いずれの地域についても指定されている場所はない。

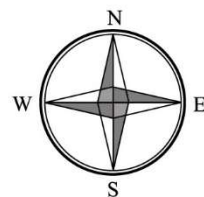
なお、対象事業実施区域のある松本市では、虚空蔵山と牛伏寺鉢伏山麓が、郷土環境保全地域に指定されている。



凡 例

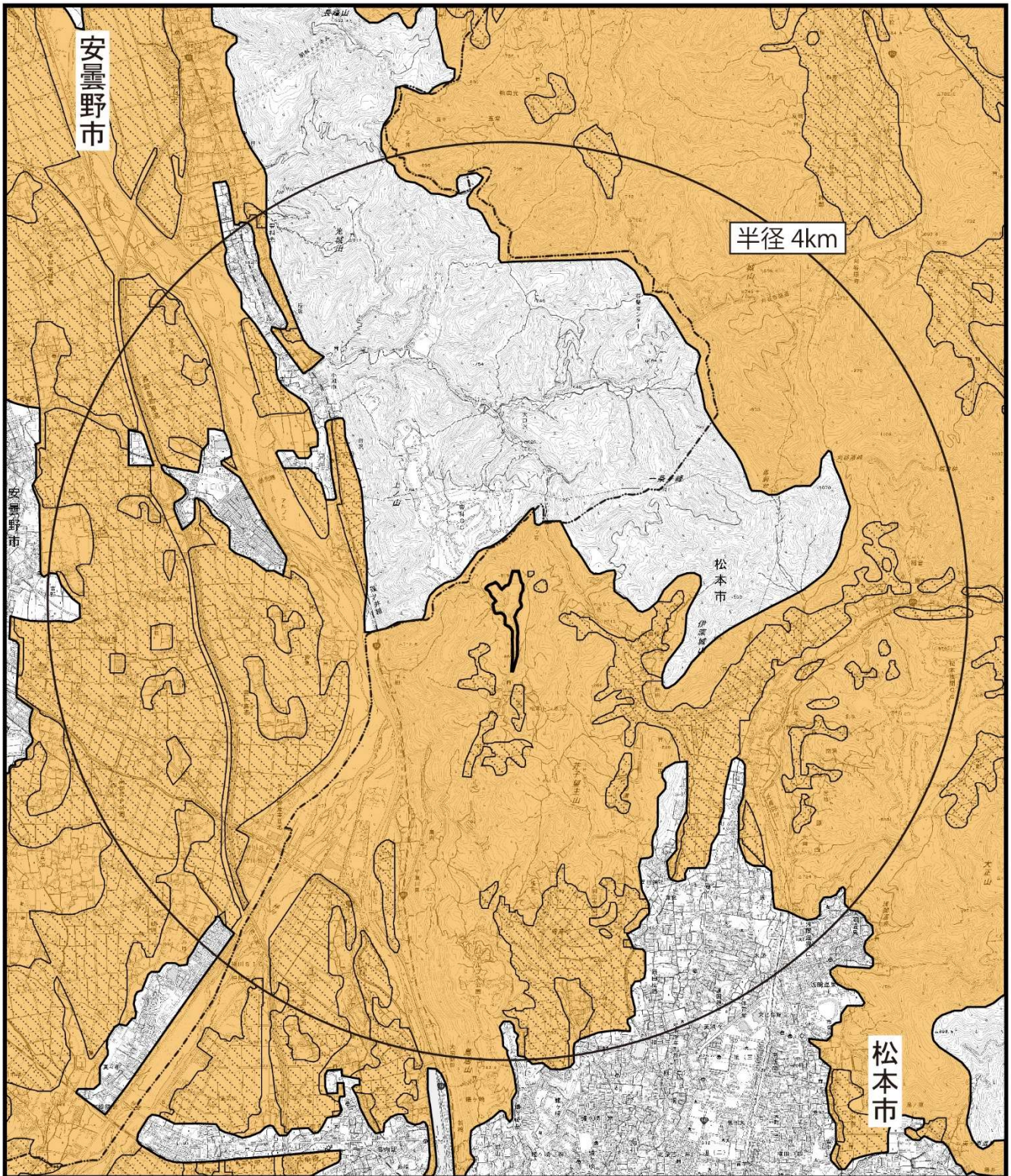
- 対象事業実施区域
- 都市地域
- 市街化調整区域
- 市街化区域
- その他の用途地域
- 市境

図2.2.11 都市地域の状況



Scale 1/50,000
 0 1,000 2,000 3,000m

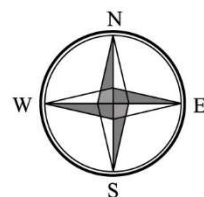
この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。
 出典：国土交通省ホームページ「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」



凡 例

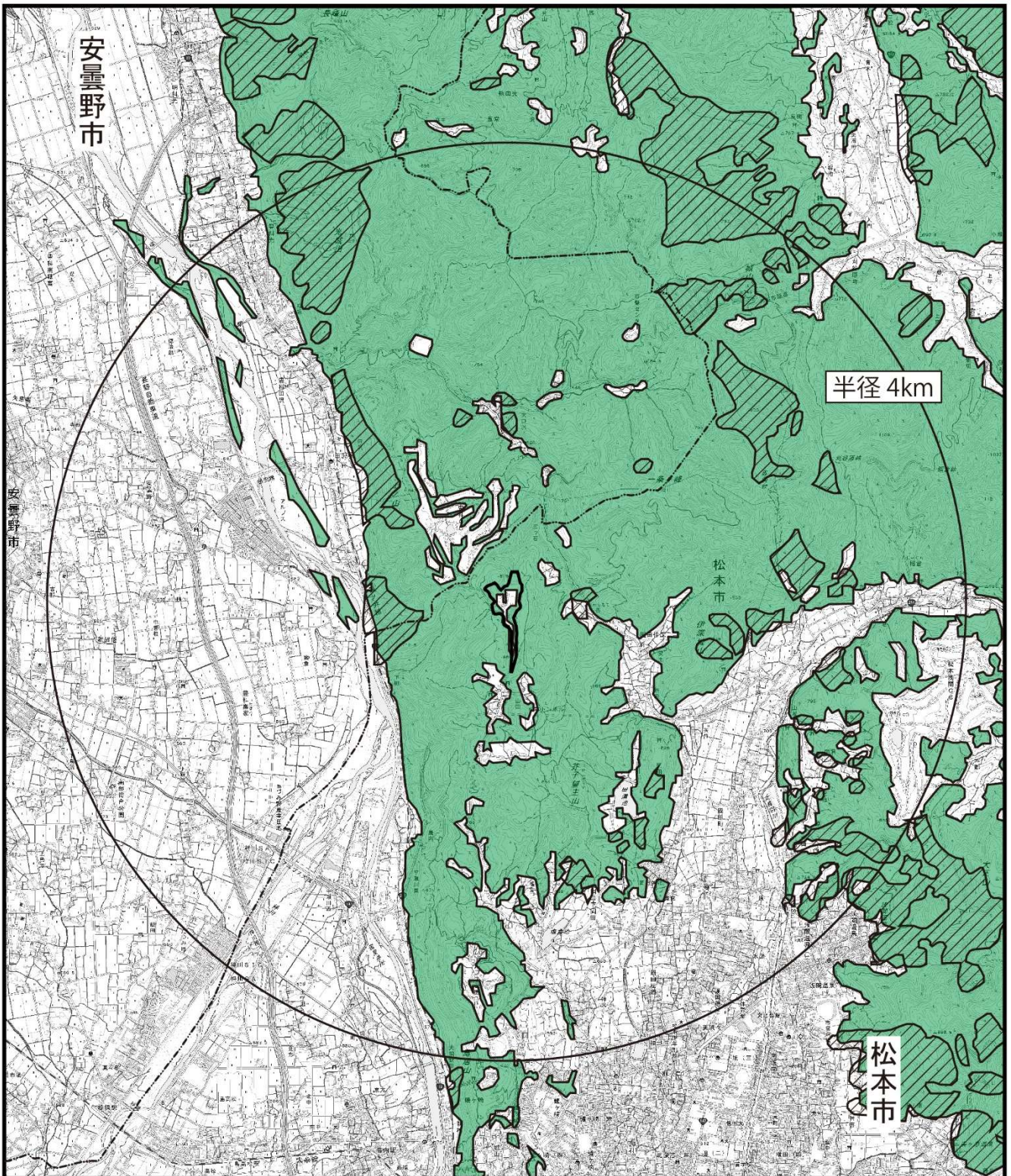
- 対象事業実施区域
市境
- 農業地域
- 農用地区域

図2.2.12 農業地域の状況



Scale 1/50,000
 0 1,000 2,000 3,000m

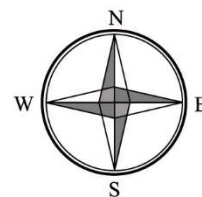
この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。
 出典：国土交通省ホームページ「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」



凡例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 森林地域
- 保安林

図2.2.13 森林地域の状況



Scale 1/50,000
 0 1,000 2,000 3,000m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。
 出典：国土交通省ホームページ「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」

(2) 土地利用に関する計画

松本市では、令和3年8月に策定した松本市総合計画において、基本理念を「豊かさと幸せに挑み続ける 三ガク都」とし、まちづくりの基本目標を示している。松本市都市計画マスタープラン（令和4年3月）では、都市づくりの課題を解決するための基本方針として「歴史や自然を活かし、活力ある産業を育てる都市づくり」、「誰もが快適で安心して暮らせる都市づくり」、「集約連携型都市構造の実現による効率的かつ機能的な都市づくり」、「自然災害による被害を最小限に抑える安全な都市づくり」、「市民や地域が自ら考え、自ら行動する都市づくり」の5つをあげ、将来都市像として「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」を掲げている。

松本市都市計画マスタープランでは、具体的な将来の都市構造に関して、都市機能の集積や都市活動を集中的に展開するエリアとして、表2.2.45に示す都市活動拠点を配置し、それぞれの役割に応じた誘導や整備の方針を定めている。また、自然環境の保全を優先すべき区域、市街地や都市基盤の整備を進める区域、そして都市と自然の調和・共生が必要となる区域を明確にするため、表2.2.46に示すようなゾーニングを設定している。都市活動拠点及び都市連携軸、骨格的道路網、ゾーニング（開発地・保全地）を示した将来都市構造図を図2.2.14に示す。対象事業実施区域は、自然環境保全ゾーンに該当する。

表 2.2.45 都市活動拠点の種別と配置方針・誘導方針

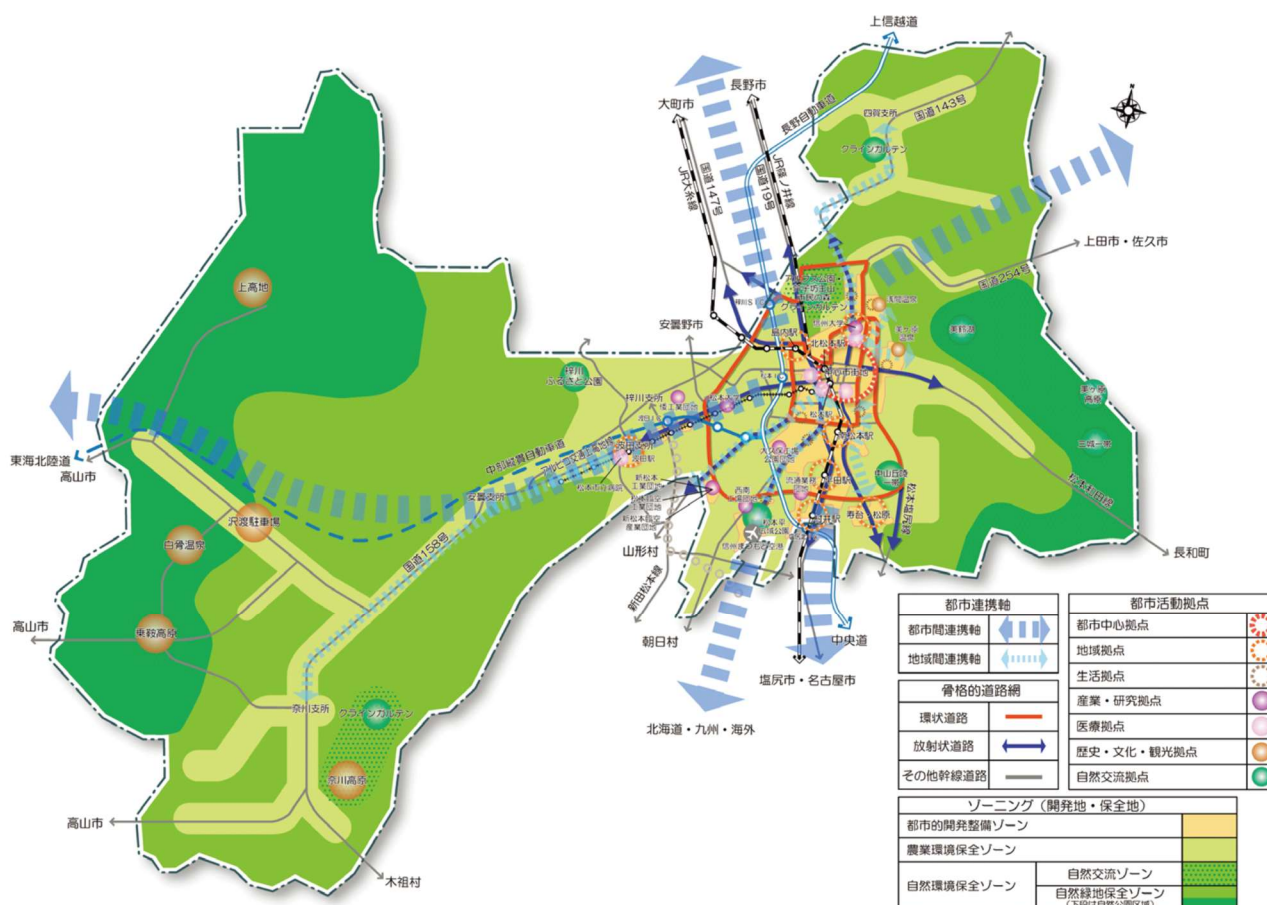
種別	配置方針	誘導方針
都市中心拠点	中心市街地（松本城・松本駅・あがたの森を結ぶ歩行者の回遊性を高めるエリアを含む。）の都市機能誘導区域内に配置します。	松本都市圏を対象とする高次都市機能の集積を誘導するほか、中心市街地として複合的な都市機能を誘導します。
地域拠点	主要な鉄道駅やバス停（中心市街地以外）周辺の都市機能誘導区域内に配置します。	周辺市街地への生活サービス提供を目指し、交通結節点機能の向上を図るとともに、各種都市機能及び人口を誘導します。
生活拠点	市街化区域内において都市中心拠点と地域拠点を補完するために配置します。	周辺地域への生活サービス提供を目指し、公共交通や生活サービス施設の維持・誘導と併せて拠点周辺の居住人口の維持を図ります。
コミュニティ拠点	35地区の地域づくりセンター周辺に配置します。	35地区の日常生活に必要な機能の確保を目指し、地域づくりの活動によるコミュニティの維持を進めます。
産業・研究拠点	西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地、倭工業団地、流通業務団地、松本大学、信州大学に配置します。	大規模な工場・物流施設、研究機関の集積を維持・誘導し、周辺環境と調和する産業空間形成を進めます。
医療拠点	信州大学医学部附属病院、相澤病院、まつもと医療センター松本病院、松本協立病院、丸の内病院、松本市立病院に配置します。	平時及び災害時における医療機能確保のために、病院へのアクセス道路の確保、周辺の防災機能の向上、各病院の医療活動に必要な環境整備等を進めます。
歴史・文化・観光拠点	国宝松本城・国宝旧開智学校周辺、浅間温泉、美ヶ原温泉、上高地、乗鞍高原、奈川高原、白骨温泉、沢渡駐車場、あがたの森に配置します。	歴史・文化・観光資源の保全・活用、観光施設等の整備・充実を図るとともに、周辺地域と一体となった魅力向上や回遊性向上を図ります。
自然交流拠点	アルプス公園・芥子坊主山市民の森、中山丘陵一帯、三城一帯、松本平広域公園、美鈴湖、美ヶ原高原、四賀・奈川地区クラインガルテン、梓川ふるさと公園に配置します。	良好な自然環境と調和したレクリエーションや自然との交流の場として整備・充実を図ります。

出典：「松本市都市計画マスタープラン（令和4年3月）」（松本市 建設部 都市計画課）

表 2.2.46 ゾーニングの種別と配置・整備等の方針

種別	配置方針	整備又は保全の方針
都市的開発・整備ゾーン	市街化区域を基本に配置します。	用途地域等の土地利用規制、市街地開発事業、都市施設の整備等を通じ、積極的に都市環境の形成を促進します。
農業環境保全ゾーン	市街化調整区域を基本として配置します。	無秩序な市街地の拡大は抑制しつつ、優良農地や自然環境を保全し、都市と自然が調和・共生する田園集落の環境整備を進めます。
自然環境保全ゾーン	自然交流ゾーン	市民の憩いやレクリエーション及び自然とのふれあいの場として保全・活用すべき市街地郊外の良好な緑地に配置します。
	自然緑地保全ゾーン	市域の東側と西側に連なる丘陵・森林地帯に配置します。

出典：「松本市都市計画マスタープラン（令和4年3月）」（松本市 建設部 都市計画課）



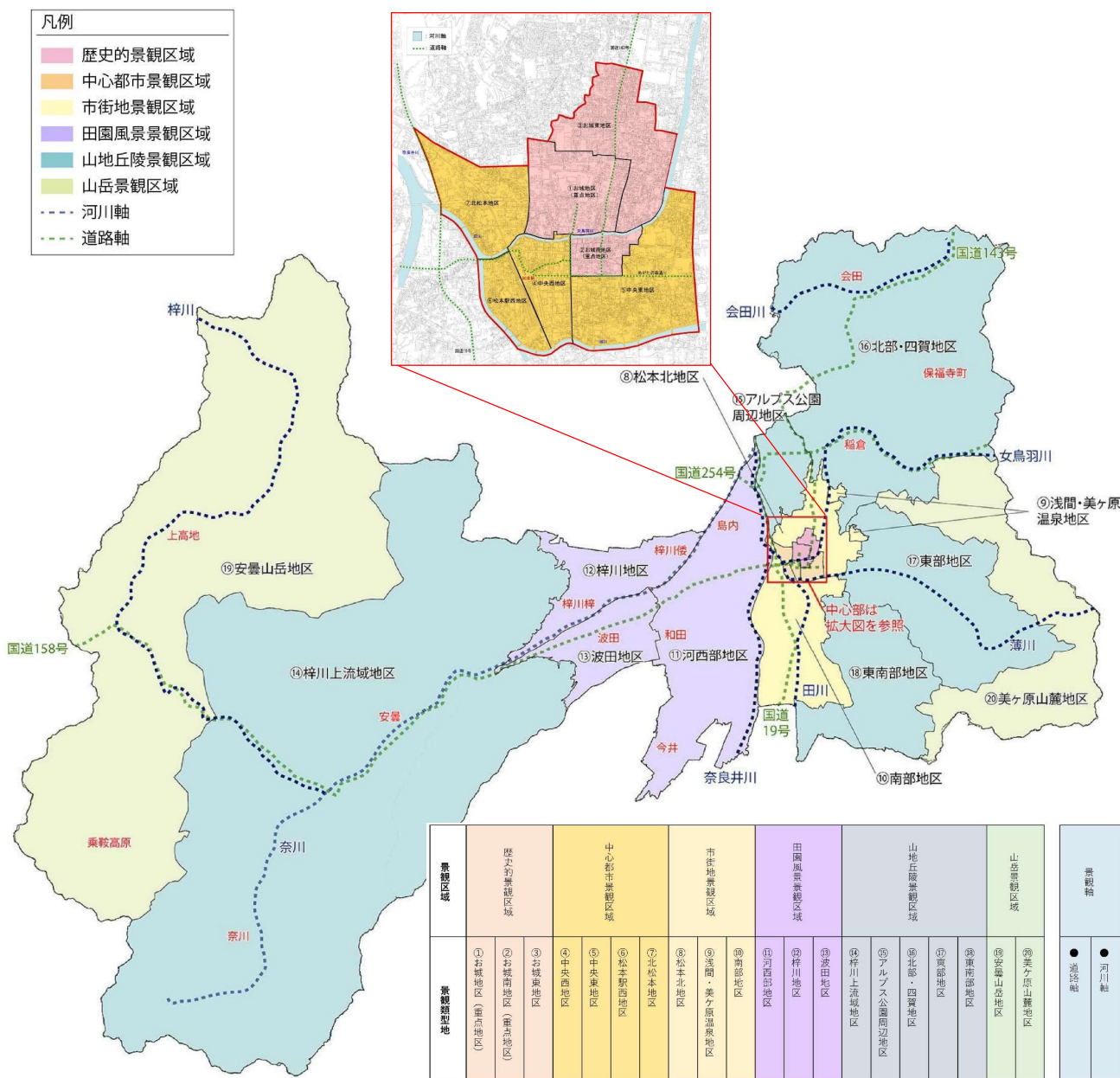
出典：「松本市都市計画マスタープラン（令和4年3月）」（松本市 建設部 都市計画課）

図 2.2.14 将来の都市構造図

(3) 景観に関する計画

松本市は、四季折々の表情が美しい自然や、由緒ある歴史的資源、人々が育んできた文化的資源などの世界に誇るべき豊かな景観資産を、守り、育て、未来へと引き継いでいくために、平成20年4月に景観形成の指針となる「松本市景観計画」を策定するとともに、併せて景観法に基づく「松本市景観条例」を施行した。

景観計画では松本市全域を景観計画区域と定め、地形構造や都市化、歴史集積等の特徴から6つの景観区域に区分し、これら景観区域を、土地利用状況や集落・町丁界等による20の景観類型地区に細分し、さらに土地利用規制別地域を類型地区の要素として捉え、最終区分している。景観計画区域の区分体系及びゾーニング図を図2.2.15に示す。対象事業実施区域は山岳丘陵景観区域のアルプス公園周辺地区に該当する。



出典：「松本市景観計画（令和5年3月）」（松本市 建設部 都市計画課）

図 2.2.15 景観計画区域の区分体系及びゾーニング図

1) 景観形成

各景観区域の景観形成方針を表 2.2.47 に示す。

表 2.2.47 各景観区域の景観形成方針

景観区域	景観形成方針
歴史的景観区域	<p>松本市の代表的建造物である国宝松本城をはじめ、国宝旧開智学校や、城下町の歴史的街並みや街路など、全体として歴史的町割りを色濃く残す景観要素から構成されている区域です。平城、土蔵、大正・昭和初期の洋館など、個性ある景観形成の手がかりになる歴史的な景観要素の保全に努めます。</p> <p>城下町の風情と賑わいを感じさせる歴史的商店街や縁日の商店街、街並みに潤いを与える街路樹や湧水、町中を流れる河川など、すでにある景観資産を維持活用します。また、これらの景観要素を活用して、国宝松本城を中心とした道筋を、時間の変遷を体感しながら、松本城を感じることでできる回廊として整備し、地域の人々と協力し賑わいと風格のある歴史的景観を育成します。</p>
中心都市景観区域	<p>商業施設・業務施設・行政施設が集積し、松本市の中心市街地を形成している区域で、区画整理事業等により基盤整備が進み、近代的都市景観を形成しています。駅前、あがたの森通り、やまびこ道路等、幹線道路沿道では屋外広告物が都市景観の阻害要因となっているものがあります。</p> <p>街並みを中心に景観の構成を整理し、阻害要素の除去を工夫することで、まちの顔にふさわしく多くの人々に親しまれる、賑わいと活力のある中心市街地を育成することとします。</p>
市街地景観区域	<p>商業施設、業務施設、行政施設が点在し、周辺は温泉街、住宅団地、農村集落、田畑等が混在する区域です。幹線、都市計画道路の沿道には街路樹等の植栽がある一方で、屋外広告物が市街地景観の阻害要因ともなっています。</p> <p>この地域では比較的大規模な住宅地開発が進められてきたことから、周囲の緑及び田畑、背景となる山並みと調和した良好な住居地景観の形成を目指すとともに、近隣住民との協力による周辺緑化、道路美化などきめ細かな景観育成に努めます。南松本駅周辺、平田駅周辺、村井駅周辺等の商業、業務施設が集中する地域では、周辺住宅地と調和した賑わいのある市街地景観を育成することとします。</p>
田園風景景観区域	<p>集落や田園から、西に雄大な北アルプスの山並み、東に美ヶ原高原、王ヶ鼻、鉢伏山などからなる東山の稜線を遠望できる区域です。また、屋敷林に囲まれた白壁と漆喰造りの豪壮な伝統様式の民家が田園に点在し、集落内の水路とともに松本平の地域性を感じさせる重要な景観要素になっています。本区域には、幹線道路周辺に市街化の進行している地域があり、無秩序な開発を抑制する必要があります。</p> <p>周辺の伝統的民家と調和した家並みの形成を促進し、屋敷林と民家の保全を図り、田園景観を維持することとします。</p>
山岳丘陵景観区域	<p>本区域に属する四賀や安曇、山辺の里山には、昔ながらの伝統的様式の民家と蔵を持つ集落が点在し、水田や自然景観とともに日本の原風景とも言える農村景観が見られます。市街地近郊では、新しい住宅も多く見られ、古くからの農村集落景観から変容しつつある地域があります。</p> <p>伝統的な民家集落や宿場跡の歴史的町並みは、人々が地域の気候風土と暮らしの中で形成してきた財産であり、生活に潤いと安心感を与え、郷土愛を育んでもくれます。こうした意味合いを持つ伝統的様式の民家や蔵、それらで構成される農村集落や街並み、周辺の田畑や里山の景観を保全することとします。</p>
アルプス公園 周辺地区	<p>市北部の芥子坊主山は豊かな樹林と周辺に点在する田溝池、塩倉池などの溜池とともに市街地近郊の自然景観を呈しています。芥子坊主山の頂上からは眼下に広がる松本平と北アルプスの稜線が望める眺望ポイントになっており、ハイキングコースも整備されています。中心市街地から近いこと、田園風景の中に、新しい住宅が増加しており、様々な形態の住宅が建ち並ぶ景観となっています。</p> <p>市街地近郊の緑地景観の保全を図るとともに、住宅地においては緑豊かな落ち着いた家並み景観を形成することとします。</p>
山岳景観区域	<p>本区域に属するのは、市域の西端、東端にある山岳エリアです。乗鞍岳、焼岳、穂高岳、槍ヶ岳、常念岳等の高峰を有する西側の北アルプスでは、標高差が 2,000m に及ぶ起伏に富んだ山脈が発達し、特徴的な山岳景観が形成されています。低山帯、高山帯、亜高山帯の標高に応じた植生の垂直分布が見られ、落葉樹林、針葉樹林、高山植物などが山々と織り成す美しい自然景観を形成しています。</p> <p>一方、古くから東山と呼ばれてきた美ヶ原高原は、360 度の眺望を誇り、松本平、北アルプス連峰を望む広大な台地に山野草が咲き、標高に応じてトウヒ、モミ、ツガなどの針葉樹林と、ブナ、シラカバ、カエデなどの落葉広葉樹林に囲まれた自然景観になっています。両地域とも多くの観光客が訪れ、観光施設が整備されています。</p> <p>梓川と穂高連峰からなる上高地や乗鞍高原、美ヶ原高原の美しい山岳景観を保全するとともに、観光施設と山岳景観との間の調和がとれた景観形成を目指します。</p>

出典：「松本市景観計画（令和 5 年 3 月）」（松本市 建設部 都市計画課）

2) 眺望景観

「松本市景観計画」(令和5年3月 松本市)では、眺望景観を維持保全していくため、松本市の重要な景観資源を眺望できる場所を眺望点として19か所24点を選定し、眺望点ごとに配慮指針を定めている。対象事業実施区域周辺における眺望点の松本市眺望景観の配慮指針等を表2.2.48に、対象事業実施区域周辺(対象事業実施区域から半径4km以内)における眺望点を図2.2.16に示す。

表 2.2.48 対象事業実施区域周辺における眺望点の松本市眺望景観の配慮指針等

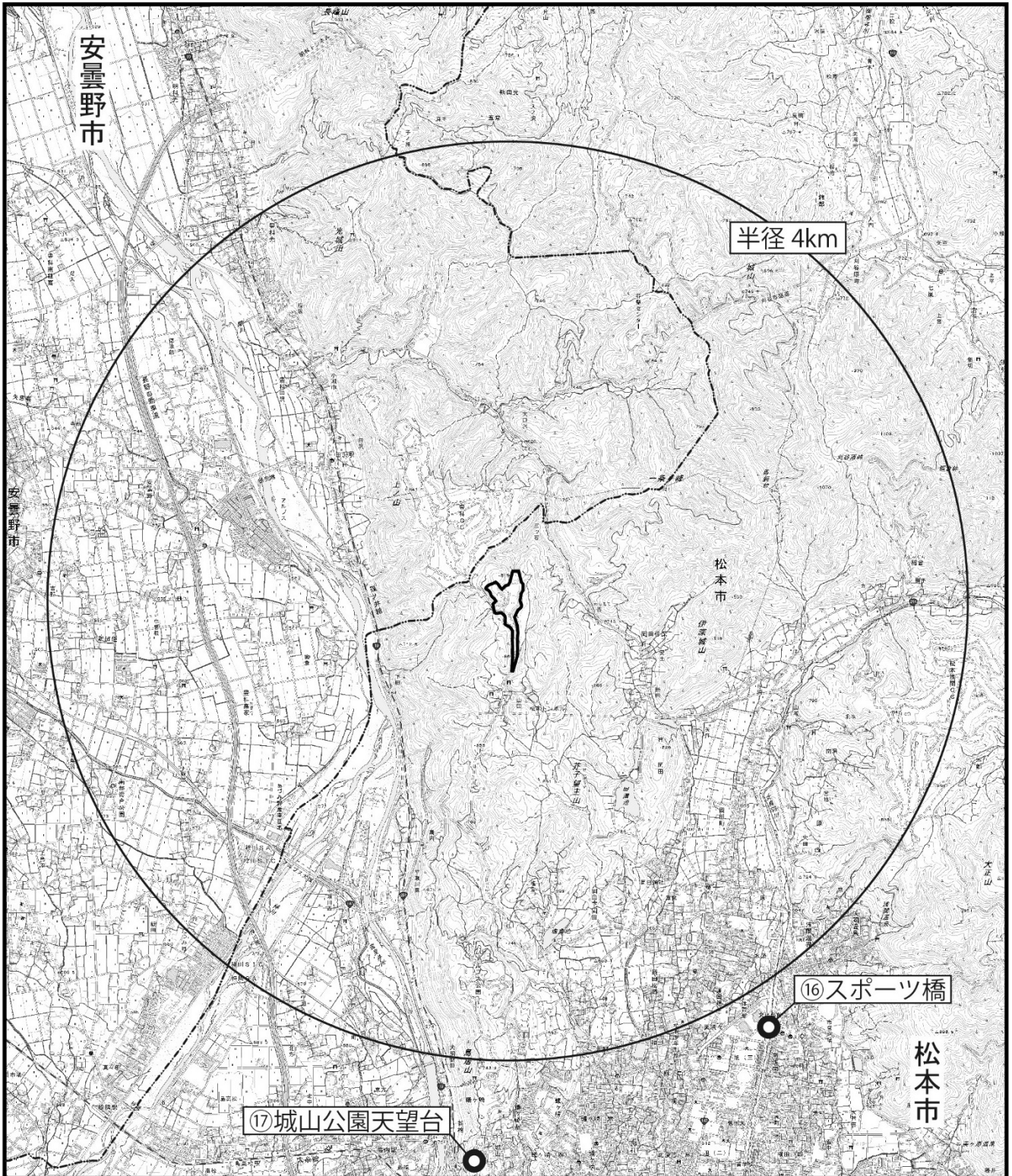
眺望点の名称	特徴・写真	配慮指針・位置図及び写真の方角
⑩ スポーツ橋 (ビュー・コリドー)	<p>女鳥羽川に架かる橋で、上流方向には左手に街路樹があり三才山方面の山がアイストップとなる。下流方向には市街地の広がり奥に南アルプスまで見通すことが出来る眺望点。堤防広場などの河川敷一帯は、日常的に犬の散歩やウォーキングで訪れる人も多い。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設や塔状工作物及び高層建築物などの設置により、河川沿いの見通しや、アイストップとなる山並みの眺望景観が阻害されないよう配慮する。 市街地のまち並みや屋外広告物は、周囲から大きく突出するような形態を避け色彩のまともりにも配慮する。 
⑪ 城山公園展望台 (パノラマ)	<p>松本最初の公園である城山公園は、展望台に上がれば北アルプスなどの山並みを正面に、松本平を一望できる。近景には城山の木々や住宅地、中景には松本市街地や安曇野市、遠景には乗鞍岳、鉢伏山、弘法山、高ボッチ高原、戸谷峰、美ヶ原などを見渡すパノラマ景観であり、豊かな山の緑に囲まれた松本平の都市構造を視覚的に認識できる。ライトアップ基本計画に位置付けられた眺望点であり、自然・田園と調和した美しくまとまりのある景観形成を図っていく。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 近中景域に視認される広告物は地色への高彩度色の使用を避け、特に屋上広告物は極力サイズを抑え、地色を建物基調色と合せたり切り文字とするなど、建物ファサードが活きる意匠とする。 大規模な建築物は壁面の分節化に努める。中層階以上に極端に低明度や高明度など、周辺から目立つ色彩の使用を避け、落ち着いた外観とすること。 手入れのされた公園内の樹木にも配慮し、美しい山並みが活きる眺望景観とする。 

注1) 眺望点の名称()は、眺望景観のタイプを示す。

ビュー・コリドー：見通し・眺めの廊下、 パノラマ：見晴らし

注2) 表中の番号は図2.2.16に対応している。

出典：「松本市景観計画(令和5年3月)」(松本市 建設部 都市計画課)



<p>凡 例</p> <p> 対象事業実施区域 - - - - - 市境 眺望景観（眺望点） </p>		<p>図2. 2. 16 対象事業実施区域周辺における眺望景観（眺望点）</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>Scale 1/50,000</p> <p>0 1,000 2,000 3,000m</p>
--	--	--

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。
 出典：「松本市景観計画（令和5年3月）」（松本市 建設部 都市計画課）

3) 行為の制限事項等

全市域共通および対象事業実施区域が該当する田園・集落系地域（用途地域外）における行為制限事項と景観形成基準を表 2.2.49(1)～(4)に、高さ制限の緩和について表 2.2.50 にそれぞれ示す。

表 2.2.49(1) 行為制限項と景観形成基準（全市域共通）

行為制限事項		景観形成基準	特	
建築物	高さ	○山並みの眺望景観を阻害しないように、地域特性を考慮した高さとする。		
	配置	敷地内配置 ○ランドマーク等の眺望を阻害しないよう配置に配慮する。		
	形態意匠	建築物自体の意匠性	○建築物として、意匠全体のバランスに配慮し、まとまりのある形態とする。 ○建築物の正面デザイン（形状、規模、素材、色彩、植栽等総合的デザイン）に配慮し、統一感の中にも表情のある公共空間形成につながる佇まいを目指す。	特
		屋上設備・建物スカイライン	○スカイラインを構成する建物上端をまとまりのあるデザインとする。	特
		付帯設備／付帯施設	○屋外階段、配管類等の付帯設備は極力目立たないようにし、建築物本体との調和を図る。 ○付帯施設（車庫、物置等）は建築物本体と一体的なデザインとする。	特
	色彩	○彩度が低く、落ち着いた色彩を基調とし、周辺との調和に配慮する。 ○外壁において、見付面積の 1/5 以下のアクセントカラーは、本制限を適用しない。ただし、景観上支障のない場合に限る。 ○屋根も本制限を適用するが、アクセントカラーによる緩和は認めない。ただし、地域の伝統的な色彩として認められるものはこの限りでない。 ○色彩は別項の基準を超えないものとする。ただしこの基準は表面に着色していない素材色（木材、れんが、土壁、金属板、スレート、ガラスなどの資材の色彩）には適用しない。 ○遊戯施設は除く。ただし、景観上支障のない範囲に限る。 ○自動販売機及び屋外広告物は、別記のとおり。	特	
	素材	○長期に渡り、はく離や劣化が起こらず、時間経過と共にその良さや味わいが滲み出てくるものを用いる。 ○安全目的等での使用を除き、反射材の使用は控える。		
	外構デザイン・敷地緑化	○空地（オープンスペース）の 20%以上の緑化に努める。 ○緑化する場所は道路や公園等の公共空間、一般に公開されている公的空間から望見できる場所を基本とする。 ○駐車場は、死角を増やさぬよう交通安全に配慮し、周囲を含めた敷地内の緑化を図る。床面の緑化等透水性にも配慮する。 ○建築物の周りを緑（樹木等）、花、水で演出する。出入口から道路部にかけてのつながりにも配慮する。 ○通りに沿って各敷地の接道部の植栽が連続するように努める。 ○植栽においては、維持管理に配慮した計画とするとともに地域に合った植物、樹種を用いる。		
	屋上工作物	○屋上部への工作物の設置は極力避けること。設置する場合は高さ制限値内が望ましい。		
	塀／擁壁	形態意匠	○ブロック塀はなるべく設けず設置する場合は極力低くする。また金網フェンス等の場合は、ツル性植物等によって緑化を図る。 ○長く続く塀等は歩行者に圧迫感を与えぬよう極力低くし必要以上に設けない。 ○擁壁は、ラウンディング（丸み付け）等圧迫感のない形態やデザインとし、適切な緑化を行う。	特
素材		○塀の設置に当たっては周囲との調和に配慮し、できる限り、高木、低木による複合緑化や生垣化を図る。 ○塀の素材としては風土に合ったもの（木、石等）を使用する。		

注) 「特」は特定届出対象行為に係る景観形成基準事項

出典：「松本市景観計画（令和 5 年 3 月）」（松本市 建設部 都市計画課）

表 2.2.49(2) 行為制限事項と景観形成基準（全市域共通）

行為制限事項		景観形成基準	特							
工作物	自動販売機	○自動販売機の設置に際しては、周囲の景観を乱さぬよう、位置や外観の色彩、木製の囲い等に配慮する。								
	携帯電話無線基地局等	配置	○できるだけ公共空間から目立たない位置とする。							
		高さ	○高さは機能上必要な最小限とする。基地局の全体分布は景観上、最も影響の低い計画とする。							
		形態意匠	○アングルタイプは幅が広く景観に対する影響が大きいいため、基本的には鋼管タイプとする。ただし、山中など安全面・施工面でやむを得ない場合はアングルタイプの使用を可とする。	特						
		色彩	○設置場所に応じて周囲の景観に馴染む色彩とし、低光沢を用いることを基本とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置場所</th> <th>色 彩</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山地丘陵</td> <td>背景が山や森林の場合、茶系（5YR2/1 近似値）を使用する。</td> </tr> <tr> <td>田園・河川</td> <td>背景の空を阻害するものがない場合、グレー系（N6.5 近似値）を使用する。</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>建築物・工作物に設置する場合、外壁と同色、若しくは空に馴染むグレー系（N6.5 近似値）を使用する。</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	色 彩	山地丘陵	背景が山や森林の場合、茶系（5YR2/1 近似値）を使用する。	田園・河川	背景の空を阻害するものがない場合、グレー系（N6.5 近似値）を使用する。	市街地
設置場所	色 彩									
山地丘陵	背景が山や森林の場合、茶系（5YR2/1 近似値）を使用する。									
田園・河川	背景の空を阻害するものがない場合、グレー系（N6.5 近似値）を使用する。									
市街地	建築物・工作物に設置する場合、外壁と同色、若しくは空に馴染むグレー系（N6.5 近似値）を使用する。									
太陽光発電施設（建築物の屋根、屋上等の設置は含まない）	全体	○稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は避ける。 ○公共的な眺望点からの見え方に特に配慮する。必要に応じて完成予想図の作成（シミュレーション）等の実施を検討する。 ○施設の規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へいを工夫する。 ○施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、景観の保守に努める。 ○電柱電線類は、極端に増加させないように、低減に努める。								
	配置	○敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させる。 ○施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。								
	高さ・規模	○周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは抑える。 ○主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を抑える。								
	形態意匠	○当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる。 ○太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と整合させる。 ○太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。 ○フェンス等の付属設備は、周辺の景観に調和するよう努める。	特							
	素材	○低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。 ○フレームは、低反射の素材を用いる。								
	色彩	○黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。 ○フレームは、太陽電池モジュールと同系色を用いる。 ○架台、パワーコンディショナー及び変圧器、フェンス等の付属設備は、色彩等に配慮する。	特							
その他電気供給・通信施設	配置	○電気供給・電気通信その他これらに類する工作物は、できる限り公共の空間から目立たない位置に設置する。								
	形態意匠	○電気供給・電気通信その他これらに類する工作物の鉄塔の形状は、鋼管タイプを基本とする。	特							

注)「特」は特定届出対象行為に係る景観形成基準事項

出典：「松本市景観計画（令和5年3月）」（松本市 建設部 都市計画課）

表 2.2.49(3) 行為制限事項と景観形成基準（全市域共通）

行為制限事項		景観形成基準		特
工作物	その他	配置	○敷地境界線から極力後退する。	
		形態意匠	○周囲の環境に調和したデザインとする。	特
		色彩	○建築物の色彩基準に準じ、周囲の景観に馴染む色合いを用いる。	特
		緑化	○敷地外周部には、適切な緑化を行い、周辺景観との緩衝帯とする。	
建築物／工作物	駐車場	○屋外への駐車場の設置に際しては、出入口の視野角、塀等の透過性を確保し、交通安全や防犯に配慮した上で、生垣緑化や塀等の修景により周辺景観との調和に努める。 ○出入口付近や歩行者動線の路面は、修景された舗装として工夫に努める。 ○路面は、周囲の景観と調和した色彩とする。 ○立体駐車場の設置に際しては、周囲の景観を乱さぬよう、位置や外観の色彩、透過性と目隠し機能を両立させた外壁やルーバー等の設置等に配慮する。		
	夜間景観創出	○ライトアップ計画を継承する。周辺への光の影響に配慮しつつ、効果的な夜間景観の演出を図る。		
	屋外広告物	○屋外広告物条例に従う。		
屋外物件堆積		○物品を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、極力目立たない所に積み上げる。 ○道路等から見える場合は遮へいの手立てを講じるが、その際には植栽の実施、木塀の設置等、周囲の景観に調和するように努める。		
開発行為又は土地の形質の変更		○敷地内にある樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し活用するよう努める。 ○開発行為に係る切土及び盛土の量は出来るだけ少なくするとともに、大規模な法面や擁壁を極力生じないよう工夫すること。 ○法面が生じる場合は周囲の景観に配慮し、できるだけ緩やかな勾配とし緑化に努める。		
土石の採取又は鉱物の掘採		○採取の位置、方法を工夫し、道路等から見える場合は、植栽又は木塀などによる遮へい措置を講じること。 ○採取後の土地は周辺との調和に配慮し、緑化などにより修景に努める。		

注)「特」は特定届出対象行為に係る景観形成基準事項

出典：「松本市景観計画（令和5年3月）」（松本市 建設部 都市計画課）

表 2.2.49(4) 行為制限事項と景観形成基準（田園・集落系地域（用途地域外））

行為制限事項		景観形成基準	特														
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ●高さの最高限度の基準を、次のように定める。 【市街化調整区域】 10m 【都市計画区域外】 10m 															
	配置	道路からの位置	●道路側に十分な空地（オープンスペース）を確保し、緑化等で潤いのあるスペースとする。														
		敷地内配置	<ul style="list-style-type: none"> ●隣接する敷地境界からできる限り後退する。 ●既存樹を活用できるように配置を工夫し、極力伐採を避ける。 														
	形態意匠	周辺景観との関係性	●山並み等、周辺自然景観と調和する形態や、周囲の家並みとの親和性（馴染んでいて親しみ易いこと）に配慮した形態とする。	特													
		建築物自体の意匠性	<ul style="list-style-type: none"> ●屋根は原則として勾配屋根とし、適度な軒の出を有するものとする。 ●伝統的な地域様式や和風を意識した形状、デザインにする。 	特													
		屋上設備・建物スカイライン	●屋上設備等は原則として設けないが、設置の場合は、ルーバー等で遮へいするか、外部から目立ち難い位置に配置するなどの措置を行う。	特													
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●使用色数を少なく、伝統的な工法のなかで用いられる色や素材色を尊重した色使いとする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>制限なし</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~10YR</td> <td>制限なし</td> <td>4以下（3以下）</td> </tr> <tr> <td>0.1Y~10Y</td> <td>制限なし</td> <td>4以下（3以下）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>制限なし</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）（ ）内は推奨値</p>	色相	明度	彩度	0.1R~10R	制限なし	3以下	0.1YR~10YR	制限なし	4以下（3以下）	0.1Y~10Y	制限なし	4以下（3以下）	その他	制限なし	2以下
色相	明度	彩度															
0.1R~10R	制限なし	3以下															
0.1YR~10YR	制限なし	4以下（3以下）															
0.1Y~10Y	制限なし	4以下（3以下）															
その他	制限なし	2以下															
素材	●地域の伝統的な風景や田園景観との調和に配慮し、自然素材や伝統的な素材、地域の優れた景観を特徴付ける素材を活用する。																
外構デザイン・敷地緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の水路、湧水を活かす。 ●屋敷林を保存・育成する。 ●使用する樹種は周辺の樹林等が作る景観に馴染んだものにする。 																
工作物	通信施設・電気供給	配置	●山稜の近くでは稜線のシルエットを乱さないよう尾根から極力低い位置とする。														
建築物	夜間景観創出		●主に、暗さを保つゾーン（ライトアップ計画）として、それにふさわしい夜間景観の創出をする。														

注 1) ●は当該地域項目、「特」は特定届出対象行為に係る景観形成基準事項

注 2) 自然公園内は、自然公園法の基準により行為の制限を行うものとする。

出典：「松本市景観計画（令和 5 年 3 月）」（松本市 建設部 都市計画課）

表 2.2.50 高さ制限の緩和を認めることができるもの

緩和する地域	緩和の範囲及び内容	必要事項
全地区共通	公益上必要な建築物については、景観上支障なく、やむを得ないものは緩和を認めることができる。 ※公益上必要な建築物とは、学校、病院等とします。	景観評価会の意見聴取
市街化調整区域	農業施設等は、景観上支障のない範囲で制限の 1.5 倍 (15m) まで緩和を認めることができる。	景観評価会の意見聴取
	施設機能上必要な施設で、市長が特に許可したものはこの限りでない。	景観評価会の意見聴取
都市計画区域外	地域特性の条件によりやむを得ないものは景観上支障のない範囲で制限の 1.5 倍まで緩和を認めることができる。	景観評価会の意見聴取
	施設機能上必要な施設で、市長が特に許可したものはこの限りでない。	景観評価会の意見聴取
工業、工業専用地域	工業施設のみ、景観上支障のない範囲で制限の 1.5 倍 (29.4m) まで緩和を認めることができる。	景観評価会の意見聴取
	施設機能上必要な施設で、市長が特に許可したものはこの限りでない。	景観評価会の意見聴取
商業地域	容積率 500%の商業地域 (中央西地区のみ) は、土地区画整理事業により都市基盤整備がされた地域であり、景観上支障のない範囲で制限の 1.5 倍 (45m) まで緩和を認めることができる。	景観評価会の意見聴取

注 1) 景観審議会は、松本市景観条例により、市長の附属機関として、市長の諮問により良好な景観の形成に必要な事項の調査及び審議を行う機関である。

注 2) 景観評価会は、景観審議会の部会として景観形成上の重要な事項について審議し意見する機関である。

出典：「松本市景観計画 (令和 5 年 3 月)」(松本市 建設部 都市計画課)

(4) ごみ処理に関する主な施策

長野県及び松本市の「総合計画」、「環境基本計画」及び「ごみ処理基本計画」等におけるごみ処理に関する主な施策を表 2.2.51(1)～(3)に示す。

表 2.2.51(1) ごみ処理に関する主な施策等

自治体名	計画名	施策等（ごみ処理に関するもののみ抜粋）
長野県	長野県廃棄物処理計画（第五期）	<p>計画期間：令和3年度～令和7年度</p> <p>○取組目標 『つくる責任 つかう責任』を意識して循環型社会を実現 ～信州らしい生活様式へ～ SDGs ゴール12「つくる責任 つかう責任」は、持続可能な生産消費形態の確保を目指す循環型社会推進を象徴するものであり、信州の美しい自然や環境を後世に引き継いでいくため、このゴールを意識して、4Rに県民一丸で取り組む</p> <p>○3つの重点方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4R（リデュース、リユース、リサイクル、リプレース）の推進 ・災害廃棄物や新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化などの課題に対しパートナーシップで解決 ・2050ゼロカーボンに向けた取組 <p>○排出量の目標値（令和7年度） 一般廃棄物総排出量：583千t（平成30年度実績622千t） 1人1日当たり排出量：790g（平成30年度実績811g） 産業廃棄物排出量：4,482千t（平成30年度実績4,482千t）</p> <p>○廃棄物の適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理の確保 ・廃棄物の不法投棄等の防止 <p>○循環型社会形成のための長期的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の整備 ・地域循環共生圏等の形成 ・2050ゼロカーボンに向けた取組
長野県	第五次長野県環境基本計画	<p>計画期間：2023年度（令和5年度）～2027年度（令和9年度）</p> <p>循環型社会の形成</p> <p>○推進標語 「つくる、つかう 責任意識 高めよう」</p> <p>○実施施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の4Rの推進 <ul style="list-style-type: none"> ア. 4Rの推進（一般廃棄物の発生抑制の推進（リデュース）、産業廃棄物の発生抑制の推進（リデュース）） イ. 循環経済への転換の挑戦（廃棄物の削減・再資源化） ・廃棄物の適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ア. 廃棄物の適正処理体制の整備（一般廃棄物の適正処理の確保、産業廃棄物の適正処理の確保、特定有害産業廃棄物等の適正処理、災害等緊急時の適正処理体制の確保） イ. 廃棄物の不法投棄等の防止 <p>○達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物総排出量 現状（2020年度）：611千t（1人1日当たりのごみ排出量 807g） →目標（2025年度）：583千t（1人1日当たりのごみ排出量 790g） ・産業廃棄物総排出量 現状（2018年度）：4,482千t →目標（2025年度）：4,482千t ・一般廃棄物リサイクル率 現状（2020年度）：21.4% →目標（2025年度）：20.0%

出典：「長野県廃棄物処理計画（第五期）」（令和3年2月 長野県環境部）
「第五次長野県環境基本計画」（2023年(令和5年)3月 長野県）

表 2.2.51(2) ごみ処理に関する主な施策等

自治体名	計画名	施策等（ごみ処理に関するもののみ抜粋）
松本市	松本市総合計画（基本構想 2030・第11次基本計画）	<p>基本構想の取組期間：2021年度（令和3年度）～2030年度（令和12年度）</p> <p>○キャッチフレーズ 「豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都」</p> <p>○基本理念 「三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」（進化・深化）させること」 ・岳 自然豊かな環境に感謝し ・楽 文化・芸術を楽しむ ・学 共に生涯学び続ける</p> <p>第11次基本計画の計画期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）</p> <p>○政策の方向性 人を中心としたまちの「シンカ」 ・「まちの土台になる「安全・安心」のシンカ」 ・「まちの主役になる「ひと・地域」のシンカ」 ・「まちの豊かさになる「価値・魅力」のシンカ」</p> <p>○重点戦略 ①ゼロカーボン ②DX・デジタル化</p> <p>○基本施策：3R徹底による環境負荷軽減（環境エネルギー分野） 廃棄物の発生抑制と再利用及び再生利用を推進するなど、資源を大切にし、環境に極力負荷をかけない持続可能な循環型社会を目指します。 ・施策の成果目標 ごみ排出量 現状値 87,292t（R2）→ 計画目標 76,105t（R7） 市内食品ロス量 現状値 10,166t（H30）→ 目標値 8,796t（R7） ・施策の方向性 ごみの削減、食品ロスの削減、プラスチック対策、ごみの適正処理、廃棄物処理施設の整備、環境教育の推進</p>
松本市	経済・社会とつなぐ まつもと環境戦略（第4次松本市環境基本計画）	<p>計画期間：令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）</p> <p>○基本理念（松本市環境基本条例(第3条)と同一） ・自然環境の保全と生活環境の維持 ・持続的発展が可能な社会の構築 ・日常的な地球環境保全の取組み</p> <p>○めざす環境像 「清い水、深いみどりと青い空」 ～豊かで美しい環境を次世代にひきつぐために～</p> <p>○施策の基本方針 ・環境課題を分野ごとに整理し、施策の柱を設定：「計画の5つの柱」 ・分野横断的取組みで、環境・経済・社会に係る地域課題の複数同時解決を図り、2050ゼロカーボンシティの実現とSDGsの達成を目指す：重点戦略</p> <p>○施策の展開 ・3Rの徹底によるごみ減量の推進 持続可能な循環型社会を構築するために、3Rの中でも優先順位の高い2R（発生抑制（リデュース）、再利用（リユース））の取組みを積極的に進めます。それでも発生してしまったごみについては、再資源化（リサイクル）を徹底します。 ・廃棄物の適正処理の推進 廃棄物が適正に処理されるよう、指導や施設管理を進めます。また、不法投棄をなくすために、パトロールや意識啓発を図ります。</p>

出典：「松本市総合計画（基本構想 2030・第11次基本計画）」（2021年8月 松本市）

「経済・社会とつなぐ まつもと環境戦略（第4次松本市環境基本計画）」（令和3年8月策定 松本市）

表 2.2.51(3) ごみ処理に関する主な施策等

自治体名	計画名	施策等（ごみ処理に関するもののみ抜粋）
松本市	松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）令和5年度（2023年度）改訂版	<p>計画期間：平成30年度～令和9年度</p> <p>○基本理念（環境基本計画の基本理念の1つ） 持続的発展が可能な社会の構築</p> <p>○めざすまちの姿（環境基本計画の2つの柱と同一） ・資源の循環で新たな価値を生み出すまち（循環型社会） ・誰もが安全に安心して暮らせるまち（生活環境）</p> <p>○基本方針 3R徹底によるごみ減量の推進</p> <p>○数値目標（基準年度：平成24年度、目標年度：令和9年度） 減らそう！分けよう！チャレンジ30・10 ～1人1日当たり事業系ごみ30%削減・家庭系ごみ10%削減に向けて～</p> <p>①総ごみ量 [t/年] 99,794 → 74,093（26%削減）</p> <p>②1人1日当たりのごみ排出量 [g/1人1日] 1,122 → 868（23%削減）</p> <p>③家庭系ごみ排出量 [t/年] 42,309 → 36,534</p> <p>④1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 [g/1人1日] 476 → 428（10%削減）</p> <p>⑤事業系ごみ排出量 [t/年] 42,744 → 28,767</p> <p>⑥1人1日当たりの事業系ごみ排出量 [g/1人1日] 481 → 337（30%削減）</p> <p>⑦リサイクル率 [%]（中間処理後再生利用量除く） 15.0 → 12.0（平成28年度の現状値を維持）</p> <p>⑧最終処分量 [t/年] 8,845 → 9,403（6%増加）</p> <p>○施策の展開</p> <p>①家庭系ごみの減量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出実態の把握（組成調査等の実施、民間事業者の資源回収ボックスにおける回収量の把握） ・ごみの減量化に係る取組み（食品ロスの削減に係る取組み、子ども用品の再使用に係る取組み、不用食器の再使用に係る取組み、環境教育の推進、水切りの推進、家具等の再使用に係る取組み、ワンウェイプラスチックの削減に係る取組み） ・再資源化に係る取組み（生ごみや剪定枝葉等の有機物の再資源化に係る取組み、不用食器の再生利用に係る取組み、資源物の常設回収場所の運用、小型家電の分別回収、廃食用油の分別回収、プラスチック資源の分別回収、紙おむつの再資源化に係る取組み、地域と連携した3R拠点の充実） ・意識啓発・広報に係る取組み（発生抑制に関する意識啓発、分別に対する意識啓発） <p>②事業系ごみの減量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出実態の把握（展開検査の実施、事業系ごみ排出先の実態調査） ・ごみの減量化に係る取組み（eco オフィスマットと認定事業の推進、食品ロス削減に係る取組み、集合住宅から排出されるごみの削減に係る取組み、イベント用リユース食器導入事業の推進） ・再資源化に係る取組み（紙類の搬入規制などによる事業者の再資源化に係る取組みの促進、市公共施設の剪定枝等の再資源化に係る取組み、給食残渣の再資源化に係る取組み、市公共施設から発生する紙類の再資源化に係る取組み(製紙機の活用)、紙おむつの再資源化に係る取組み） ・意識啓発に係る取組み（事業者への意識啓発）

出典：「松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）令和5年度（2023年度）改訂版」（令和6年4月 松本市 環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課）

(5) 開発動向等

松本市都市計画マスタープランにおける対象事業実施区域及びその周辺地域の将来像とまちづくりの方針について、表 2.2.52 及び図 2.2.17～図 2.2.18 に示す。

この中で、対象事業実施区域の南にある芥子坊主山市民の森について、周辺の自然環境との調和と市街地からの眺望景観に配慮しながら、隣接するアルプス公園～城山公園～旧開智学校を相互に結ぶ散策路等の利用空間を形成することを方針としている。

表 2.2.52 将来像とまちづくりの方針（松本市都市計画マスタープラン）

地域区分	将来像	内容
河西北部地域	美しい川に生まれ、雄大なアルプスを望む緑豊かな田園のまち	地域拠点である島内駅周辺においては、生活に必要な施設の立地の維持、誘導を図るとともに、都市型住宅を誘導します。また、その北側から西側一帯の田園地帯では、アルピコ交通上高地線や国道 158 号等の幹線道路、松本大学等が立地する地域特性を踏まえて、公共交通のあるべき姿の検討と継続的な改善に取り組みながら、既存の集落地における生活利便性の向上を図るとともに、農地の保全と営農環境の整備を図ります。
東山北部地域	豊かな緑と調和した音楽・スポーツ・温泉のまち	美鈴湖、芥子坊主山市民の森一帯の貴重な自然環境の保全・活用を図るとともに、松本市を代表する音楽・スポーツ・温泉などの多彩な文化と調和する住宅地として整備します。
中央北部地域	豊かな自然や歴史文化と調和したうるおいのある文教のまち	アルプス公園を中心とする自然交流ゾーンの整備を図るとともに、アルプス公園や城山公園の緑、国宝旧開智学校の文化的雰囲気と調和する文教住宅地の保全・整備を図ります。信州大学の学術・医療機関としての機能の維持・充実を図るとともに、周辺地域において生活に必要な施設の立地の維持、誘導を図るなど、歩いて暮らしやすい環境を整えます。

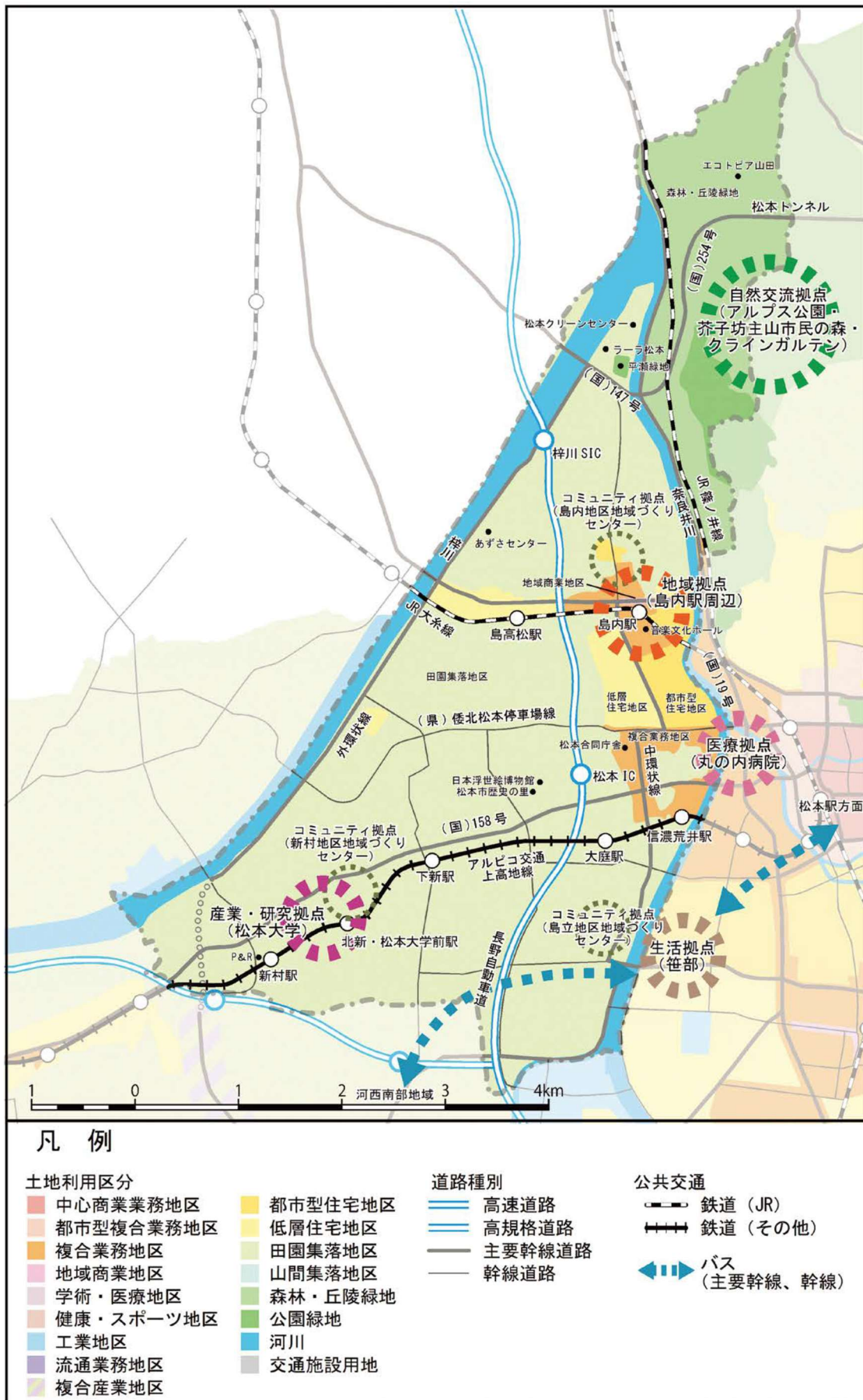
注) 対象事業実施区域は河西北部地域に該当する。

出典：「松本市都市計画マスタープラン（令和 4 年 3 月）」（松本市 建設部 都市計画課）



出典：「松本市都市計画マスタープラン（令和 4 年 3 月）」（松本市 建設部 都市計画課）

図 2.2.17 松本市都市計画マスタープランにおける地域区分図



出典：「松本市都市計画マスタープラン（令和4年3月）」（松本市 建設部 都市計画課）

図 2.2.18 将来の整備方針図（松本市）

2.3 自然的状況

2.3.1 気象の状況

松本市は本州中央部にあって、周囲を山で囲まれた松本盆地の中に位置している。夏・冬の季節風が強い時期でも盆地内は常に周囲の山の風下となるため降水量は少なく、また標高は平野部でも 600m 程度あり、冷涼な気候となっている。

対象事業実施区域に最も近い気象観測所は松本特別地域気象観測所である。この気象観測所の気象観測結果（2023 年及び平年値）を表 2.3.1 に、位置図を図 2.3.1 に、月別の平均気温及び降水量（2023 年及び平年値）を図 2.3.2 に、時間別の風向別出現頻度（2023 年及び平年値）を図 2.3.3 に示す。

松本特別地域気象観測所の気象観測結果では、年間平均気温の平年値は 12.2℃であり、2023 年の平均気温は 13.7℃で平年より 1.5℃高かった。月別平均風速の平年値は 2.0 m/s～2.8m/s であり、年間降水量の平年値は 1,045.0mm である。風向別出現頻度をみると、卓越風は北で、北北西や南の風も多い。

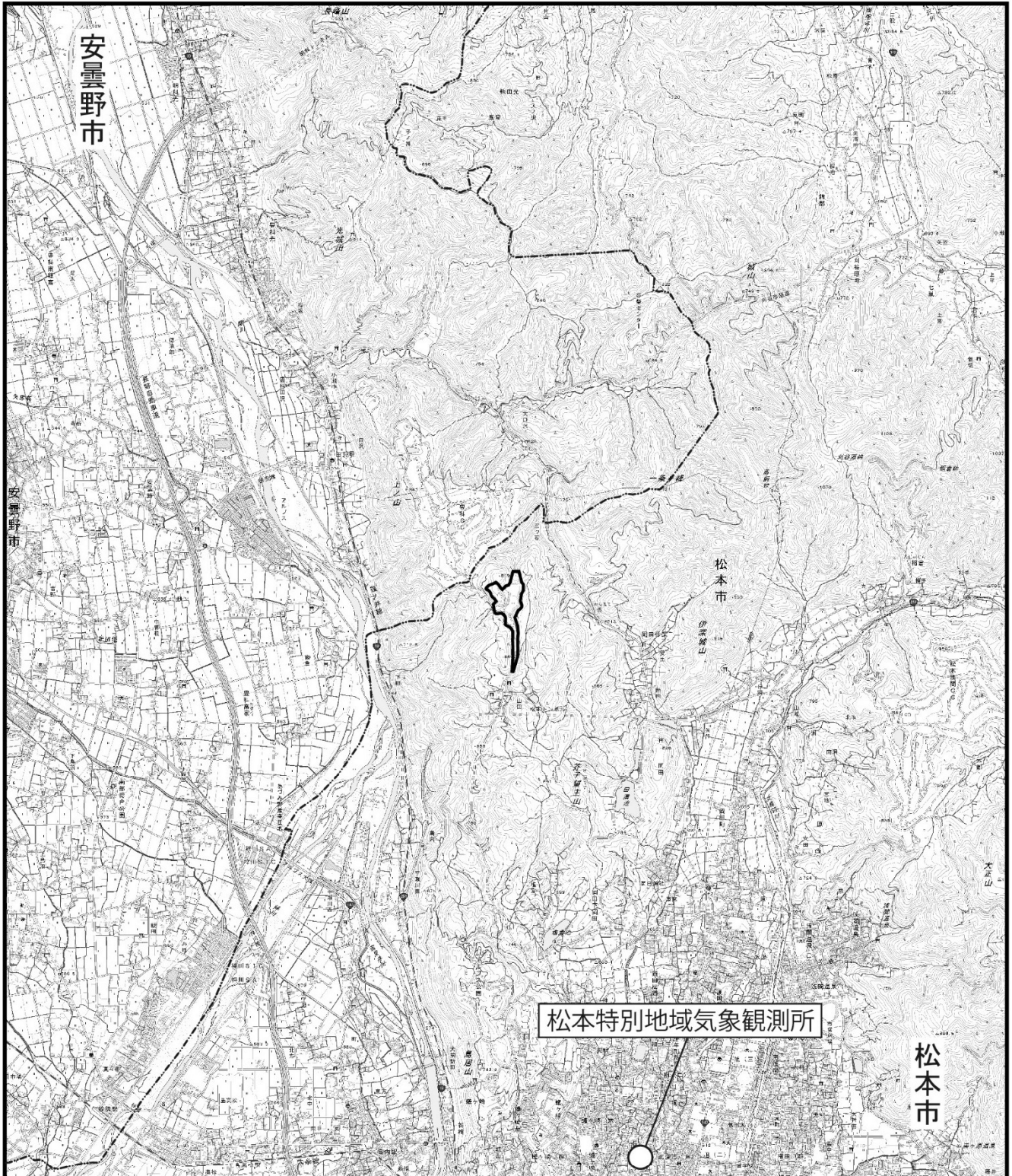
表 2.3.1 松本特別地域気象観測所における気象観測結果（2023 年及び平年値）

月	平均気温（℃）		平均風速(m/s)		降水量(mm)	
	2023 年	平年値	2023 年	平年値	2023 年	平年値
1 月	0.0	-0.3	2.2	2.2	4.0	39.8
2 月	1.4	0.6	2.4	2.3	31.5	38.5
3 月	8.5	4.6	2.6)	2.6	114.5	78.0
4 月	12.4	10.8	3.3	2.8	85.0	81.1
5 月	16.4	16.5	2.8	2.7	122.5	94.5
6 月	20.9	20.2	2.3	2.3	193.0	114.9
7 月	25.9	24.2	2.8	2.5	118.0	131.3
8 月	27.3	25.1	2.5	2.3	61.5	101.6
9 月	24.3	20.4	2.3	2.1	54.0	148.0
10 月	13.5	13.9	2.0	2.0	85.5	128.3
11 月	9.4	7.8	2.8	2.2	32.5	56.3
12 月	3.9	2.5	2.6	2.3	24.5	32.7
年間	13.7	12.2	2.6	2.4	926.5	1045.0

注 1) 平年値は 1991 年～2020 年までの 30 年間の統計によるものを示す。

注 2) 表内の) は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている（準正常値）値である。

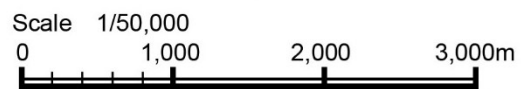
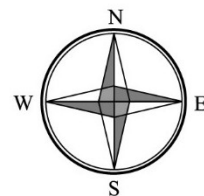
出典：「気象庁ホームページ（気象統計情報）」



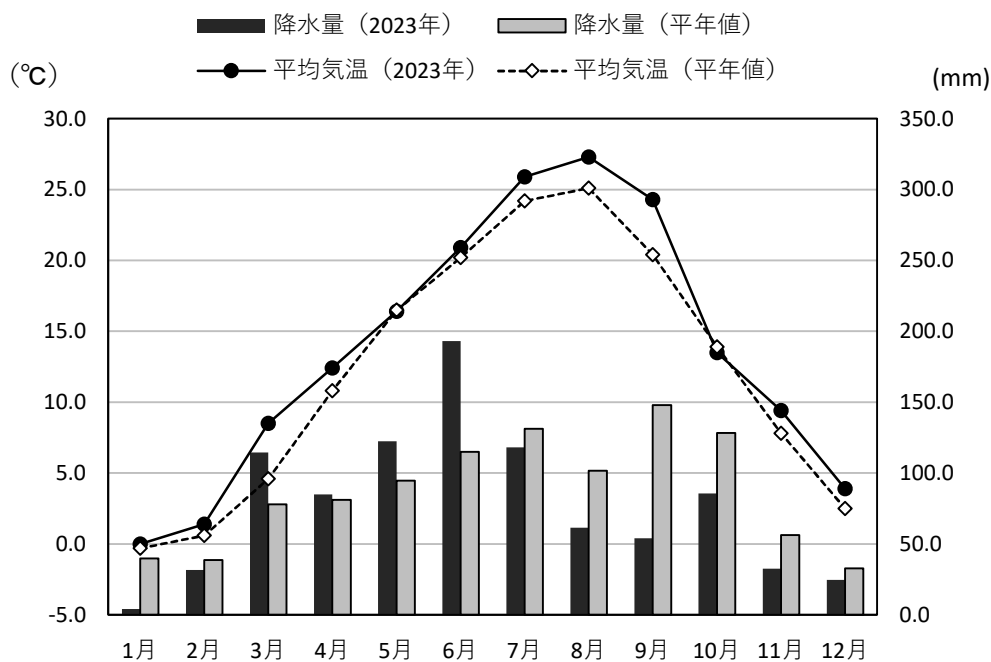
凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 気象観測所（松本）

図2.3.1 気象観測所の位置

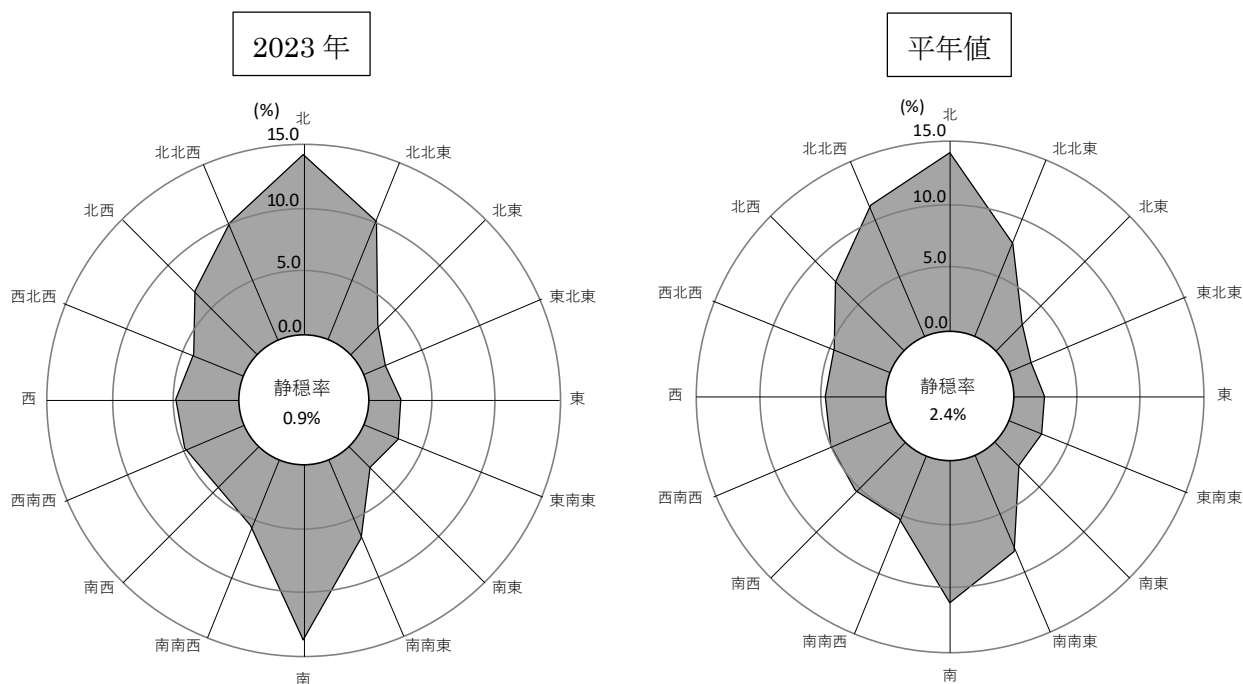


この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。



注) 平均気温及び降水量の平年値は1991年～2020年までの30年間の統計による。
「気象庁ホームページ(気象統計情報)」より作成

図 2.3.2 松本特別地域気象観測所における月別の平均気温及び降水量 (2023年及び平年値)



注 1) 静穏率：風速 0.3m/s 未満の風の割合。

注 2) 風向別出現頻度の平年値は1991年～2020年までの30年間の統計による。

「気象庁ホームページ(気象統計情報)」より作成

図 2.3.3 松本特別地域気象観測所における風向別出現頻度 (2023年及び平年値)

2.3.2 水象の状況

(1) 河川、ため池

「主要水系調査 利水現況図 信濃川Ⅱ松本」(昭和61年 国土庁土地局)によると、対象事業実施区域周辺の水系は、信濃川上流の犀川水系に属している。梓川は飛騨山脈(北アルプス)を源流とし、当初南流し、梓湖を形成した後、東に向きを変え、松本市大字島内で奈良井川と合流し犀川に名を変える。奈良井川は、木曾駒ヶ岳茶臼山(中央アルプス)を源流とし、塩尻市、松本市を北上し、梓川と合流する。女鳥羽川は三才山峠を源流とし、松本市内を南下し、田川と合流後、奈良井川と合流する。松本の市街は、これらの河川によって作られた扇状地の上に広がっており、水の豊かな街である。その他、対象事業実施区域の東側に本沢川が、北側に濁沢川が流れており、これらは合流して犀川に至る。対象事業実施区域周辺の主な河川の概要を表2.3.2に、主な河川の状況を図2.3.4に示す。

対象事業実施区域周辺の山間地には田畑の灌漑用に作られたため池が多く存在し、対象事業実施区域に最も近い山田池や、松本市内で3番目に面積が大きい田溝池などがある。(図2.3.4参照)

表 2.3.2 主な河川の概要 (松本市)

河川名(水系名)	河川法の区分	総延長(km)	松本市の延長(km)
犀川	一級河川	157.7	—
梓川	一級河川	88.0	88.0
奈良井川	一級河川	52.8	17.3
大門沢川	一級河川	5.2	5.2
西大門沢川	一級河川	2.1	2.1
女鳥羽川	一級河川	14.9	14.9
本沢川	一級河川	1.1	0.7
保福寺川	一級河川	10.6	10.6
濁沢川	一級河川	5.6	—
中曽根川	一級河川	2.1	—

出典：「松本市の統計 令和5年版」(松本市 総合戦略局 DX推進本部)、「安曇野建設事務所管内図」(平成29年10月 長野県安曇野建設事務所)

(2) 用水路

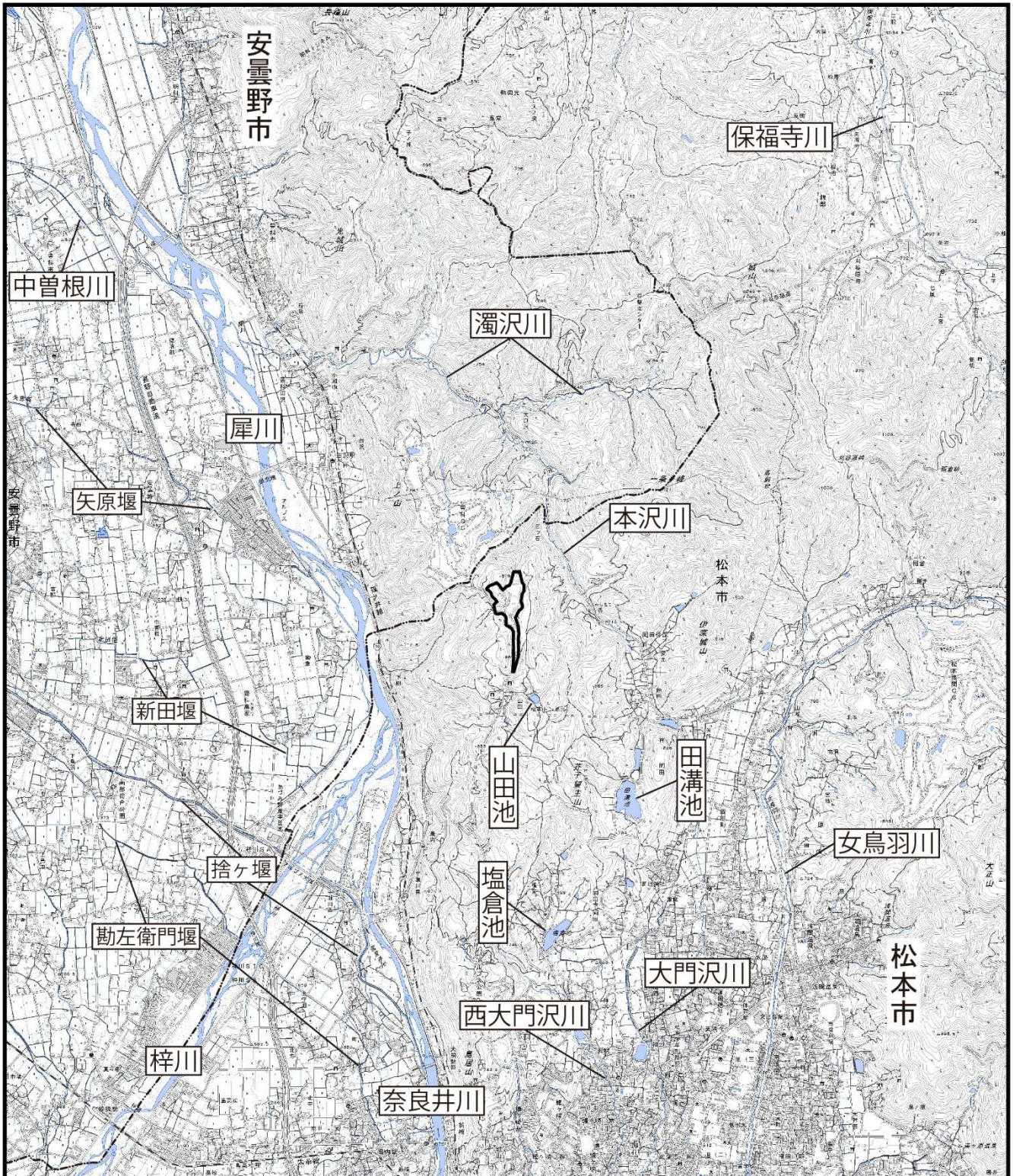
安曇野市ホームページ「安曇野を流れる堰」によると、対象事業実施区域の西側の平野部の地域には灌漑用の用水路が多く存在する。主要な用水路としては、奈良井川から取水している拾ヶ堰や勘左衛門堰、犀川から取水している矢原堰、梓川から取水している新田堰などがある。

対象事業実施区域周辺の主な用水路の概要を表2.3.3に、用水路の状況を図2.3.4に示す。

表 2.3.3 主な用水路の概要

用水路名	取水河川	延長(km)	灌漑面積(ha)
拾ヶ堰	奈良井川	15	1,000
勘左衛門堰	奈良井川	10	329
矢原堰	犀川	8.3	440
新田堰	梓川	6.6	210

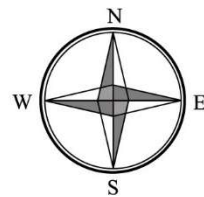
出典：「安曇野市ホームページ 安曇野を流れる堰」(安曇野市)



凡 例

対象事業実施区域
 市境

図2.3.4 河川等の状況



Scale 1/50,000
 0 1,000 2,000 3,000m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

2.3.3 地象の状況

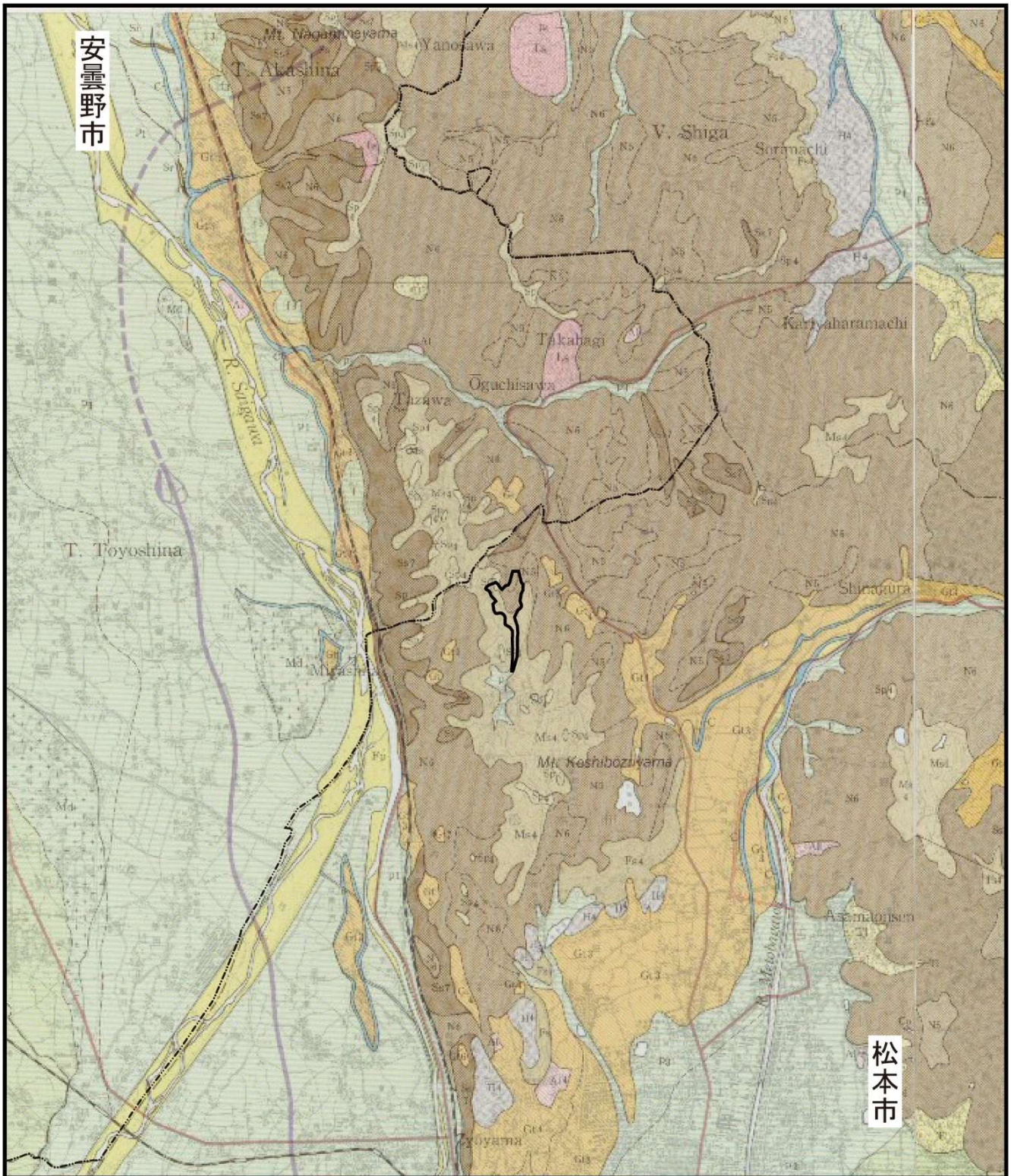
松本市のある松本盆地は、フォッサマグナと呼ばれる大地溝帯に形成された盆地である。対象事業実施区域は松本盆地の東側、筑摩山地の城山丘陵に位置している。「松本市史 第一巻 自然編」(平成8年9月30日、松本市)によれば、城山丘陵は、芥子望主山(標高891.5m)を中心にした標高650m～1100mの丘陵性山地であり、泥岩・砂岩や海底火山噴出物より成り、地表面の風化・浸食が進んでいる。丘陵の西側は急峻な断層崖となっており、この断層は松本盆地東縁断層と呼ばれ、現在も活動を続けている活断層である。

(1) 地形

対象事業実施区域及びその周囲における地形分類の状況を図2.3.5(1)～(2)に示す。「土地分類基本調査図 地形分類図 松本」(昭和62年 国土庁)によると、対象事業実施区域の地形分類は山地の山腹緩斜面及び一般斜面である。

(2) 地質

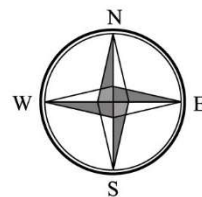
対象事業実施区域及びその周囲における表層地質の状況を図2.3.6(1)～(2)に示す。「長野県デジタル地質図2015 松本・信濃池田」(平成27年11月 長野県地質図普及事業研究会)によると、対象事業実施区域の表層地質は、砂・泥質の堆積岩類及び安山岩質の火山岩類である。



凡 例

対象事業実施区域
 市境

図2.3.5(1) 地形分類の状況

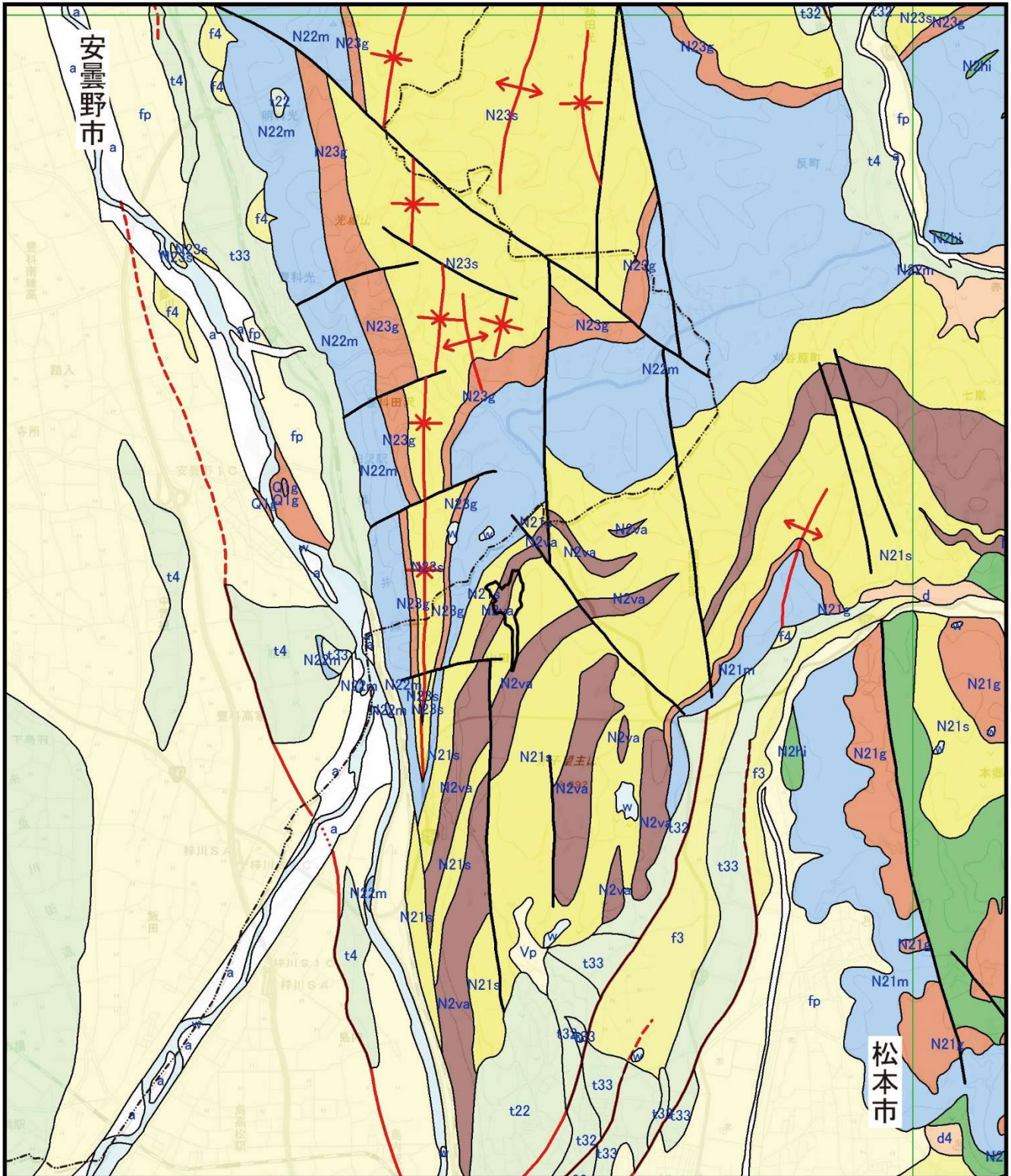


Scale 1/50,000
 0 1,000 2,000 3,000m

出典：(左図) 「土地分類基本調査図 地形分類図 松本」(昭和62年 国土庁)
 (右図) 「土地分類基本調査図 地形分類図 和田」(昭和63年 国土庁)



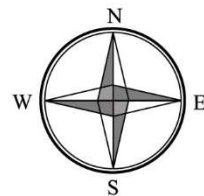
図 2.3.5(2) 地形分類の状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 市境

図2. 3. 6(1) 表層地質の状況



Scale 1/50,000
 0 1,000 2,000 3,000m

出典：「長野県デジタル地質図2015 松本・信濃池田」（平成27年11月 長野県地質図活用普及事業研究会）

(3) 注目すべき地形・地質

対象事業実施区域及びその周囲には、「日本の地形レッドデータブック（第1集）危機にある地形」（2000年 古今書院）に保存すべきものとして記載されている地形はない。

(4) 対象事業実施区域周辺の地質調査結果

対象事業実施区域周辺では、観測井を設置する際などに地質調査が実施されている。代表的な地点についての地質調査の結果を図 2.3.7(1)～(6)に、地質調査地点の位置を図 2.3.8 に示す。

対象事業実施区域周辺の地質は、砂岩や火砕岩、安山岩等からなっている。

ボーリング柱状図

調査名 平成28年度 松本市エコトピア山田モニタリング井戸掘削工事

ボーリングNo. 54373746002

シートNo. 317038002

ボーリング名	観測井戸2		調査位置	松本市島内		北緯	36° 17' 23.4800"	
発注機関	松本市		調査期間	平成29年 2月22日～平成29年 3月 7日		東経	137° 57' 22.5200"	
調査業者名			主任技師	現場		コア	ボーリング	
孔口標高	TP	790.67m	角	方		使用試錐機	ハンマー	
総掘進長	30.00m		度	向		エンジン	ポンプ	

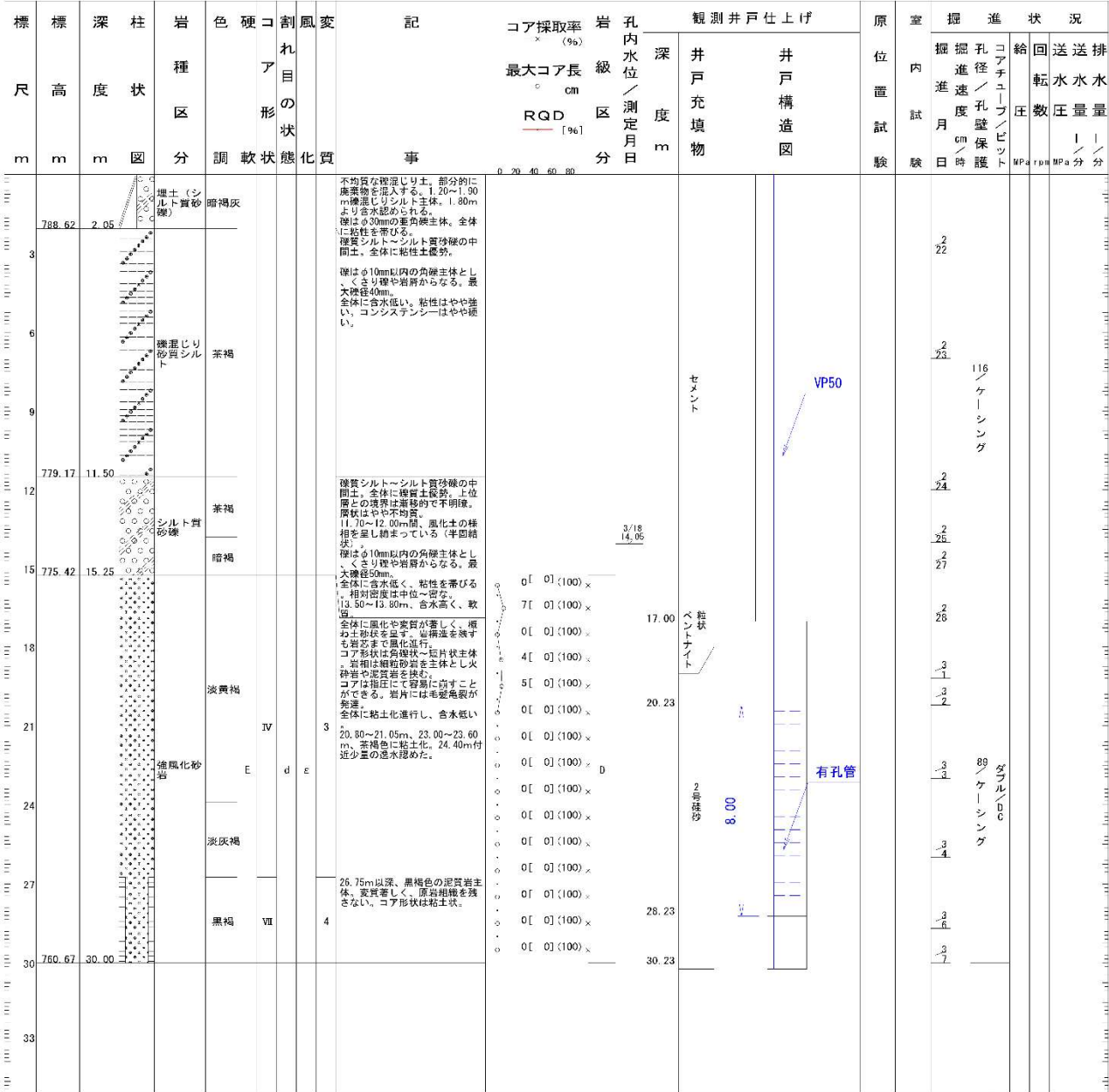


図 2.3.7(2) 地質調査結果 No.2

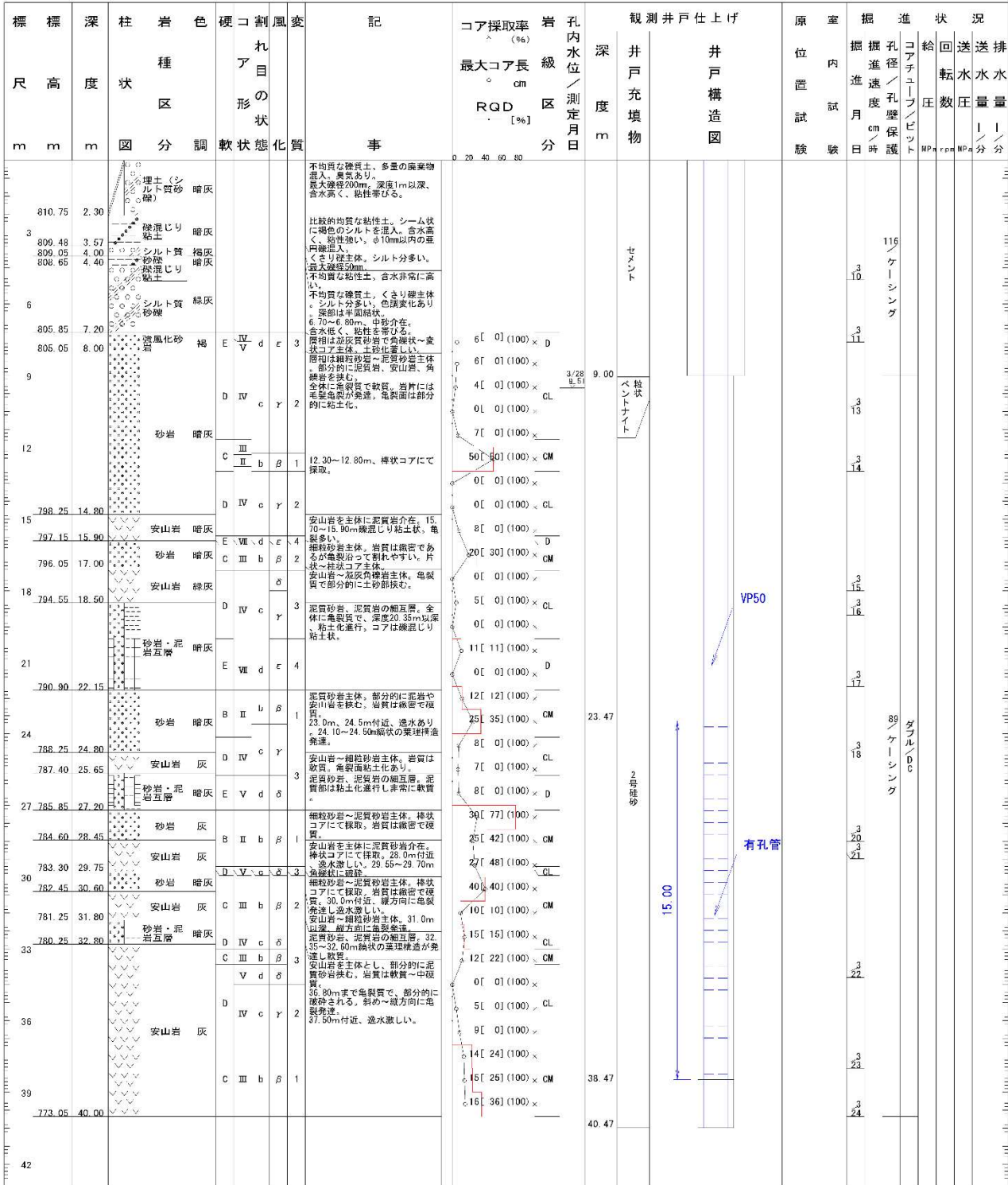
ボーリング柱状図

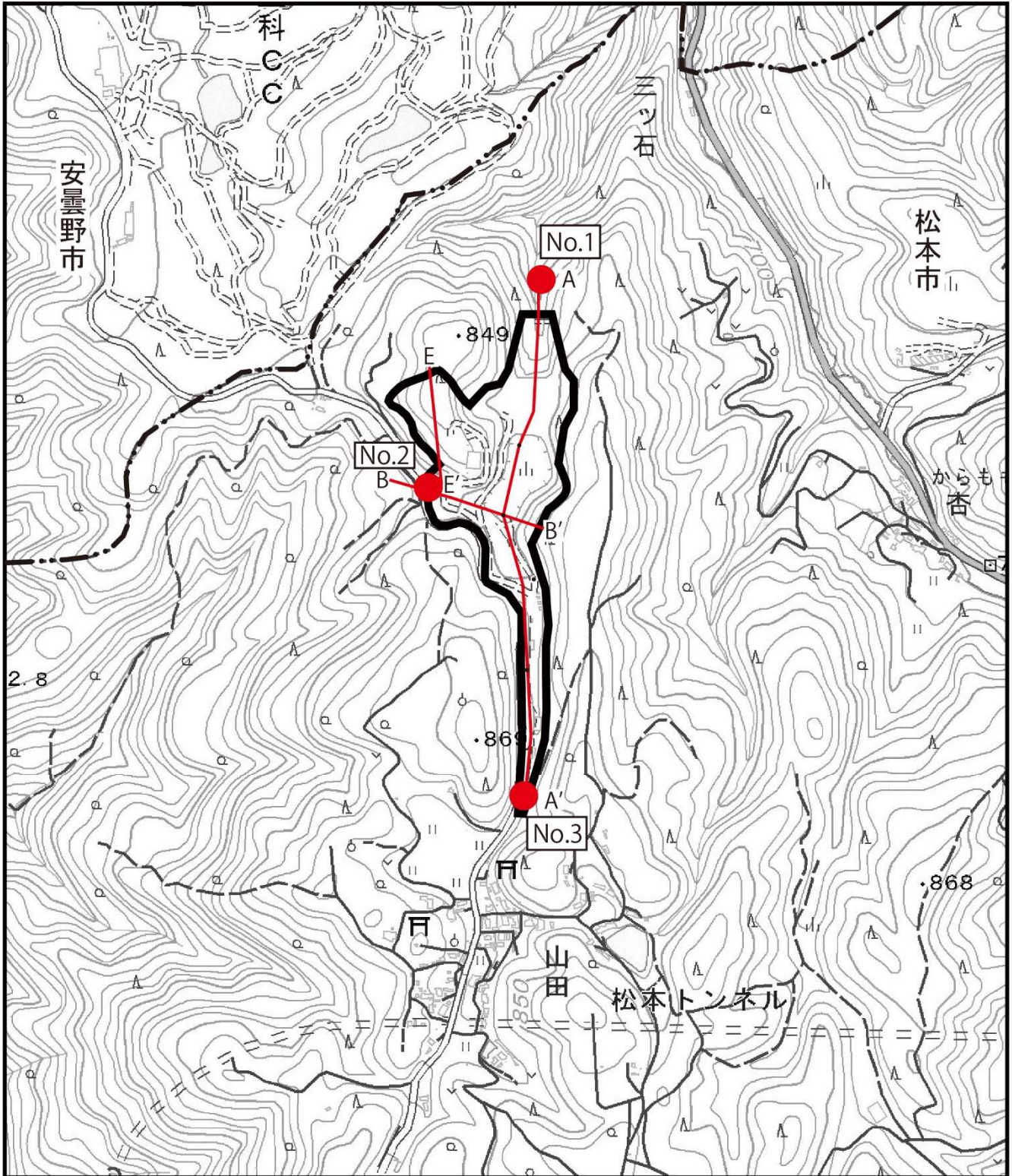
調査名 平成28年度 松本市エコトピア山田モニタリング井戸掘削工事

ボーリングNo.

シートNo. 317038003

ボーリング名 観測井戸3	調査位置 松本市島内	北緯	36° 17' 06.7400"
発注機関 松本市	調査期間	平成29年 3月10日～平成29年 3月24日	東経
調査業者名	主任技師	現代人	コバ
現場	コバ	コバ	コバ
使用機	試錐機 TOHO DO-D	エンジン	YANMAR NFD10
ポンプ	落下用具	ポンプ	TOHO BG-3C
ボーリング責任者			

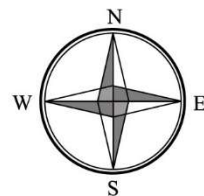




凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 地質調査地点（観測井）
- 断面線

図2.3.8 地質調査地点

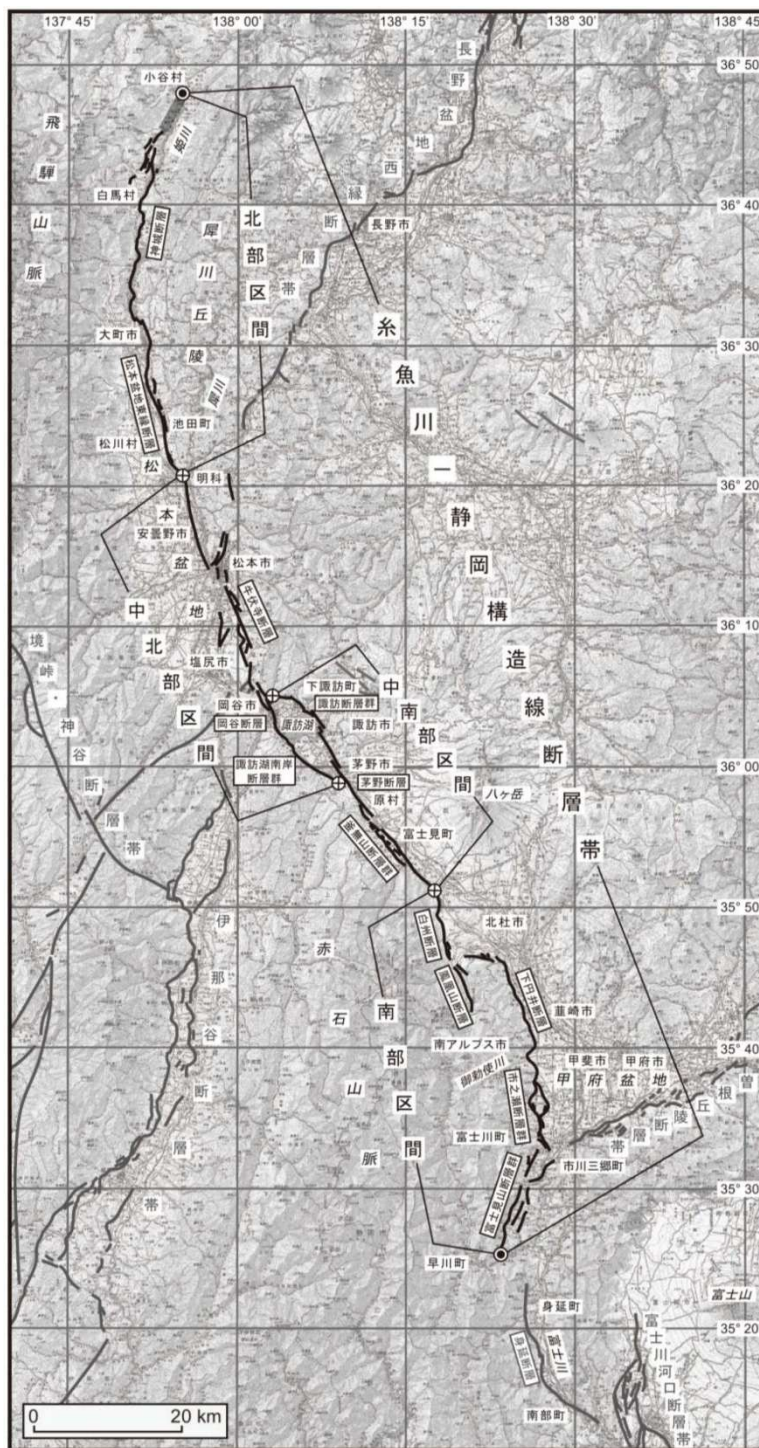


この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

(5) 活断層

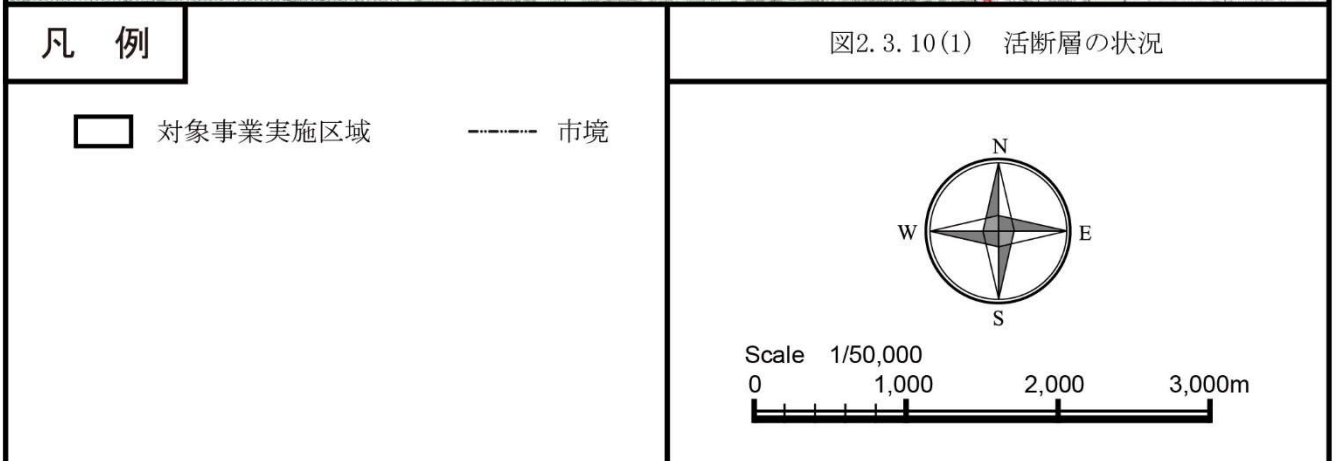
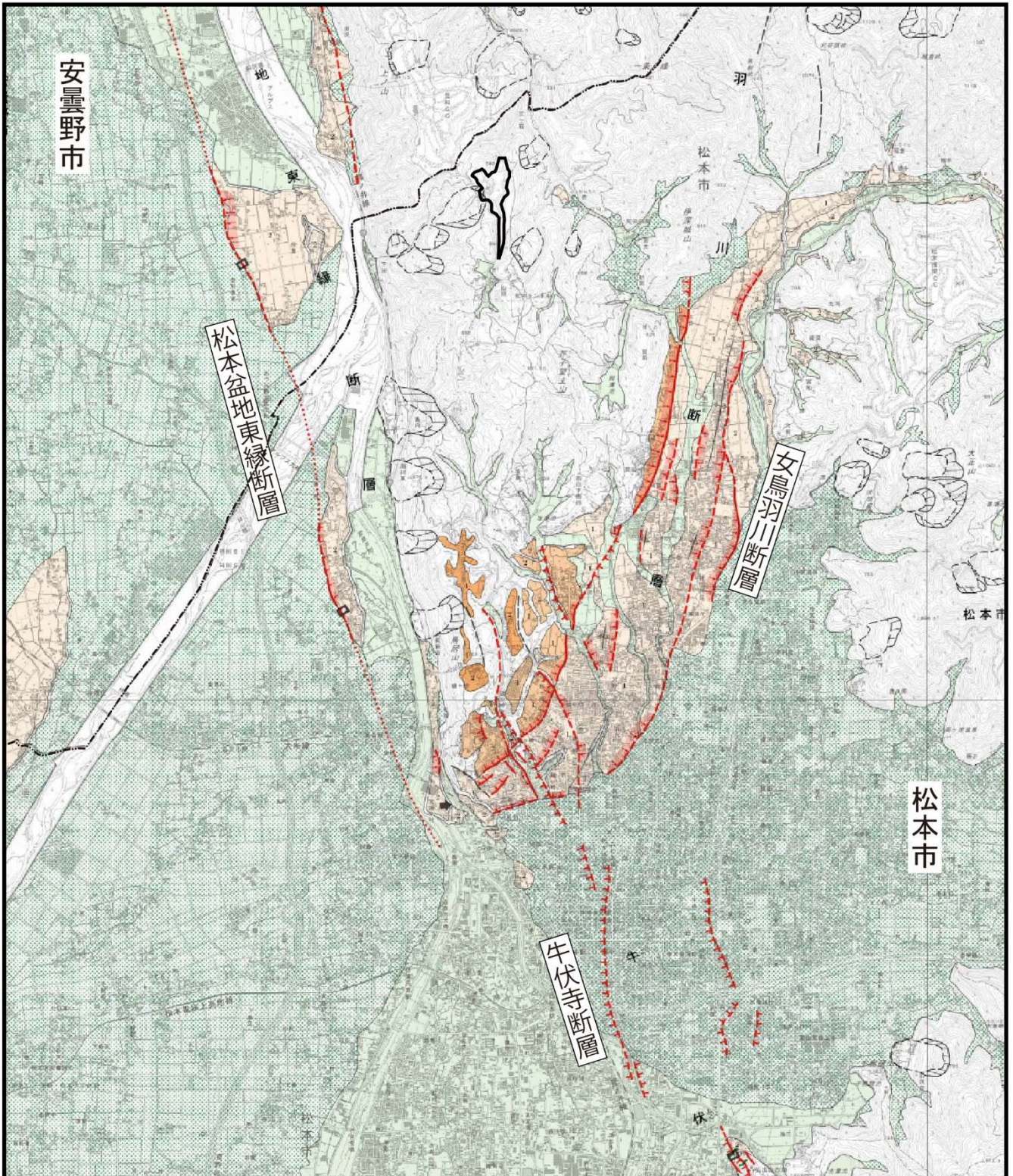
長野県から山梨県にかけて、フォッサマグナの西縁にあたる糸魚川－静岡構造線断層帯が存在している。この糸魚川－静岡構造線断層帯は、長野県北部から諏訪湖付近を經由して山梨県南部にかけて北北西～南南東方向に延びる長さ約 158km の断層帯である（図 2.3.9 参照）。

対象事業実施区域周辺では、この断層帯を構成する松本盆地東縁断層の存在が知られており、既存文献では対象事業実施区域のある筑摩山地の西側、奈良井川から犀川に沿う形で活断層の記載がある。また、対象事業実施区域の南東側には女鳥羽川断層、さらに南には牛伏寺断層の記載がある。対象事業実施区域周辺の活断層の状況を図 2.3.10(1)～(2)、及び表 2.3.4 に示す。



出典：「糸魚川－静岡構造線断層帯の長期評価（第二版）」（地震調査研究推進本部）

図 2.3.9 糸魚川－静岡構造線断層帯



出典：1:25000都市圏活断層図「松本（改訂版）」（鈴木康弘・千田 昇・廣内大助・松多信尚（2020）、国土地理院）

名称	記号	名称	記号	名称	記号
活断層		推定活断層(地表)		上位段丘面	
活断層(位置やや不明確)		推定活断層(地表)(位置やや不明確)		中位段丘面	
活断層(活撓曲)		推定活断層(地下)		下位段丘面	
活断層(伏在部)		活褶曲		沖積低地	
横ずれ		活断層(海(湖)底部)		扇状地・沖積錐	
縦ずれ		推定活断層(海(湖)底部)		埋立地・干拓地	
地震断層		活断層(活撓曲)(海(湖)底部)		砂丘	
トレンチ調査地点		活褶曲(海底部)		地すべり	
活断層露頭		地形面の傾動方向		変位した谷線	
活断層の名称	野島断層(例)			火口・カルデラ	
				溶岩円頂丘	
				火砕流堆積面	
				岩屑なだれ堆積面	
				泥流堆積面	
				溶岩流堆積面	
				氷成堆積物堆積面	

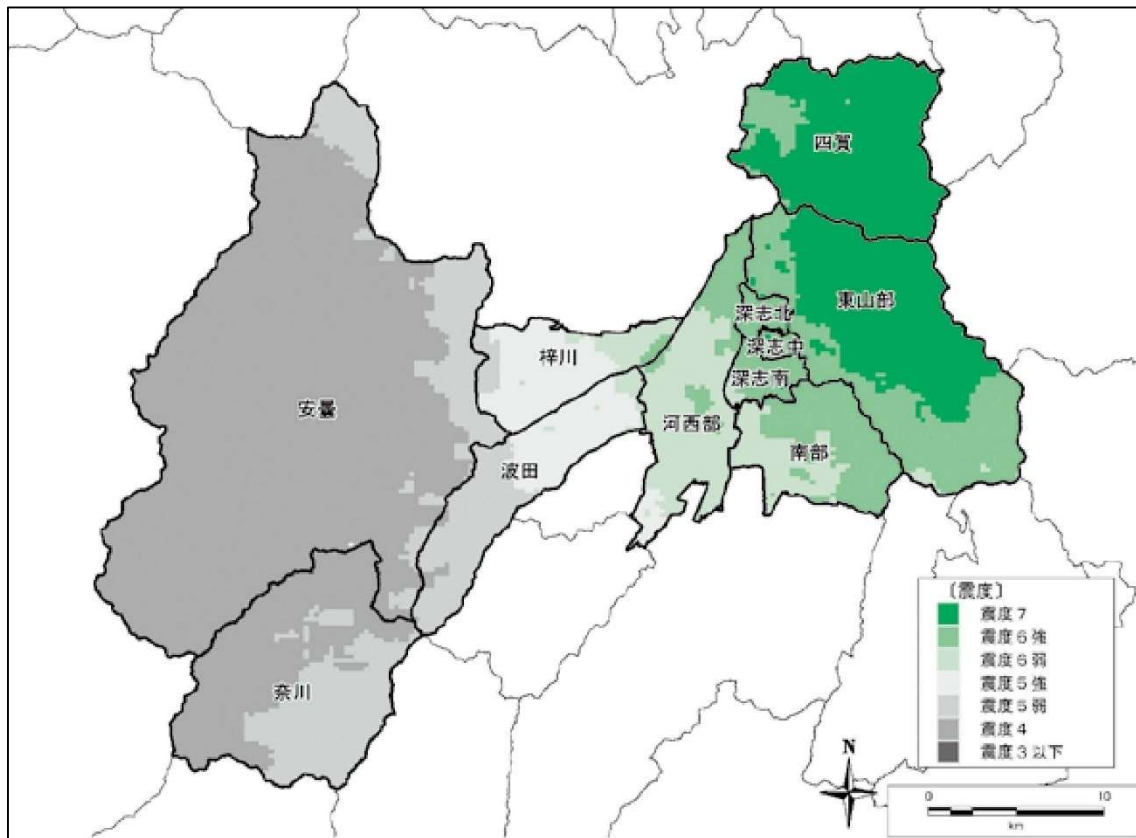
図 2.3.10(2) 活断層の状況 (凡例)

表 2.3.4 活断層の状況

断層名	走行	長さ	断層種別
松本盆地東縁断層	北北西－南南東	約 11km	活断層 (縦ずれ、一部活撓曲を伴う、横ずれを伴う可能性があるが地形からは不明)
女鳥羽川断層	北北東－南南西	約 11km	活断層 (縦ずれ、撓曲を伴う)、一部推定活断層
牛伏寺断層	北西－南東	約 11km	活断層 (左横ずれ、縦ずれを伴う)、一部推定活断層

出典：「1:25,000 活断層図 糸魚川－静岡構造線断層帯とその周辺「松本 (改訂版)」解説書」(鈴木康弘 (2020)、国土地理院、10p)

また、この糸魚川－静岡構造線断層帯 (全体) の地震が発生した場合、松本市では最大震度 7 の揺れが生じ、24,220 棟が全壊・焼失すると想定されている (「第 3 次長野県地震被害想定調査報告書」(平成 27 年 3 月、長野県))。この地震において想定される震度分布を図 2.3.11 に示す。



出典：「松本市災害廃棄物処理計画（2019年3月）」（松本市 環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課）

図 2.3.11 糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）の地震による想定震度分布

(6) 過去に発生した地震

松本市において被害が発生した、又は発生したと推定される地震を表 2.3.5 に示す。

表 2.3.5 松本市において被害が発生した（又は発生したと推定される）地震

西暦	震央 上段：東経 下段：北緯	M (マグニ チュード)	主な 被害地域	備 考
841	138.0° 36.2°	6.5	信濃	信濃の国府（現松本）付近が震央と考える。
1714. 4.28	137.85° 36.7°	6.3	信濃小谷村	姫川地震。姫川沿いの谷に被害。大町組全体で死者 56、負傷者 37、全壊 194、半壊 141。長野の善光寺でも石垣が崩れ、石塔が転倒。松本領内で全半壊 300 余、死者 56、死牛馬 46
1725. 8.14	138.1° 36.0°	6.3	伊那、高遠、 諏訪	高遠の石垣、堀、土居崩れる。城下の被害は不詳。諏訪では郷村 36 カ村で倒家 347、半倒家 521、死者 4、負傷者 8、山崩れ 20 カ所等の被害。松本で大地震。上田・北安曇地方で強震を感じた。
1791. 7.23	138.0° 36.2°	6.7	松本	松本城の堀 30 間倒れ櫓、石垣等崩れる。諸士居宅 79、百姓家 416、土蔵 316 崩れる。多くの町家土蔵の壁に亀裂が入る。
1847. 5.8	138.2° 36.7°	7.4	信濃北部、 越後西部	善光寺地震。被害数は文書による異同が激しいが松代領で壊 9,550、半壊 3,193、大破 3,918、死者 2,695、負傷者 2,289。内洪水による死者 22、山崩れ 41,051 カ所。飯山領で壊 1,977、半壊 830、死者 586（善光寺では地震後の火災による死者が多かった。）山崩れ松代領内で 4,200 松本領内 1,900 カ所。犀川がせき止められ数十カ村が水没した。4 月 13 日に決壊洪水が生じた。
1854. 12.23	137.8° 34.0°	8.4	東海、東山 南海諸道	安政東海地震。松本で壊家 52、焼失 51、死者 5。松代藩では壊家 152、半壊・大破 207、死者 5、負傷者 29、山崩れ 35 カ所。飯田、諏訪等でも壊家あり。
2011. 6.30	137° 57.2' 36° 11.3'	5.4	長野県中部	長野県中部を震源とする地震。松本市最大震度 5 強。死者 1、重症 3、軽傷 14、家屋半壊 24、一部破損 6,396。

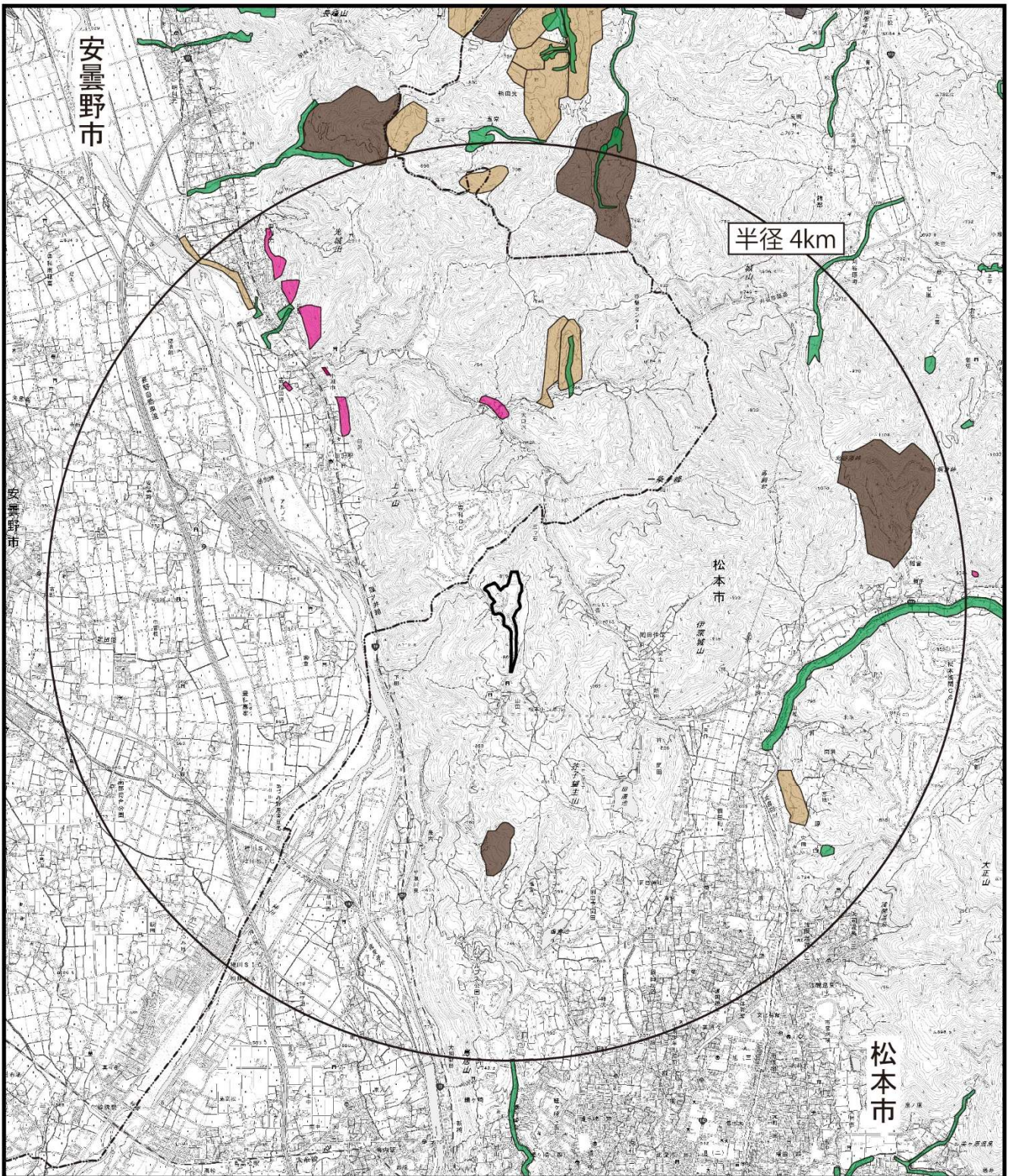
出典：「松本市災害廃棄物処理計画（2019 年 3 月）」（松本市 環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課）

(7) 砂防指定地、土砂災害警戒区域及び浸水想定等の状況

対象事業実施区域及びその周囲の砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を図 2.3.12 に、土砂災害警戒区域及び浸水想定状況を図 2.3.13 に示す。

対象事業実施区域内は、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、及び土砂災害（特別）警戒区域に含まれておらず、浸水が想定される区域にも入っていない。

また、対象事業実施区域及びその周囲のハザードマップ（防災マップ）による主な河川の浸水想定区域（洪水）、土砂災害警戒区域、活断層の位置を図 2.3.14 に、第 3 次長野県地震被害想定調査による震度予測の情報を図 2.3.15～図 2.3.16 に示す。

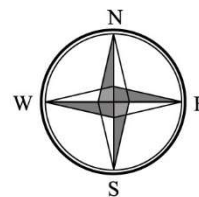


半径 4km

凡例

- 対象事業実施区域
- 砂防指定地
- 地すべり防止区域（農政）
- 地すべり防止区域（林務）
- 地すべり防止区域（土木）
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 市境

図2. 3. 12 砂防三法の指定状況



Scale 1/50,000
 0 1,000 2,000 3,000m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。
 出典：長野県ホームページ「長野県統合型地理情報システム 信州くらしのマップ」

凡例	Legend
	指定緊急避難場所 Designated emergency evacuation shelter
	避難に適している災害種別の表記 Designated disaster type for which evacuation shelter is appropriate
	(地) 地震 Earthquake
	(水) 洪水 Flood
	(土) 土砂災害 Landslide disaster
	指定緊急避難場所 Designated emergency evacuation shelter
	医療救護所 Medical care shelter
	市役所(支所を含む) City hall (including branch office)
	警察署・交番 Police station / Police box
	消防署 Fire station
	消防団結団 Fire brigade
	飲料水供給拠点 Drinking water supply point
	避難者利用施設 Facility for evacuees
	防災行政無線屋外子局 Outdoor sub-station of disaster administrative radio
	市界 City boundary

被害凡例	Hazard Legend
	浸水想定区域 Flooded area
	0.5m未満 Less than 0.5m
	0.5m～1.0m未満 0.5m to less than 1.0m
	1.0m～2.0m未満 1.0m to less than 2.0m
	2.0m～5.0m未満 2.0m to less than 5.0m
	5.0m以上 5.0m or more
	土砂災害警戒区域(急傾斜) Landslide hazard zone (steep slope)
	土砂災害警戒区域(急傾斜) Landslide hazard zone (steep slope)
	土砂災害警戒区域(土石流) Landslide hazard zone (landslide)
	土砂災害警戒区域(土石流) Landslide hazard zone (landslide)
	土砂災害警戒区域(土石流) Landslide hazard zone (landslide)
	土砂災害警戒区域(土石流) Landslide hazard zone (landslide)

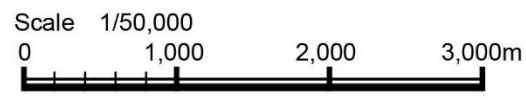
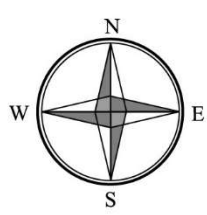


凡例	Legend
	新しい浸水想定 New flood hazard zone
	従来の浸水想定 Previous flood hazard zone
	急傾斜地 Steep slope
	土石流 Landslide
	地すべり Landslide
	指定避難所 Designated evacuation shelter
	指定緊急避難場所 Designated emergency evacuation shelter
	高速道路 Expressway
	国道 National road
	県道 Prefectural road
	河川・水城 River / Waterway
	活断層(位置確定) Active fault (position confirmed)
	活断層(位置不確定) Active fault (position uncertain)
	活断層(伏在部) Active fault (blind section)
	指定活断層 Designated active fault
	活断層 Active fault
	活断層 Active fault
	活断層 Active fault

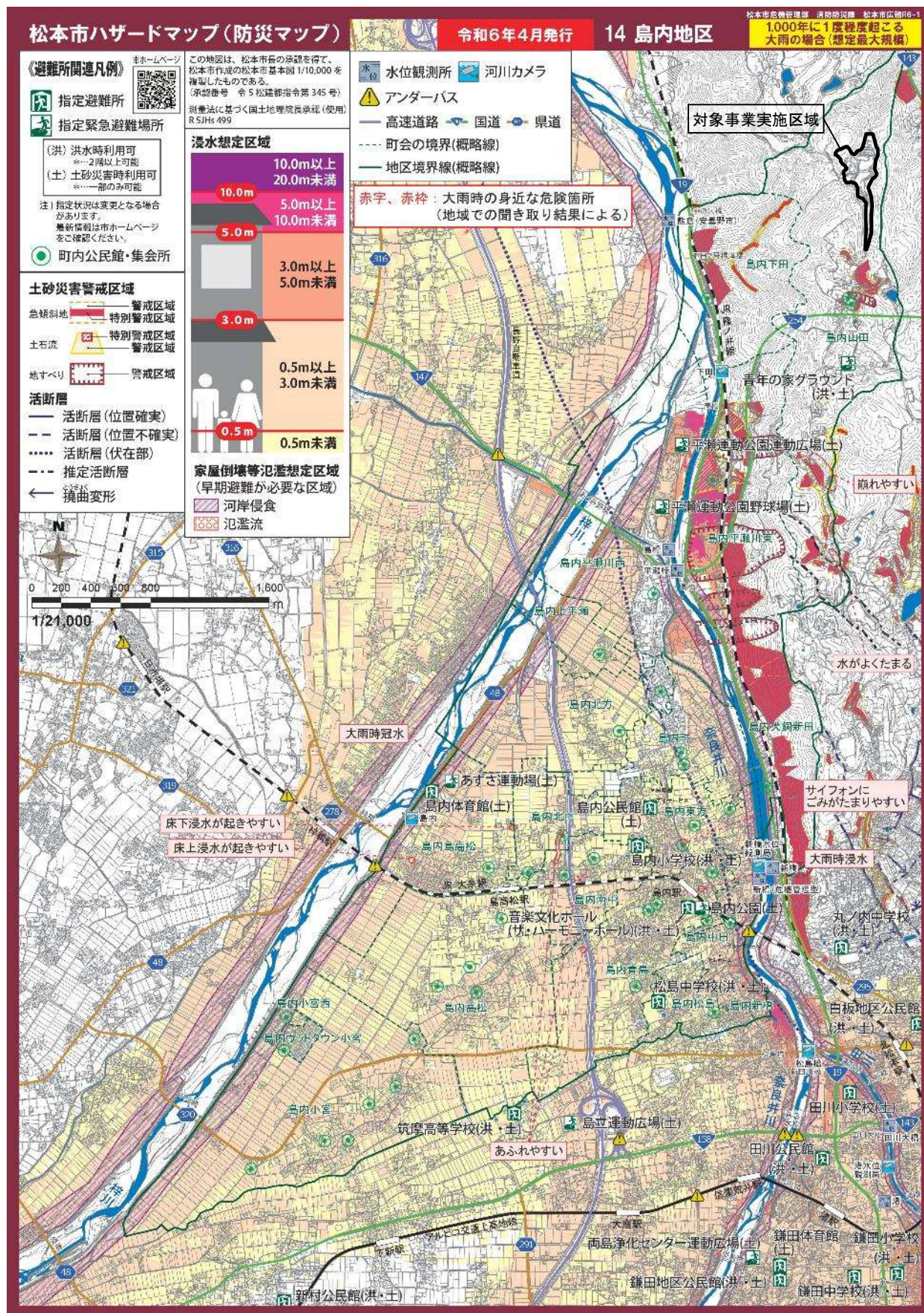
凡例

● 対象事業実施区域
 赤線枠内：安曇野市のマップ
 それ以外：松本市のマップ
 〈100年に1度程度起こる大雨（計画規模）〉

図2.3.13 土砂災害（特別）警戒区域及び浸水想定

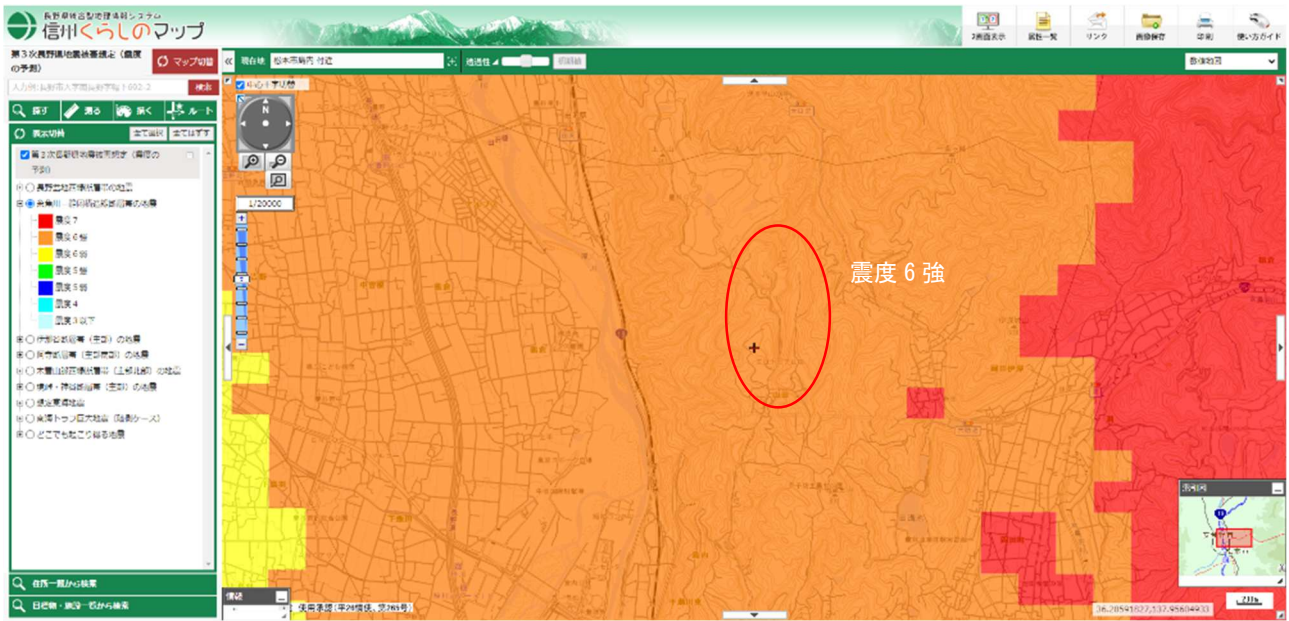


出典：「松本市ハザードマップ 修正版（マップ番号1, 5, 9）」（令和3年5月 松本市 危機管理部 消防防災課）
 「安曇野市防災マップ [洪水・土砂災害編]」（平成28年3月発行 令和2年3月改訂 安曇野市 総務部 危機管理課）
 2-90



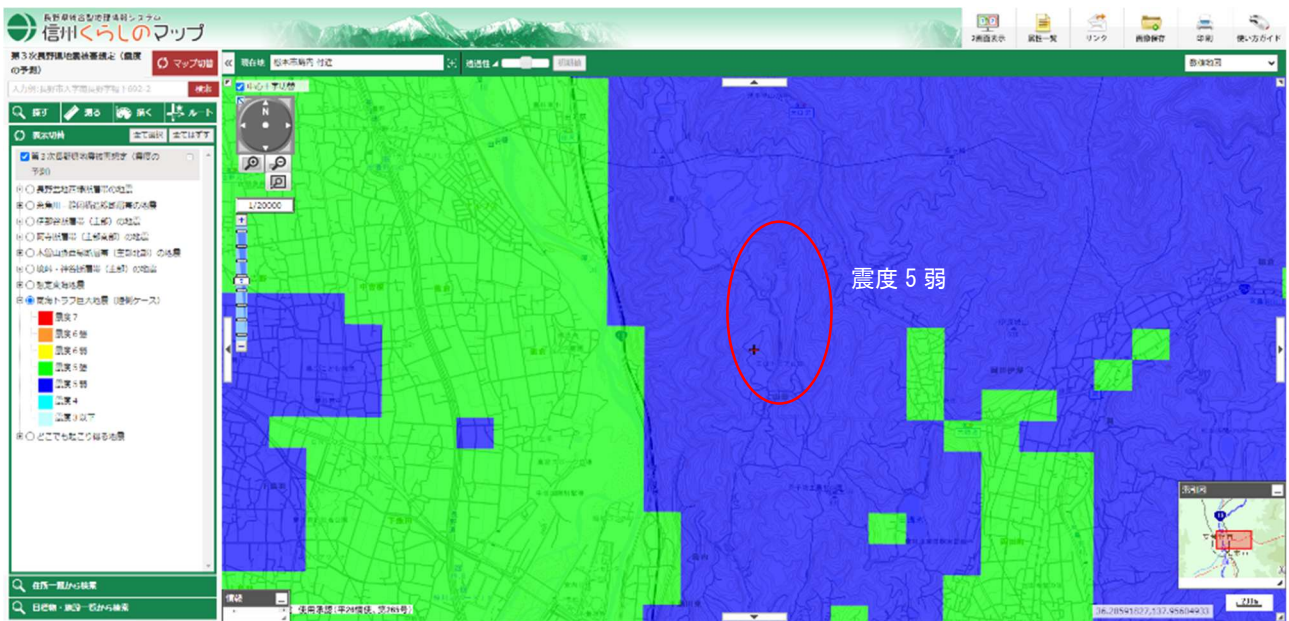
出典：「松本市ハザードマップ(防災マップ) 14 島内地区」(令和6年4月 松本市 消防防災課)

図 2.3.14 松本市ハザードマップ(島内地域)



出典：「信州くらしのマップ」（長野県統合型地理情報システム）

図 2.3.15 第3次長野県地震被害想定による震度予測（糸魚川・静岡構造線断層帯の地震）



出典：「信州くらしのマップ」（長野県統合型地理情報システム）

図 2.3.16 第3次長野県地震被害想定による震度予測（南海トラフ巨大地震（陸側ケース））

(8) 災害履歴等

松本市で発生した主な風水害を表 2.3.6 にまとめた。

表 2.3.6 松本市の主な風水害の発生状況

年月	原因	被害状況
S34.9	伊勢湾台風	記録的な強風、家屋の全壊 17 戸、半壊 63 戸、床下浸水 22 戸、他農作物等 [災害救助法適用]
S36.9	第 2 室戸台風	家屋の全壊 6 戸、半壊 207 戸、他農作物等 [災害救助法適用]
S56.7	集中豪雨	床上浸水 493 戸、床下浸水 103 戸、他道路、田畑
S57.9	台風 18 号	床上浸水 9 戸、床下浸水 133 戸、道路決壊等 67 カ所、河川溢水 57 カ所、 河川決壊 18 カ所等 [災害対策本部設置]
S58.9	台風 10 号	床上浸水 65 戸、床下浸水 512 戸、道路崩壊 119 カ所、河川溢水 72 カ所、 河川決壊 52 カ所、橋脚流出 3 カ所 (奈良井川)、農作物 805ha、農地林道 380 カ所
H16.10	台風 23 号	床上浸水 1 戸、床下浸水 60 戸、土砂崩れ 7 カ所、河川溢水等 49 カ所、農 地への土砂流入 64 カ所、農道・水路への土砂流入 30 カ所、林道への土砂 流入 11 カ所
H23.6	大雨	人的被害 観光客約 860 名、ホテルなど従業員 300~400 名、合計で約 1,200 名が上高地地域のホテル等に足止め 道路河川被害 2 件 (産屋沢で土石流発生、ワラビ沢で土砂流出) [災害対策本部設置]
H23.9	台風 15 号	[災害対策本部設置]
H25.9	台風 18 号	床下浸水 5 棟、非住家床下浸水 2 棟、非住家一部損壊 1 棟、敷地内浸水 12 件、停電約 20 戸、耕地被害 25 カ所、林道被害 14 路線、市道被害 3 路線 [台風 18 号災害対策本部設置]
H28.8	大雨	避難準備情報発令 対象：内田第 1、第 2、第 3、第 5、第 6 町会 519 世帯、1,309 人 床下浸水 6 棟、敷地内浸水 1 件、水路溢水 5 件
R1.10	令和元年 東日本台風 (台風 19 号)	大雨特別警報発表、警戒レベル 3 発令 対象：女鳥羽川流域 (第一、中央、 田川、東部) 及び四賀 指定避難場所 8 カ所開設、床下浸水 2 棟 (赤怒田、開智)、土砂崩落 17 件、 護岸流出 5 件 [台風 19 号対策本部設置]
R2.7	令和 2 年 7 月豪雨	大雨特別警報発表、指定避難所 37 カ所開設、自主避難所 6 カ所開設、上高 地・奈川地区入山町会一時孤立、床上浸水 1 棟 (上高地)、土砂崩落多数、 護岸浸食 3 件 (1 件は塩尻地籍) [令和 2 年 7 月豪雨対策本部設置]
R3.8	停滞前線による 大雨	松本市全域、土砂災害警戒情報発表、指定避難所 43 カ所開設、車両一時避 難駐車場開設、床下浸水 7 棟、土砂流入 3 件、市道被害 27 カ所、林道被害 35 路線 [災害対策本部設置]

出典：「松本市災害廃棄物処理計画 (2019 年 3 月)」(松本市 環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課)

「松本市地域防災計画 (令和 5 年 3 月修正分)【資料編】」(松本市 危機管理部 危機管理課)

2.3.4 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物

1) 動物相の概要

「松本市史 第一巻 自然編」(平成8年9月30日、松本市)によると、松本市は東側に美ヶ原・茶臼山などの筑摩山地があり、亜高山帯から高山帯の森林をもつ。美ヶ原は亜高山帯にあり、山頂は台上で、草原を形成している。そのため、草原性の動物と亜高山帯の動物に高山帯の森林性の動物が生息し、生物相が豊富である。また、上・中流域の河川と河原をもち、さらに水田地帯を含む田園環境と都市環境を有する。

松本市の動物の分布の特色を見ると、雑木林を含む山地帯の動物(ノウサギ・タヌキ・イタチなど)や亜高山帯の森林の動物(ツキノワグマ・キツネ・オオルリなど)、高山帯の動物(オコジョ・イワヒバリ・ホシガラスなど)と、美ヶ原台上の草原性の動物(野ネズミ・ヒバリ・ミドリヒョウモンなど)と日本海と犀川を遡上・遡下している北方系の魚種(サケやサクラマスやイワナ)が多く生息している。さらに北方系の動物の南下や南方系動物の北上の接点になり、生息する動物の種類が多いことも特色の一つである。北方系の動物としては、ヒメギフチョウ・ヒメハマトビムシが、南方系動物の北上動物としては、ヒメアケビコノハ・ツマグロヒョウモン・イネミズゾウムシなどが挙げられる。

2) 注目すべき動物

対象事業実施区域を含む周辺地域で確認された注目すべき動物を表2.3.7(1)～(6)に示す。

哺乳類7種、鳥類32種、両生類4種、魚類13種、昆虫類は108種、その他の無脊椎動物は3種が挙げられる。

3) 動物からみた対象事業実施区域の位置付け

対象事業実施区域は、現状で最終処分場として利用されている既に改変された場所であるため、対象事業実施区域内に生息する動物は限られる。しかし、周囲は森林が広がっており自然環境が多く残っている場所で、そこで生息する動物が数多く存在する。

表 2.3.7(1) 調査範囲を含む地域における注目すべき動物（哺乳類）

目名	科名	種名	文献調査		選定基準					
			A	B	①	②	③	④	⑤	
モグラ	トガリネズミ	カワネズミ	○						NT	
	モグラ	ミズラモグラ	○					NT	VU	
コウモリ	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ	○	○				VU	VU	
ネズミ	リス	ホンドモモンガ	○						NT	
	ヤマネ	ヤマネ	○		国天				NT	
ネコ	クマ	ツキノワグマ	○	○					LP	
ウシ	ウシ	カモシカ	○		特天					

表 2.3.7(2) 調査範囲を含む地域における注目すべき動物（鳥類）

目名	科名	種名	文献調査		選定基準					
			A	B	①	②	③	④	⑤	
カモ	カモ	オンドリ	○					DD	留意	
		トモエガモ	○	○				VU	EN	
カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ		○					NT	
ペリカン	サギ	ヨシゴイ	○	○					NT	EN
		ササゴイ	○						VU	
		チュウサギ	○	○					NT	NT
		コサギ	○							NT
ツル	クイナ	ヒクイナ	○	○				NT	CR	
チドリ	チドリ	イカルチドリ	○	○						NT
		シギ	アオアシシギ	○						VU
		タカブシギ	○					VU	VU	
		キアシシギ	○							NT
	カモメ	コアジサシ	○	○				VU	CR	
タカ	ミサゴ	ミサゴ	○					NT	EN	
	タカ	ハチクマ		○					NT	VU
		ツミ	○							DD
		ハイタカ	○	○					NT	VU
		オオタカ	○	○					NT	VU
		サシバ	○	○					VU	EN
フクロウ	フクロウ	アオバズク	○	○						EN
		トラフズク	○							EN
		コミミズク	○	○						EN
サイチョウ	ヤツガシラ	ヤツガシラ	○		県天					
ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ	○						VU	
ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	○			国内		VU	EN	
スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	○	○				VU	留意	
	カササギヒタキ	サンコウチョウ	○	○					VU	
	モズ	チゴモズ	○	○					CR	CR
		アカモズ	○	○			国内		EN	EN
	セッカ	セッカ	○							CR
	ヒタキ	ノビタキ	○							NT
ホオジロ	ノジロ	○	○					NT	NT	

表 2.3.7(3) 調査範囲を含む地域における注目すべき動物（両生類）

目名	科名	種名	文献調査		選定基準					
			A	B	①	②	③	④	⑤	
有尾	イモリ	アカハライモリ	○					NT	NT	
無尾	アカガエル	トノサマガエル	○					NT	NT	
		トウキョウダルマガエル	○					NT	VU	
		ツチガエル	○							VU

表 2.3.7(4) 調査範囲を含む地域における注目すべき動物（魚類）

目名	科名	種名	文献調査		選定基準						
			A	B	①	②	③	④	⑤		
ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類	○	○				VU	VU		
ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	○					EN	EW		
コイ	コイ	ゲンゴロウブナ	○					EN			
		ドジョウ	○					NT	DD		
		フクドジョウ		○				EN	VU		
ナマズ	アカザ	アカザ	○	○				VU	NT		
サケ	アユ	アユ	○						CR		
		サケ	ヤマトイワナ	○	○					NT	
			ニッコウイワナ	○	○				DD	NT	
			サクラマス（ヤマメ）	○	○				NT	NT	
			サツキマス（アマゴ）	○	○				NT	NT	
ダツ	メダカ	ミナミメダカ		○				VU	VU		
スズキ	カジカ	カジカ	○	○				EN	NT		

表 2.3.7(5-1) 調査範囲を含む地域における注目すべき動物（昆虫類）

目名	科名	種名	文献調査		選定基準						
			A	B	①	②	③	④	⑤		
トンボ	イトトンボ	モートンイトトンボ	○					NT	留意		
		カワトンボ		○				NT	NT		
		ヤンマ	マダラヤンマ		○				NT	NT	
			カトリヤンマ	○	○					VU	
		サナエトンボ	オジロサナエ		○					VU	
カワゲラ	ヒロムネカワゲラ	ノギカワゲラ		○					NT		
カメムシ	タイコウチ	タイコウチ		○					NT		
チョウ	マダラガ	ベニモンマダラ本土亜種	○	○				NT	NT		
		セセリチョウ	ホシチャバネセセリ		○				EN	EN	
			アカセセリ	○	○				EN	NT	
			ギンイチモンジセセリ		○				NT	NT	
			ミヤマチャバネセセリ	○	○					EN	
			チャマダラセセリ		○				EN	CR	
			スジグロチャバネセセリ		○				NT	NT	
			北海道・本州・九州亜種	○	○						
			シジミチョウ	ウラジロミドリシジミ		○					NT
			ウラナミアカシジミ		○						NT
	クロシジミ		○					EN	EN		
	ゴマシジミ本州中部亜種		○			国内		CR	EN	指定	
	ミヤマシジミ	○	○					EN	VU		
	アサマシジミ中部低地帯亜種		○					EN	VU	指定	
	オオルリシジミ本州亜種		○					CR	EN	指定	
	ムモンアカシジミ		○						NT		
	クロツバメシジミ東日本亜種	○						NT	留意		
	タテハチョウ	コヒオドシ		○		県天				NT	
		ウラギンスジヒョウモン	○						VU	NT	
		ヒョウモンチョウ本州中部亜種	○						VU	NT	
		ヒメヒカゲ本州中部亜種	○	○					CR	EN	
		オオウラギンヒョウモン		○					CR	CR	
		キマダラモドキ	○	○					NT	NT	
クロヒカゲモドキ		○	○					EN	EN		
オオイチモンジ			○		県天			VU	NT	指定	
コヒョウモンモドキ			○			国内		EN	VU		
ヒョウモンモドキ		○	○			国内		CR	CR		
オオヒカゲ			○						NT		
オオムラサキ		○						NT	留意		
シロチョウ		ミヤマシロチョウ		○		県天			EN	EN	特別
	ツマグロキチョウ	○	○					EN	EN		
	ヤマキチョウ		○					EN	EN		
	ヒメシロチョウ北海道・本州亜種	○	○					EN	VU		
スズメガ	イブキスズメ		○					VU			
シャチホコガ	クワヤマエグリシャチホコ	○					NT	NT			
ヒトリガ	キハダカノコ			○					NT		
	ヒメキシタヒトリ			○					DD		
ヤガ	コシロシタバ	○	○					NT	DD		
	ナマリキシタバ		○						DD		
	オガサワラヒゲヨトウ		○					EN	CR+EN		

表 2.3.7(5-2) 調査範囲を含む地域における注目すべき動物（昆虫類）

目名	科名	種名	文献調査		選定基準						
			A	B	①	②	③	④	⑤		
コウチュウ	オサムシ	シンシュウマルガタゴミムシ	○	○					VU		
		ミヤマヒサゴゴミムシ		○					NT		
		クロカタビロオサムシ	○	○					NT		
		アカガネオサムシ本州亜種	○	○					VU		
		セアカオサムシ		○					NT	NT	
		オサムシモドキ	○							NT	
		カタアカアトキリゴミムシ	○							NT	
		コハンミョウモドキ		○					EN	VU	
		キベリマルクビゴミムシ	○						EN	VU	
		イグチケブカゴミムシ	○						NT	VU	
		ニッコウオオズナゴミムシ		○						NT	
		トビラツヤゴモクムシ		○						NT	
		ハンミョウ	コハンミョウ		○						NT
		ゲンゴロウ	ゲンゴロウ		○			国内二種		VU	NT
	ガムシ	ガムシ		○					NT	NT	
	エンマムシモドキ	エンマムシモドキ		○						NT	
	シデムシ	ホンドリヒロオビモンシデムシ		○						NT	
	ハネカクシ	ナミクシヒゲハネカクシ	○							NT	
	ムネアカセンチコガネ	ムネアカセンチコガネ		○						NT	
	クワガタムシ	オオクワガタ	○	○					VU	CR+EN	
		ヒメオオクワガタ		○						NT	
		ホソツヤルリクワガタ		○						NT	
	コガネムシ	アカマダラハナムグリ	○	○					DD	NT	
		ダイコクコガネ		○					VU	CR+EN	
		ミヤマダイコクコガネ		○						NT	
		コカブトムシ	○	○						NT	
		オオヒラタハナムグリ	○	○						NT	
		シナノエンマコガネ		○						VU	
		オオチャイロハナムグリ		○					NT	VU	
		シラホシハナムグリ	○	○						VU	
	トラハナムグリ		○						VU		
	タマムシ	ツヤナガタマムシ	○							NT	
		フチトリヒメヒラタタマムシ	○							NT	
		タマムシ		○						NT	
		ホソナカボソタマムシ	○	○						VU	
		キンヘリタマムシ		○						NT	
	ジョウカイボン	カメザワシリブトジョウカイ		○						NT	
	ホタル	ヒメボタル		○						NT	
	テントウムシ	ヤマトアザミテントウ		○						NT	
		ルイヨウマダラテントウ		○						NT	
		ジュウサンホシテントウ		○						NT	
ジュウロクホシテントウ			○						NT		
オオキノコムシ	オオキノコムシ		○						NT		
ケシキスイ	シリグロオオケシキスイ		○						NT		
ハナノミ	ヤクハナノミ		○						VU		
アトコブゴミムシダマシ	アトコブゴミムシダマシ		○						NT		
カミキリムシ	ムモンベニカミキリ		○						VU		
	シナノサビカミキリ		○						CR+EN		
	フタスジカタビロハナカミキリ		○						NT		
	アカアシオアオカミキリ	○	○						NT		
	ヨコヤマヒゲナガカミキリ		○						NT		
	オトメクビアカハナカミキリ		○						VU		
	アカムネハナカミキリ		○					VU	CR+EN		
	ヨツボシシロオビゴマフカミキリ		○						VU		
	オニホソコバナカミキリ		○						NT		
	ヒゲブトハナカミキリ		○						VU		
	ベニバハナカミキリ		○						NT		
	チャイロヒメコブハナカミキリ		○						NT		
	ヨツボシカミキリ		○					EN	VU		
	タケウチホソハナカミキリ		○						CR+EN		
	ハセガワトラカミキリ		○						VU		
	オオトラカミキリ		○						VU		

表 2.3.7(6) 調査範囲を含む地域における注目すべき動物（その他の無脊椎動物）

目名	科名	種名	文献調査		選定基準					
			A	B	①	②	③	④	⑤	
汎有肺	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ		○				DD	CR+EN	
異鰓	オナジマイマイ	カタマメマイマイ		○				VU	CR+EN	
	キバサナキガイ	ヤマトキバサナギガイ		○				VU	VU	

注 1) 文献調査の出典は以下のとおりである。

なお、「松本市史（自然編調査報告書第 1 集含む）」では、掲載されている種のうち、生息地域が対象事業実施区域の概ね 2km の範囲を含む地域（城山、山田、岡田、下岡田、島内、平瀬、伊深、安土、田溝、塩倉、桐、松岡、山田池、アルプス公園（下）、田溝池、岡田神社（下）、芥子望主山、鳥居山及び岡宮神社）であるものを抽出した。また、「長野県版レッドデータブック（動物編）2004」では、分布地域が松本市、または分布地域のメッシュ区分が松本及び豊科とされている種を抽出した。

A：「松本市史（自然編調査報告書第 1 集含む）」（平成 9 年 3 月 松本市）

B：「長野県版レッドデータブック（動物編）2004」（平成 16 年 3 月 長野県自然保護研究所）

注 2) 注目すべき種は、既存文献を基に以下の選定基準から抽出した。選定基準は以下のとおりである。

- ①：「文化財保護法」（1950 年）に基づく天然記念物及び特別天然記念物に指定されている種または、「文化財保護条例（1975 年）」に基づく県天然記念物に指定されている種
- ②：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（1992 年）」に基づく国内希少動植物種及び国際希少野生動植物種及び緊急指定種に指定されている種
- ③：「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月 環境省）に記載されている種
- ④：「長野県版レッドリスト（動物編）2015」（平成 27 年 3 月 長野県）に記載されている種
- ⑤：「長野県希少野生動植物保護条例（平成 15 年）」に基づく指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物（脊椎動物）に指定されている種

注 3) ①～⑤の選定基準の記号は以下のとおりである。

- ①：特天：国指定特別天然記念物
国天：国指定天然記念物
県天：県指定天然記念物
- ②：国内一種：特定第一種国内希少野生動植物種
国内二種：特定第二種国内希少野生動植物種
国際：国際希少野生動植物種
- ③、④：EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、留意：留意種
なお、EX 及び EW 絶滅はリストから省いた
- ⑤：特別：特別指定希少野生植物、指定：指定希少野生植物

(2) 植物

1) 植生の概要

「長野県植物誌」(平成9年長野県植物誌編纂委員会)によると、長野県内の大部分は冷温帯であり、夏緑(落葉)広葉樹林からなるブナクラスの植生が広がっている。しかし、多くの人々が生活を送る暖温帯から冷温帯にかけては、古くからの人々が暮らす生活圏と重なってきたために、自然植生の大半は消滅して代償植生と化している。

「松本市史 第一巻 自然編」(平成8年9月30日、松本市)によれば、松本市は本州中部に位置し、標高は600m～2,000mの範囲にあるため、植生としては落葉広葉樹林帯から亜高山針葉樹林帯に属している。平地部(標高600m～700m)は、大部分が市街地や宅地、農地、果樹園であるが、水辺(湧水・流水域、河原、ため池)の植生や平地林(社寺林・アカマツ林・コナラ・クヌギ林・ヤナギ林・ハリエンジュ林)も見られる。山麓部・丘陵部などの山地帯(標高700m～1,600m)は多くはアカマツ・ヒノキ・スギ・カラマツの植林地であり、城山の東斜面(奈良井川沿い)や、筑摩山地の山麓の一部には、かつて薪炭林として利用された二次林としてのコナラ林・クヌギ林・ミズナラ林などが見られる。なお小規模ではあるが、自然性のケヤキ林やブナ林、アカマツ林やツガ林なども見られる。そのほかの代償植生として、マダケ林、ススキ草原、シバ草原(ゴルフ場)などがある。亜高山帯地域も人為の影響を強く受けており、大部分はカラマツ人工林となっている。なお、美ヶ原には二次林としてのダケカンバ林が一部に見られ、かなり自然性の高いシラビソ林、コメツガ林あるいはこれらが混交した森林もかろうじて残存している。美ヶ原の山頂付近の岩場や岩礫地には、高山性の植物が自生する特異な風衝草原が発達している。

現存植生図を図2.3.17(1)～(2)に示す。

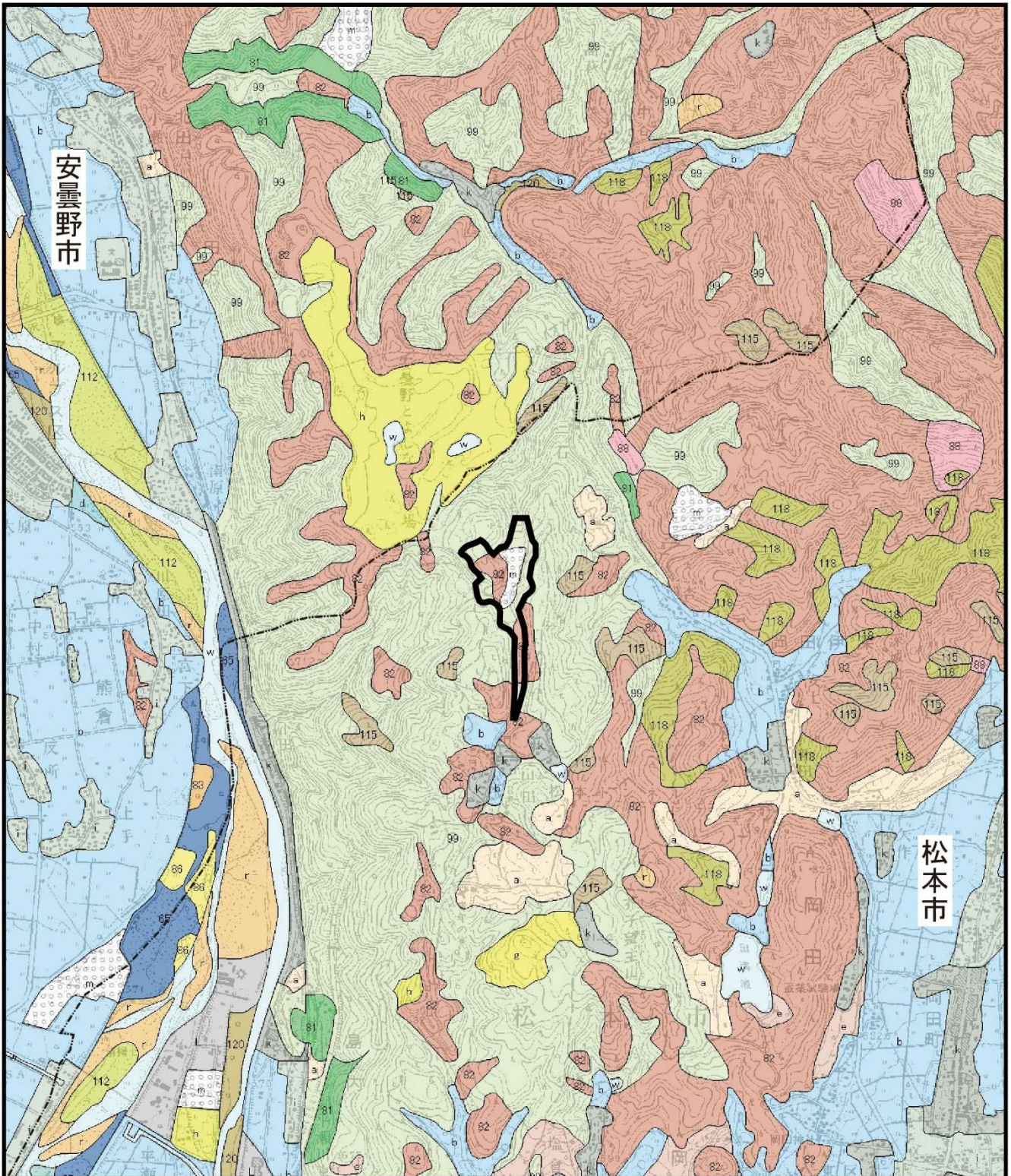
2) 注目すべき植物及び植物群落

対象事業実施区域を含む周辺地域で確認された注目すべき植物を表2.3.8(1)～(3)に示す。

注目すべき植物として120種が挙げられる。

3) 植物からみた対象事業実施区域の位置付け

対象事業実施区域は、現在最終処分場として利用されている、既に改変された場所であるため、対象事業実施区域内に生育する植物は限られる。しかし、周囲は森林が広がっており自然環境が多く残っている場所で、多様な植物が生育している。



凡 例

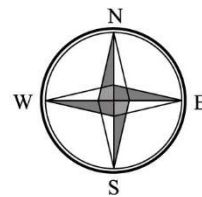


対象事業実施区域



市境

図2.3.17(1) 現存植生図



Scale 1/25,000



出典：「第3回自然環境保全基礎調査植生調査報告書-1/25,000植生図豊科2003」（環境省生物多様性センター）

植生図 凡例

凡例色 植生図凡例番号 統一凡例番号 統一凡例名

	65, 180100, ヤナギ高木群落 (IV)
	68, 180200, ヤナギ低木群落 (IV)
	81, 221300, ケヤキ二次林
	82, 230100, アカマツ群落 (V)
	83, 240000, 落葉広葉低木群落
	86, 250200, ススキ群団 (V)
	88, 260000, 伐採跡地群落 (V)
	99, 410101, クリーコナラ群集
	109, 470400, ヨシクラス
	110, 470501, ツルヨシ群集
	112, 470504, カワラハハコーヨモギ群団
	113, 470600, ヒルムシロクラス
	115, 540100, スギ・ヒノキ・サウラ植林
	118, 540700, カラマツ植林
	120, 540902, ニセアカシア群落
	h, 560100, ゴルフ場・芝地
	g, 560200, 牧草地
	f, 570100, 路傍・空地雑草群落
	c, 570101, 放棄畑雑草群落
	e, 570200 果樹園
	a, 570300, 畑雑草群落
	b, 570400, 水田雑草群落
	d, 570500, 放棄水田雑草群落
	k, 580100, 市街地
	i, 580101, 緑の多い住宅地
	L, 580300, 工場地帯
	m, 580400, 造成地
	w, 580600, 開放水域
	r, 580700, 自然裸地

図 2.3.17(2) 現存植生図

表 2.3.8(1) 対象事業実施区域及び周囲における注目すべき植物

科名	種名	文献調査		選定基準				
		A	B	①	②	③	④	⑤
ミズニラ	ミズニラ		○			NT	EN	
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ		○			VU	NT	
サンショウモ	サンショウモ		○			VU	VU	
オシダ	イワカゲワラビ		○			VU	VU	
ウラボシ	イワオモダカ		○				VU	
マツ	イラモミ		○				NT	
スイレン	コオホネ		○				NT	
ウマノスズクサ	マルバウマノスズクサ		○			VU	VU	
	ウマノスズクサ		○				VU	
オモダカ	アズミノヘラオモダカ		○			EN	CR	
	アギナシ		○			NT	EN	
	ウリカワ		○				VU	
トチカガミ	サガミトリゲモ		○			VU	CR	
	オオトリゲモ	○					CR	
	ミズオオバコ		○			VU	VU	
	セキショウモ		○				EN	
ヒルムシロ	イトモ	○	○			NT	VU	
	ホソバミズヒキモ	○	○				NT	
	ヤナギモ		○				VU	
ユリ	ササユリ		○				NT	指定
	アマナ		○				VU	
ラン	ギンラン		○				NT	
	アツモリソウ		○		国内一種	VU	CR	特別
	キバナノアツモリソウ		○			VU	EN	指定
	イチヨウラン		○				NT	
	カキラン		○				NT	
	トラキチラン		○			EN	CR	
	カモメラン		○			NT	EN	
	マツラン		○			VU	CR	
	ミズトンボ		○			VU	VU	
	タカネフタバラン		○				EN	
	コケイラン		○				NT	
	ミズチドリ		○				NT	指定
	トキソウ		○			NT	VU	指定
	ヤマトキソウ		○				EN	
	ウチョウラン		○			VU	EN	
アヤメ	カキツバタ		○			NT	NT	
ガマ	ナガエミクリ		○			NT	EN	
カヤツリグサ	クロカワズスゲ		○				EN	
	ヒナスゲ		○				VU	
	イトヒキスゲ		○			VU	CR	
	ヒメアオガヤツリ		○				CR	
	シロガヤツリ		○				EN	
イネ	イヌカモジグサ		○			EN	VU	
	イワタケソウ		○				VU	
	アシカキ	○	○				NT	
	アワガエリ		○				CR	
	フォーリーガヤ		○			CR	EN	
キンポウゲ	キタザワブシ		○			VU	NT	
	ミチノクフクジュソウ		○			NT	留意	
	フクジュソウ		○				NT	
	チチブシロカネソウ		○				NT	
	セツブンソウ		○			NT	VU	
	オキナグサ		○			VU	EN	指定

表 2.3.8(2) 対象事業実施区域及び周囲における注目すべき植物

科名	種名	文献調査		選定基準					
		A	B	①	②	③	④	⑤	
ボタン	ヤマシャクヤク		○				NT	VU	指定
ベンケイソウ	ツメレンゲ	○	○				NT	NT	
タコノアシ	タコノアシ		○				NT	VU	
マメ	モメンヅル		○					NT	
	レンリソウ		○					NT	
	イヌハギ		○				VU	留意	
クロウメモドキ	ミヤマクマヤナギ		○					NT	
ブナ	ナラガシワ		○					VU	
ニシキギ	ムラサキマユミ		○					NT	
カタバミ	オオヤマカタバミ		○				VU	NT	
トウダイグサ	ニシキソウ		○					VU	
ヤナギ	ゲショウヤナギ	○	○					NT	
	コマイワヤナギ		○				VU	NT	
オトギリソウ	アカテンオトギリ		○					NT	
フウロソウ	アサマフウロ		○				NT	NT	
ミソハギ	ミズマツバ		○				VU	VU	
	コオニビシ	○							CR
アカバナ	ホソバアカバナ		○					NT	
アブラナ	クモマナズナ		○				VU	NT	
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ		○				VU	NT	
タデ	ハルトラノオ		○					NT	
	ヤナギヌカボ		○				VU	EN	
	ウナギツカミ	○							DD
	ノダイオウ		○				VU	留意	
ナデシコ	タガソデソウ		○				VU	NT	
	エンビセンノウ		○				VU	EN	指定
サクラソウ	ノジトラノオ	○					VU	VU	
	サクラソウ		○				NT	VU	指定
ツツジ	ダイセンミツバツツジ		○					NT	
リンドウ	コケリンドウ		○						CR
	ホソバノツルリンドウ		○						NT
	テングノコヅチ		○				NT	NT	
キョウチクトウ	スズサイコ		○				NT	NT	
ムラサキ	サワルリソウ		○						NT
	イヌムラサキ		○						CR
	ムラサキ		○				EN	CR	
オオバコ	グンバイヅル		○				VU	NT	
	イヌノフグリ	○	○				VU	VU	
	カワヂシャ	○	○				NT	NT	
ゴマノハグサ	ゴマノハグサ		○				VU	EN	
アゼナ	ウリクサ		○					VU	
シソ	カイジンドウ		○				VU	NT	
	タチキランソウ		○				NT	NT	
	ムシャリンドウ		○				VU	VU	
	タイリンヤマハッカ		○						NT
	キセワタ		○				VU	留意	
	カリガネソウ		○						NT
ハマウツボ	ヤマウツボ		○						EN
	ツシマママコナ		○						NT
	ハマウツボ		○				VU	CR	
タヌキモ	イヌタヌキモ	○	○				NT	NT	
	ミミカキグサ		○						VU
キキョウ	キキョウ		○				VU	NT	

表 2.3.8(3) 対象事業実施区域及び周囲における注目すべき植物

科名	種名	文献調査		選定基準				
		A	B	①	②	③	④	⑤
キク	カントウヨメナ		○				VU	
	アズマギク		○				VU	
	タカサゴソウ		○			VU	VU	
	カワラニガナ	○	○			NT	VU	
	カワラウスユキソウ		○			VU	EN	
	アキノハハコグサ		○			EN	NT	
	ネコヤマヒゴタイ		○			VU	NT	
	ヒメヒゴタイ		○			VU	VU	
	コウリンカ		○			VU	留意	
	オナモミ	○				VU	VU	
ガマズミ	ゴマキ		○				NT	
シャジクモ	アレンフラスコモ	○				CR+EN		
	シャジクモ	○				VU	VU	

注 1) 文献調査の出典は以下のとおりである。

なお、「松本市史（自然編調査報告書第 2 集含む）」では、掲載されている種のうち、生育地域が対象事業実施区域の概ね 2km の範囲を含む地域（市内各所、市街地、城山、島内、岡田、熊倉、島内梓川原、島立、伊深、アルプス公園、鳥居山、芥子望主山、青年の家、奈良井川、女鳥羽川、梓川、菖蒲池、山田池、中沢池、田溝上池、中池、老弥田池、水神池、老弥田上池、東部老弥田池、柴入池、田溝池、清水上池、塩倉上池、清水池、塩倉池、大門池、東の池、神沢池、蓮池、新池、六助ノ池）であるものを抽出した。また、「長野県版レッドデータブック（維管束植物編）2002」では、分布地域が松本市、または松本・塩尻市、東筑摩地区とされている調査結果を抽出した。

A：「松本市史（自然編調査報告書第 2 集含む）」（平成 10 年 3 月 松本市）

B：「長野県版レッドデータブック（維管束植物編）2002」（平成 14 年 3 月 長野県自然保護研究所）

注 2) 注目すべき種は、既存文献を基に以下の選定基準から抽出した。選定基準は以下のとおりである。

- ①：「文化財保護法」（1950 年）に基づく天然記念物及び特別天然記念物に指定されている種または、「文化財保護条例（1975 年）」に基づく県天然記念物に指定されている種
- ②：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（1992 年）」に基づく国内希少動植物種及び国際希少野生動植物種及び緊急指定種に指定されている種
- ③：「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月 環境省）に記載されている種
- ④：「長野県版レッドリスト（植物編）2014」（平成 26 年 3 月 長野県）に記載されている種
- ⑤：「長野県希少野生動植物保護条例（平成 15 年）」に基づく指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物（脊椎動物）に指定されている種

注 3) ①～⑤の選定基準の記号は以下のとおりである。

- ①：特天：国指定特別天然記念物
 国天：国指定天然記念物
 県天：県指定天然記念物
- ②：国内一種：特定第一種国内希少野生動植物種
 国内二種：特定第二種国内希少野生動植物種
 国際：国際希少野生動植物種
- ③、④：EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、
 NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、留意：留意種
 なお、EX 及び EW 絶滅はリストから省いた
- ⑤：特別：特別指定希少野生植物、指定：指定希少野生植物

(3) 生態系

対象事業実施区域は、松本盆地の東縁をなす城山丘陵に位置しており、急な傾斜を含む入り組んだ谷地形を持つ一角にある。斜面はクリ・コナラ群落が多くを占めており、尾根沿いを中心にアカマツ群落が位置し、谷筋にはケヤキが多くみられる。対象事業実施区域内は最終処分場として使用されているため、大部分が無植生となっているが、周囲の林地は植生が豊かである。

対象事業実施区域南側には山田の集落があり、周囲は水田、畑として利用され、灌漑用のため池も存在する。水田の水路、休耕田、ため池は良好な湿地環境となっており、湿生の植物やトンボをはじめとする水生動物がみられる。

このように対象事業実施区域周辺は、二次林に囲まれ水田、畑の里地環境やため池、湿地を有する良好な自然環境を有する地域となっている。

2.3.5 自然環境の総合的な状況

対象事業実施区域のある松本市は、中央高地式気候（内陸性気候）であり、気温の年較差、日較差が大きい特徴がある。松本特別地域気象観測所の観測結果では、月別平均風速の平年値は1.9 m/s～2.7m/sであり、春は風が強く、秋は風が弱い傾向がある。風向は北～北北西及び南の風が多い。

対象事業実施区域は、筑摩山地の城山丘陵に位置し、松本盆地の平野部と比較して標高が200m～300mほど高い。周囲には田畑の灌漑用のため池が多く存在し、また、西側の丘陵を下ったところには信濃川水系の犀川が北流している。

対象事業実施区域は、既に改変された場所であるため、存在する動物や植物は限られる。しかし、周囲は森林が広がっており自然環境が多く残っている場所で、多様な植物が生育し、そこを棲み処とする動物も多く存在する。さらに周辺地域には池沼や河川、河原などの水辺もあり、多様な動物や植物がみられる。

2.3.6 景観・文化財の状況

(1) 景観

1) 自然景観資源

対象事業実施区域のある松本市は、西部には、乗鞍岳、焼岳、穂高岳などの標高 3,000m 級の高峰を有する北アルプス連峰がそびえ立ち、中部山岳国立公園内の上高地に代表される美しい山岳自然景観を有している。また、東部は八ヶ岳中信高原国定公園の北端に位置し、王ヶ鼻や王ヶ頭などからなる美ヶ原高原を有し、ここから南北に広がる松本平と北アルプス連峰の絶景を望むことができる。

なお、「第 3 回自然環境保全基礎調査 長野県自然環境情報図」(平成元年 環境庁)によると、対象事業実施区域及びその周囲に自然景観資源は存在しない。

2) 主要な眺望景観

対象事業実施区域の周辺における主要な眺望点の状況を表 2.3.9 に、主要な眺望点の分布状況を図 2.3.18 に示す。

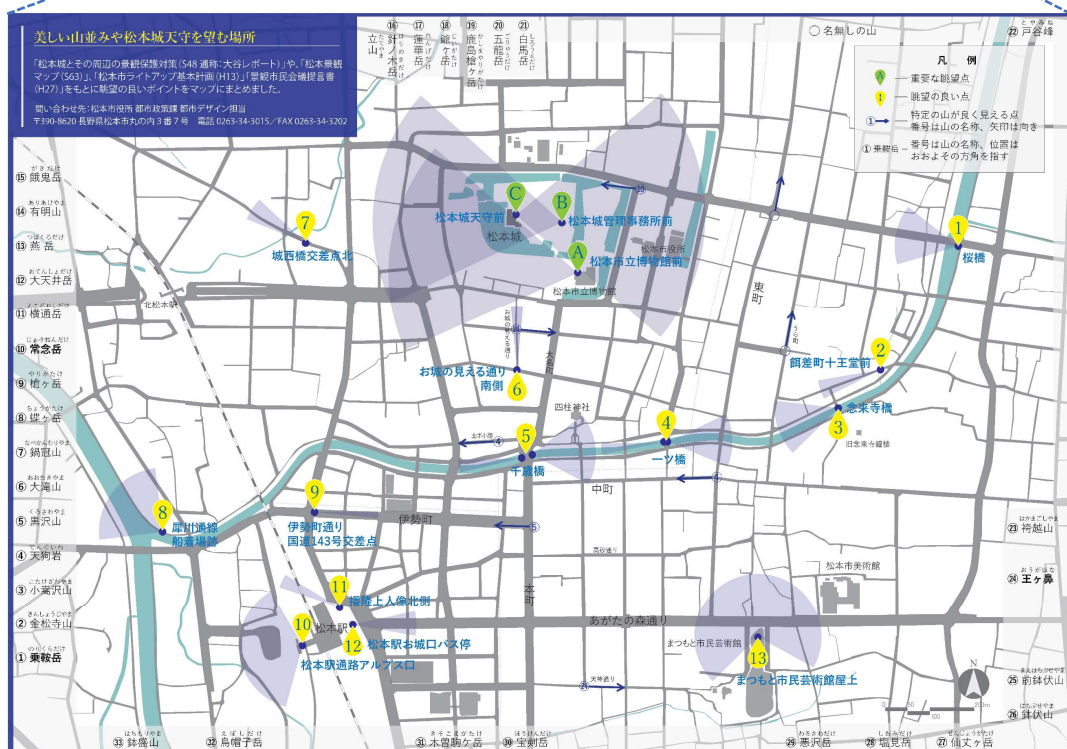
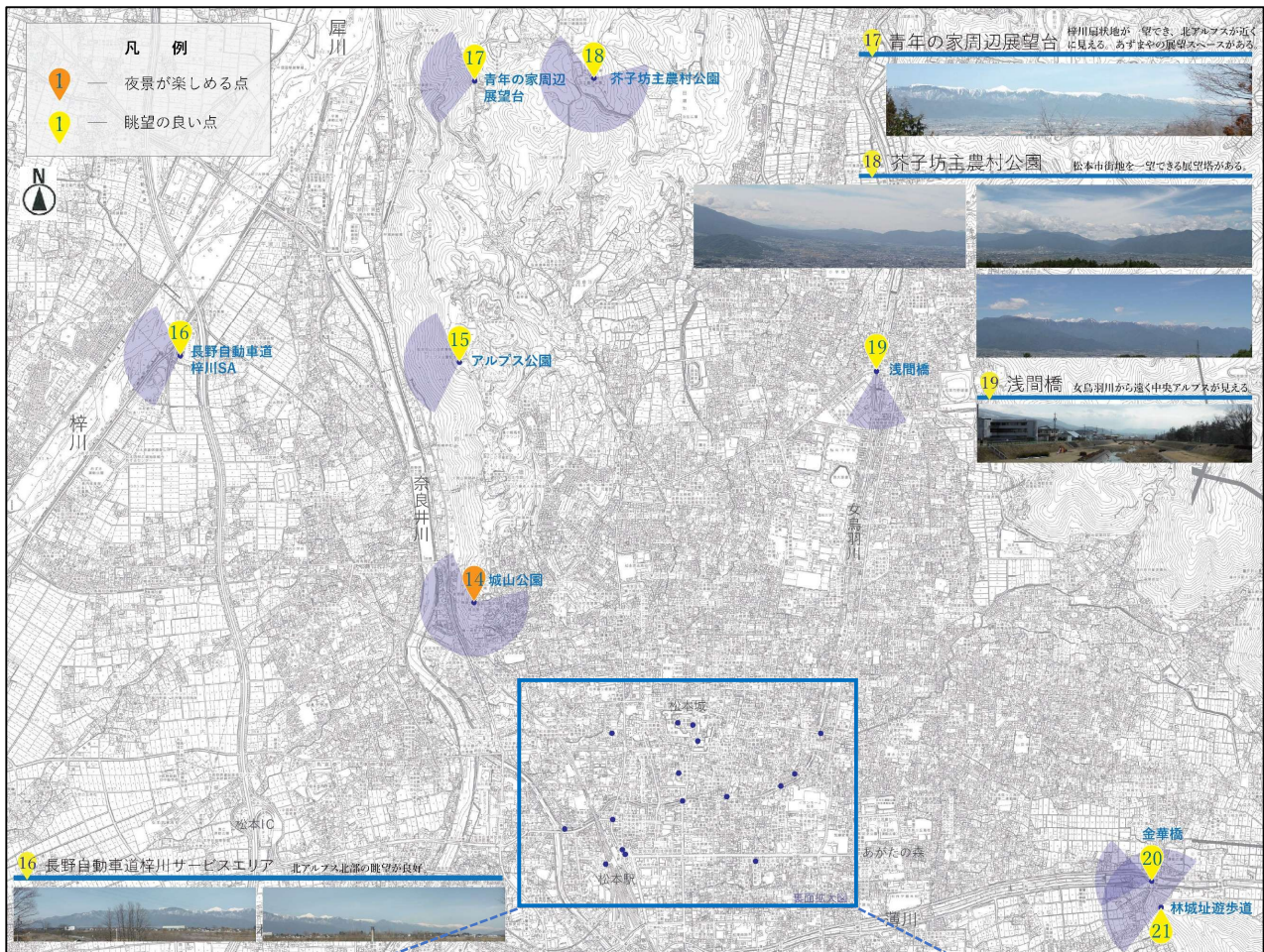
対象事業実施区域は周囲を森に囲まれているため、芥子坊主農村公園や青年の家周辺展望台など対象事業実施区域の最寄りの眺望点のほか、アルプス公園や城山公園などの高台からも眺望することはできない。

表 2.3.9 松本市内の主要な眺望点の状況

番号	名称	番号	名称
A	松本市立博物館前	10	松本駅通路アルプス口
B	松本城管理事務所前	11	松本駅前播隆上人像北側
C	松本城天守前	12	松本駅お城口バス停
1	桜橋	13	まつもと市民芸術館屋上
2	餌差町十王堂前	14	城山公園
3	念来寺橋	15	アルプス公園
4	一ツ橋	16	長野自動車道梓川 SA
5	千歳橋	17	青年の家周辺展望台
6	お城の見える通り	18	芥子坊主農村公園
7	城西橋交差点北	19	浅間橋
8	犀川通線船着場跡	20	金華橋
9	伊勢町通り一般国道 143 号交差点	21	林城址遊歩道

注) 表中の番号は図 2.3.18 に対応している。

出典:「松本市 眺望点 MAP」(2019/08/02 松本市 建設部 都市計画課)



出典：「松本市 眺望点 MAP」（2019/08/02 松本市 建設部 都市計画課）

図 2.3.18 主要な眺望点の分布状況

(2) 文化財

対象事業実施区域及びその周辺における指定等文化財を表 2.3.10 に、その分布状況を図 2.3.19 に示す。また、埋蔵文化財の状況（松本市）を図 2.3.20 に示す。

対象事業実施区域は埋蔵文化財包蔵地に指定されている。北部古窯址群（ほくぶこようしぐん）に該当し、平安時代の窯跡が見られる地域である。事業では、対象事業実施区域北西側の斜面を土取場として掘削するため、該当箇所について令和 5 年度から令和 6 年度にかけて発掘調査（行政発掘調査）を実施している。調査で確認された出土品は保存され、松本市立博物館に収蔵される。

また、図 2.3.21(1)～(2)に示すように「散策路・天然記念物・遺跡・史跡・伝承文化財マップ 島内山田」によれば、文化財保護法の指定を受けていない「記念樹」や史跡等が対象事業実施区域に存在している。対象事業実施区域と重なる範囲には、「デイラボッチの足跡」の伝承がある。

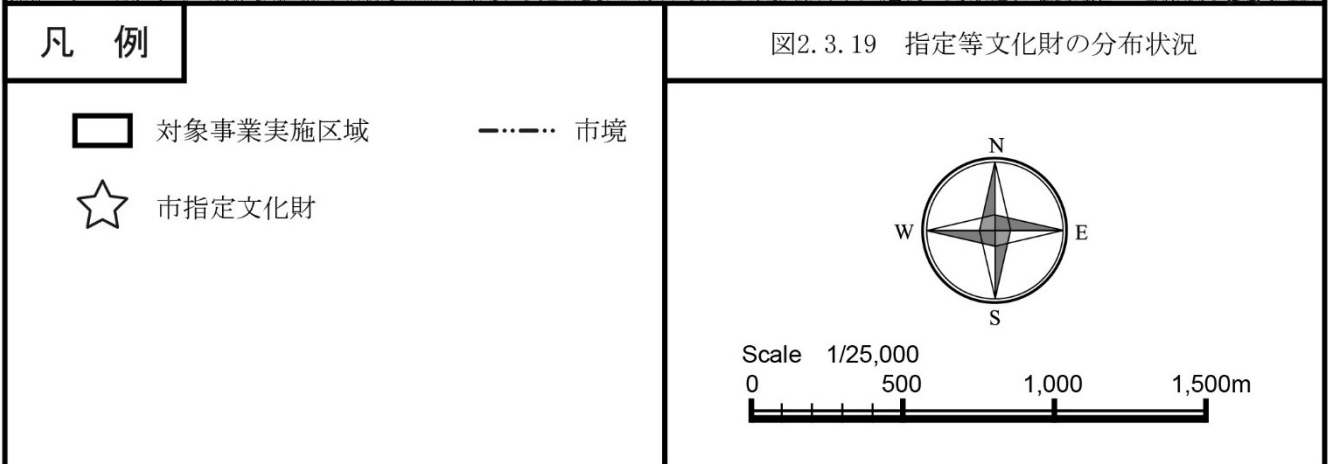
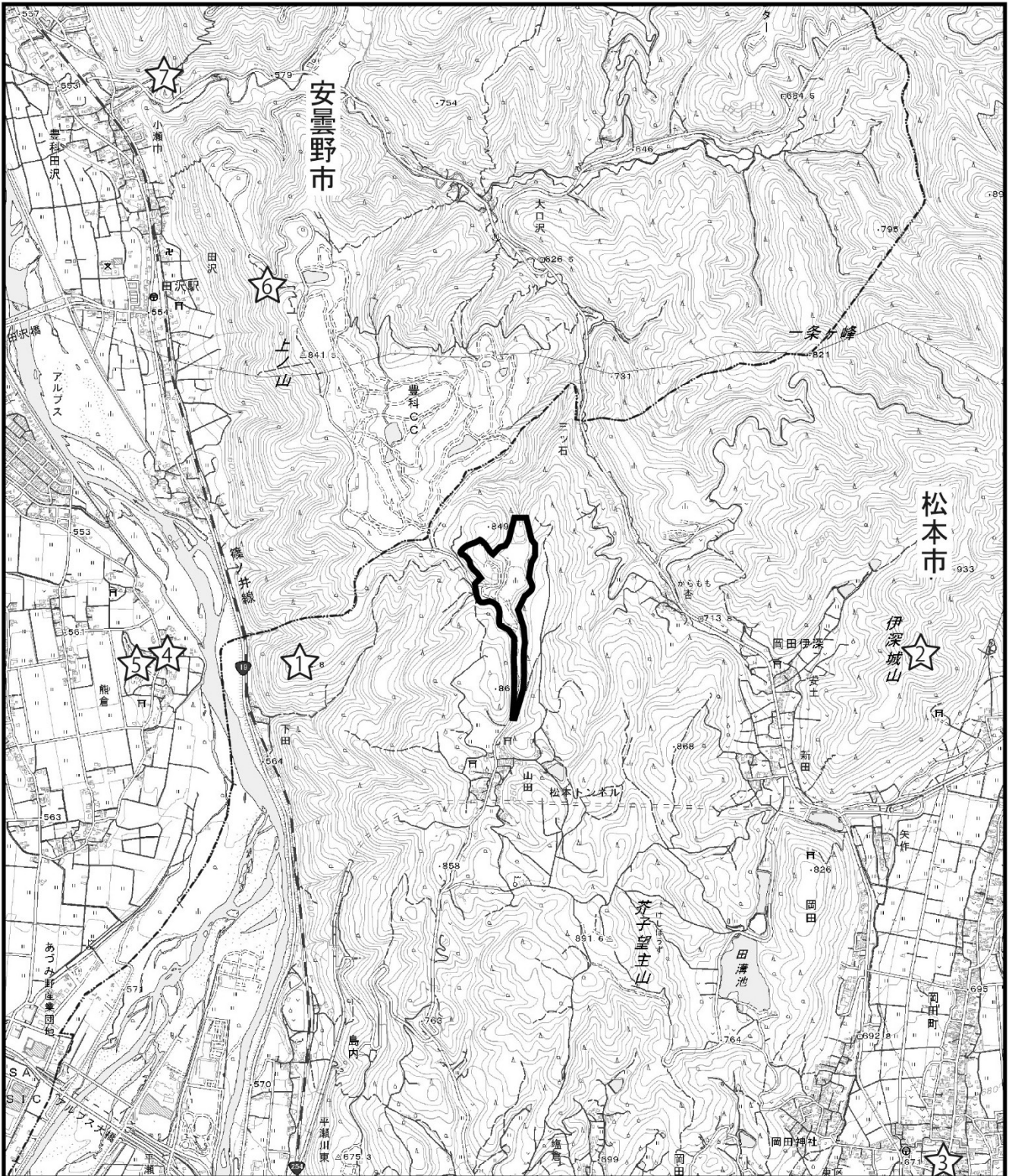
表 2.3.10 指定等文化財の状況

番号	所在地	文化財名称	指定等	種別	内容
1	松本市	平瀬城跡	市指定	特別史跡	遺跡
2	松本市	伊深城跡	市指定	特別史跡	遺跡
3	松本市	岡田神社旧参道のケヤキ	市指定	特別天然記念物	植物
4	安曇野市	旧仏法寺の木造阿弥陀如来坐像	市指定	有形文化財	彫刻
5	安曇野市	旧仏法寺の石造百体観音	市指定	有形文化財	信仰
6	安曇野市	上ノ山城跡	市指定	史跡	城跡
7	安曇野市	田沢神明宮社叢	市指定	天然記念物	植物

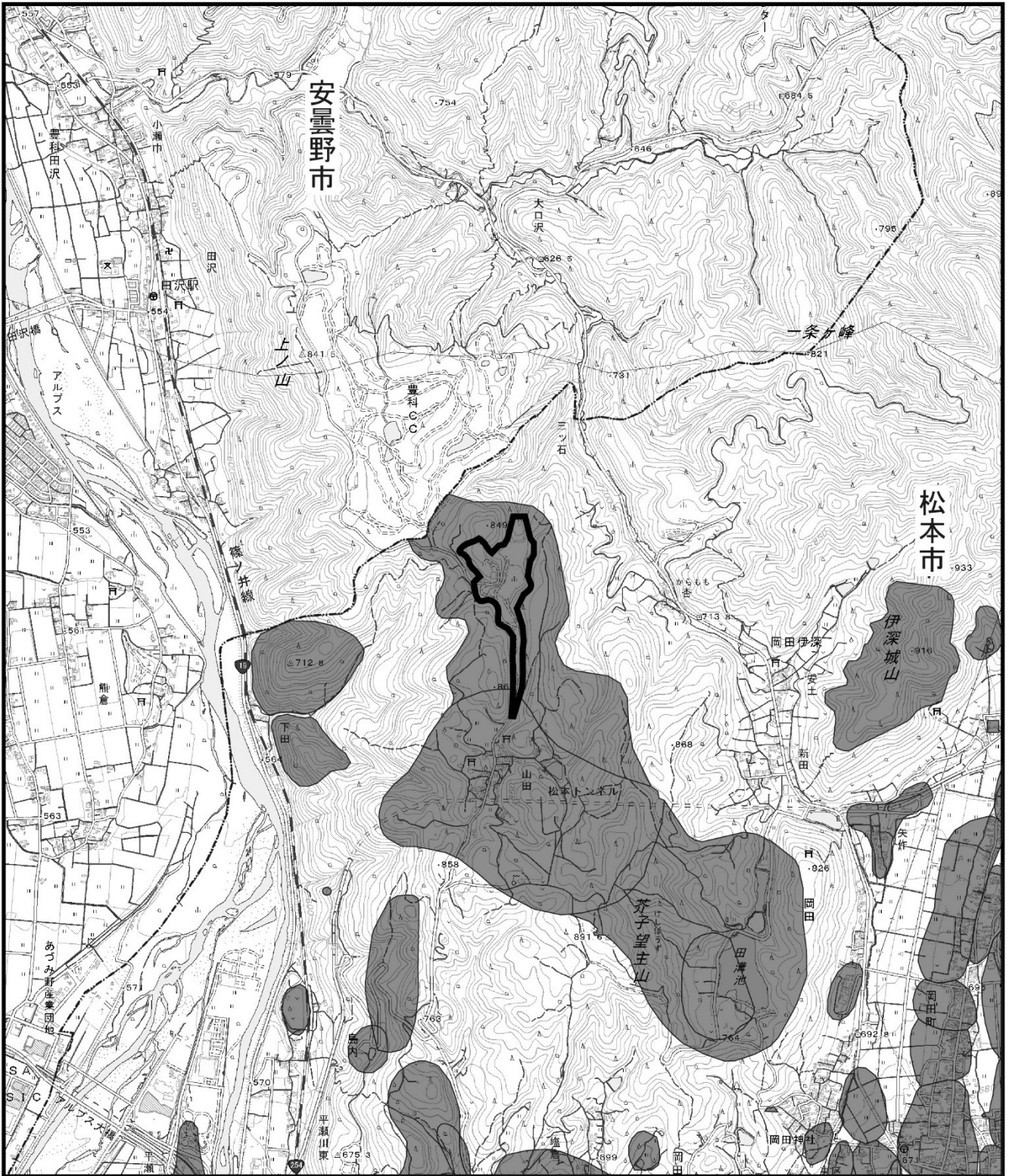
注) 表中の番号は図 2.3.19 中の番号に対応している。

出典：「松本市ホームページ 松本のたから 文化財マップ」（松本市 教育委員会 文化財課）

「安曇野市ホームページ 文化財一覧」（安曇野市 教育部 文化課）



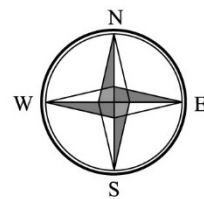
この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。



凡例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 埋蔵文化財包蔵地

図2. 3. 20 埋蔵文化財の状況



Scale 1/25,000
 0 500 1,000 1,500m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。
 出典：「松本市ホームページ 松本市遺跡地図（埋蔵文化財包蔵地図）」（松本市 教育委員会 文化財課）

散策路・天然記念物・遺跡・史跡・伝承
文化財マップ

島内山田

【島内山田地区里山整備利用促進協議会】（山田町会・山田伝承会）

凡例：山田…町名名 一本松…小字名 米洗沢…小字名には無承の地名

◆散策路

- 7 樹林帯散策路（上ノ山～飯田山～平瀬本城）【上級：20分】
- 1 落葉樹林帯散策路（疫病平～老平～のぞき）【中級：20分】
- 7 山野草の小径散策路（山田道）【中級：30分】
- エ アルプス眺望散策路（のぞき～石仏～金刀比羅神社～キツネ山）【初級：30分】
- カ 小鳥の小径散策路（御所山～陣畑～平瀬南城）【上級：30分】
- カ 山田池周辺散策路【初級：30分】
- キ 学びの小径散策路（市道～中の沢～杏平～山田池）【中級：60分】
- ク 塩の道（泣き坂～アルプス公園北駐車場～養老坂～老根山）【中級：30分】
- ク 塩の道（胡桃沢勸内歌碑～平瀬学校跡～養老坂～老根山）【中級：30分】

◆天然記念樹

- 1 山桜（江戸彼岸桜）
- 2 唐松
- 3 諏訪神社御神木（ハリキリ・樺・杉）
- 4 樺
- 5 枝垂れ桜（古木）
- 6 戸隠3本桜
- 7 枝垂れ桜
- 8 天然白樺樹林

◆遺跡

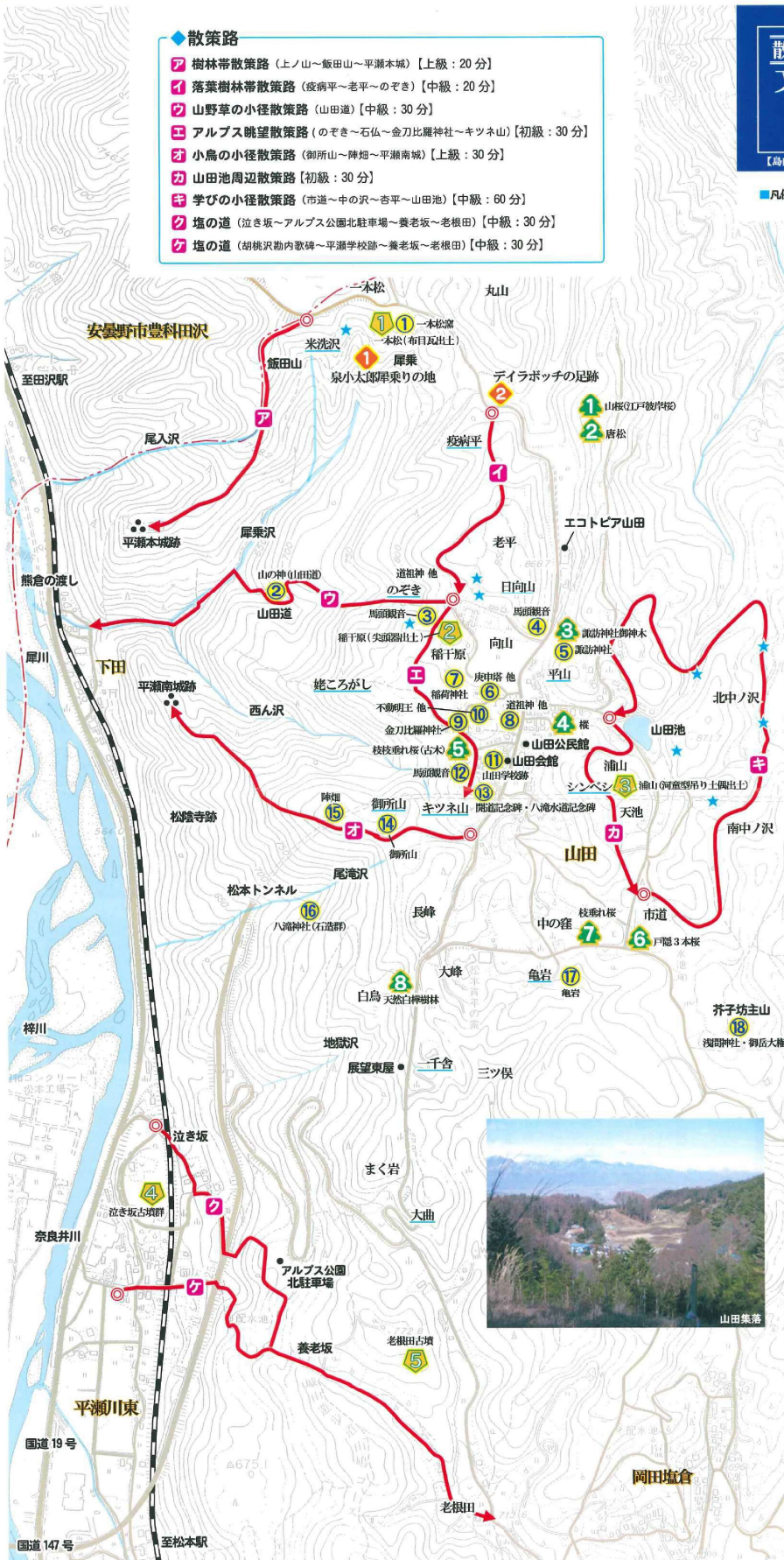
- 1 一本松（布目瓦出土）
- 2 稲千原（尖頭器出土）
- 3 浦山（河童型吊り土偶出土）
- 4 泣き坂古墳群
- 5 老根田古墳
- ★ 須臾器等窯跡

◆伝承

- 1 泉小太郎陣乗りの地
- 2 デイラボッチの足跡

◆史跡

- 1 一本松寮
- 2 山の神（山田道）
- 3 馬頭観音
- 4 馬頭観音
- 5 諏訪神社
- 6 庚申塔・地蔵菩薩・観音塚
- 7 稲荷神社
- 8 道祖神・御岳大権現・二十三夜塔・庚申塔
- 9 金刀比羅神社
- 10 不動明王・疱瘡神・大山神
- 11 山田学校跡
- 12 馬頭観音
- 13 開道記念碑・八滝水道記念碑
- 14 御所山
- 15 陣畑
- 16 八滝神社（石造群）
- 17 亀岩
- 18 浅間神社・御岳大権現



出典：「散策路・天然記念物・遺跡・史跡・伝承文化財マップ 島内山田」

図 2.3.21(1) 島内山田地区の文化財マップ

◆散策路

- 7 樹林帯散策路 (上ノ山～飯田山～平瀬本城) 【上級：20分】
クスギ・コナラ・ケヤキの落葉樹林からの、北アルプス・安曇野の素晴らしい眺望は松本随一。カタクリの群生保護区あり。
- 1 落葉樹林帯散策路 (疫病平～老平～のぞき) 【中級：20分】
コナラの実生林、カラマツの巨木、珍しいソゴの古木。
- 2 山野草の小径散策路 (山田道) 【中級：30分】
ヒノキ林・クルミの古木・コナラ樹林・ケヤキの巨樹、石造鳥居を構えた山の神、伝説の犀鹿沢。
- 3 アルプス眺望散策路 (のぞき～石仏～金刀比羅神社～キツネ山) 【初級：30分】
北アルプスを眺望してナラ・クスギ・カラマツ・ホウ・ケヤキの古木を眺め、山の頂の立派な金刀比羅神社は神秘的パワースポット。核垂桜の古木、戦国時代の見張り場のキツネ山。
- 4 小鳥の小径散策路 (御所山～陣畑～平瀬南城) 【上級：30分】
クスギ・コナラの落葉樹林からの、北アルプス・安曇野の素晴らしい眺望は松本随一。
- 5 山田池周辺散策路 【初級：30分】
コナラ樹林帯の中に貴重な山野草の群生数十種類。サワラ・サクラの古木、山田池の水鳥、紅葉に北アルプス眺望、サクラの花等自然な出会いに恵まれる道。
- 6 学びの小径散策路 (市道～中の沢～杏平～山田池) 【中級：60分】
沢沿いの湿地帯、用水隧道、静寂の古池、水芭蕉に山野草、平安期の貴重な古窯跡等、自然と歴史満喫の林間散策道。
- 7 塩の道 (泣き坂～アルプス公園北駐車場～養老坂～老根田) 【中級：30分】
養老年間(8世紀初)に開墾されたとされる古道で、近世まで安曇地方と松本を繋ぐ幹線道路として利用されてきた。
- 8 塩の道 (胡桃沢勸内歌碑～平瀬学校跡～養老坂～老根田) 【中級：30分】
糸魚川からの塩の道として現在も古代の姿を遺す「歴史街道」である。

◆伝承

- 1 泉小太郎犀乗り地
泉小太郎が、母の犀籠の背に乗った場所が「犀乗り」で、その時の犀籠の尾が入っていたのが、安曇野市との境にある「尾入沢」と語り継がれている。
山田地区には「犀乗り」という地名もある。犀乗り上流の左岸で、源流付近となる飯田山の沢向いである。また「小入(おいら)」という地名と字名もある。「尾入」が転じたものか? 「こいら」とも呼ぶ。
地区内に集まった水の一部は土井尻から北の「奴沢」に流れる。もう一方は南の「西ん沢」に流れる。西ん沢は下田地区で犀乗りに合流する。切り裂かれた岩は土井尻の沢で、親の背に乗った場所は諏訪神社あたりで、尾があったのは平山の南麓の「おいら」、そしてその東上に住居があった「古宿」である。
- 2 デーラポッチの足跡
地区の北、田沢山の一本松の手前に大きな窪地があった。周りを樹木に覆われた窪地は湿地で、屋間でも薄暗い印象であった。窪地は東西に細長い楕円形で、東西30m、南北20m位の大きさで、ちょうど右足が西を向いている形状になっていた。ずっと稲が作られてきたが、昭和40年代後半になると、コメの生産調整以降荒廃してしまふ。後、子どもたちの遊び場となり、冬は格好のスケート場だった。
この窪地は「デーラポッチャ」と呼ばれていた。各地にある白人伝説の一つである。安曇野を一掃して、三郷の登山方面に渡ったと伝えられているが、市不燃物処理場跡場に岸に置かれ、現在は不燃ごみで埋め立てられ、逆に小高い山となってしまっている。
芥子坊主の北高台の「天池」と呼ばれる湿地と、旧青年の家西側斜面の山麓、市道脇展望台北50m付近から西に下る農道の突き当たり付近「白鳥」地籍の湿地もデーラポッチャと伝わる。

◆遺跡

- 1 一本松(布目瓦出土)

- 2 稲干原(尖頭器出土)
2万年程前の波田ローム層から黒曜石製の尖頭器が戦後発見された。
- 3 浦山(河童型吊り土偶出土)
通称「シンベン」の畑から平成14年(2002)に縄文中後期の河童型吊り土偶が発見された。
- 4 泣き坂古墳群
下平瀬坂下の古墳。4基が存在する。篠ノ井線開通前は10基ほど存在した。第1号墳は形20m余、高さ5m余で土石混合円墳で残存する。未掘だが、6世紀所屬と考えられている。
- 5 老根田古墳
老根田とは御所山のことで、縄文中期から後期に亘る遺跡が所在する。山頂の南側西部に径10m余の円墳が残る。周辺には同時代の遺跡として岡田塩倉の塚田峰、神沢、塩倉池、田溝、放光寺、峰の平等が挙げられる。

◆史跡

- 1 一本松窯
山田炎の会が穴窯2基を築造した平成12年(2000)に、古代の「布目瓦」が出土した。その軒平瓦の文様は、明料庵寺跡出土の軒平瓦と同じ文様であり、この窯で焼かれた瓦が明料庵寺の修復用の瓦として使われた。
- 2 山の神(山田道)
山奥に珍しい石の鳥居、脇に寛政10年(1800)に祀られた馬頭観音石仏が佇む。社の周りには数本のケヤキの古木が歴史を物語る。近くに近世の牛馬療治場跡がある。
- 4 馬頭観音

- 5 諏訪神社
弘治3年(1577)勧請創建された。450年の歴史を持つ本殿は、大正14年(1925)に、拝殿は令和4年(2022)5月にそれぞれ再建。

- 8 道祖神・御岳大権現・二十三夜塔・庚申塔

- 9 金刀比羅神社
江戸時代末に讃岐の象頭山の金刀比羅神を勧請した。平瀬山の頂に社は鎮座する。この地方には珍しい神社で、北アルプスを背景にしたパワースポットである。本殿は勧請当時のもので、拜殿は令和4年5月に再建。
- 14 御所山
陣畑は平瀬城攻撃の際陣を据えし処也とか、傍らの山を御所山という。(東筑摩郡・松本市・塩尻市誌)
- 15 陣畑

- 16 八滝神社(石造群)
江戸末期から昭和戦前まで、八滝は御嶽信仰の霊場として隆盛を極めていた。朽ちた拜殿の奥に35体の童子像、尾滝沢の急斜面には30数体の神仏の石造群が林立する。
- 17 亀岩
明治初年(1868)の古地図に記されている奇岩。

◆天然記念樹

- 1 山桜(江戸彼岸桜) 【直径99cm】
松本平には見られない天然江戸彼岸桜の巨木、樹齢150年。

- 2 唐松 【直径80cm】
天然唐松種子から育った見事な大きさ。樹齢150年。

- 3 諏訪神社御神木(ハリキリ・樺・杉)
400年以上の歴史ある諏訪神社境内に、天然記念物級のハリキリの巨木、神社四方に樺の大木、南側に3本の杉の大木は荘厳。

- 4 樺 【直径112cm】
実生育ち、諏訪神社御柱の御神木以上の巨木。樹齢150年。

- 5 枝垂れ桜(古木) 【直径81cm】
年代を重ねる姿、上部が枯れても咲ける古木。根元に弘化4年(1847)の大きな馬頭観世音石造。樹齢180年。

- 6 戸隠3本桜 【直径129cm(3本立)】
根元で3本に分かれる。大正初期に戸隠から移植した。樹齢100年。

- 7 枝垂れ桜 【直径60cm・48cm】
北アルプスを背景に鮮やかな花を咲かせる。根元から2本に分かれる。

- 8 天然白樺樹林
白樺・リョウブの珍しい樹林。保護したい樹木。


◆生息する野鳥

- アカガラ オオルリ カケス カッコウ カワセミ キジ
キビタキ ツグミ ジョウビタキ トラツグミ フクロウ
メジロ モズ ヤマガラ ヒヨドリ アオゲラ

◆山野草

- アズマイチゲ アマドコロ イカリソウ オミナエシ ホタルカズラ ウスバサイシン
カタクリ キキョウ シュンラン ラショウモンカズラ オオウバユリ エンレイソウ
ワレモコウ チゴユリ ナルコユリ サラシナシヨウマ ヒトリシズカ ホウチャクソウ

出典：「散策路・天然記念物・遺跡・史跡・伝承文化財マップ 島内山田」

図 2.3.21(2) 島内山田地区の文化財マップ

2.3.7 触れ合い活動の場の状況

(1) 触れ合い活動の場の資源状況

対象事業実施区域及びその周囲における主な人と自然との触れ合い活動の場の状況を図 2.3.22 に示す。

対象事業実施区域の最寄りの人と自然との触れ合い活動の場としては、南側に芥子坊主農村公園がある。

(2) 触れ合い活動の場の利用状況

対象事業実施区域のある松本市の観光地延べ利用者数の推移を表 2.3.11 に示す。

対象事業実施区域の南東側 4km 程のところに浅間温泉がある。「令和 5 年 観光地利用者統計調査結果」によると、令和 5 年の「浅間温泉」の利用者数は 5,756 百人となっている。

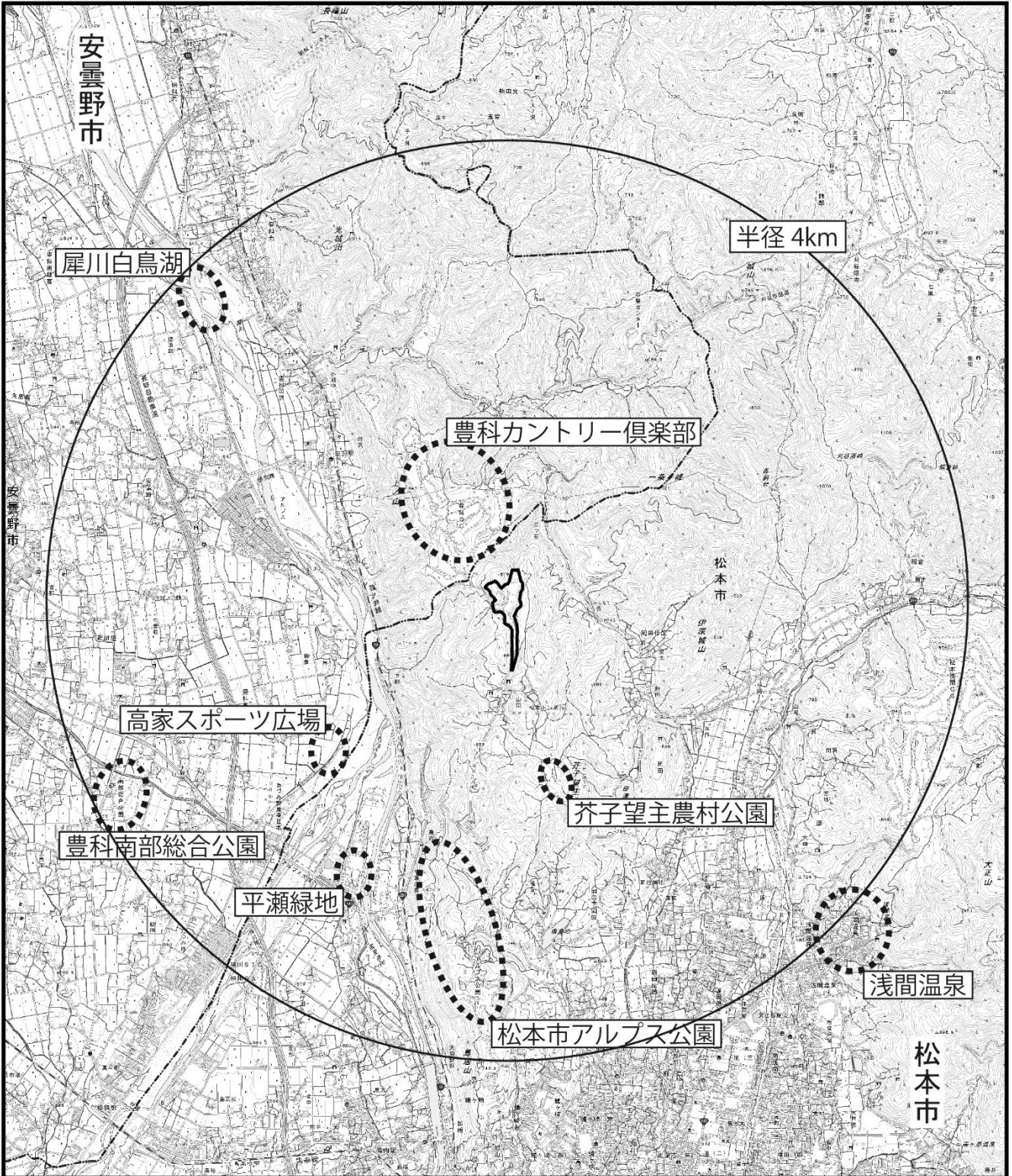
対象事業実施区域の約 4km 南東側に松本城がある。「令和 5 年 観光地利用者統計調査結果」によると、令和 5 年の「松本城」の利用者数は 8,851 百人となっている。令和 2 年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により旅行や移動などを控えるようになったため、利用者数は全体的に大幅に減少しているが、令和 3 年より新型コロナウイルス感染症の影響が緩和されたため増加傾向となっている。

表 2.3.11 観光地延べ利用者数の推移

(単位：百人)

観光地名 \ 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
松本城	9,893	9,214	8,877	9,123	3,777	3,847	6,644	8,851
美ヶ原温泉郷	5,544	5,346	5,257	5,158	3,269	3,280	4,042	4,519
美ヶ原高原	4,538	5,258	5,586	4,918	2,952	3,007	3,957	3,825
浅間温泉	6,580	6,443	6,320	5,959	3,502	4,100	5,448	5,756
美鈴湖	642	762	726	647	460	266	522	531
扉温泉	1,015	1,039	1,031	946	817	797	815	764
福寿草の里	359	531	499	473	134	155	178	411
奈川温泉	338	316	303	326	215	213	270	268
奈川高原	854	940	916	862	663	670	954	856
上高地	12,328	12,260	12,381	12,406	4,269	5,172	8,733	13,271
乗鞍高原	4,705	4,808	4,698	4,526	3,107	2,596	3,219	3,543
白骨温泉	2,442	2,310	2,195	2,413	1,373	1,134	1,657	1,728
くだものと道祖神の里	1,216	1,272	1,297	1,335	589	609	800	873
竜島温泉せせらぎの湯	707	730	653	673	330	436	473	537

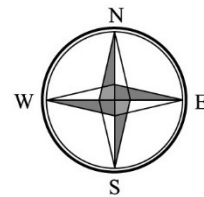
出典：「令和 5 年 観光地利用者統計調査結果」(令和 6 年 7 月 長野県 観光スポーツ部 山岳高原観光課)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市境
- レクリエーション地

図2.3.22 触れ合い活動の場の状況



Scale 1/50,000
 0 1,000 2,000 3,000m

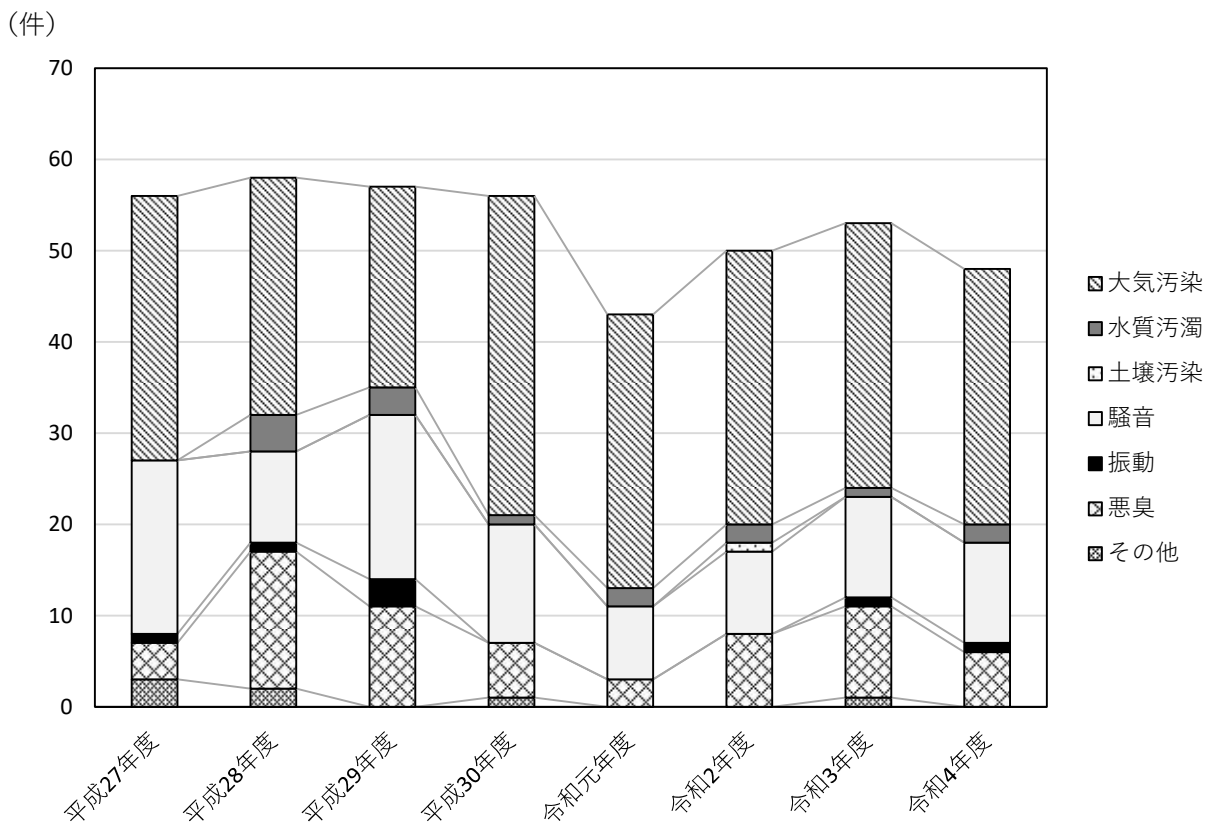
この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

2.3.8 大気質・水質等の状況

(1) 公害苦情の状況

松本市における公害苦情の状況を図 2.3.23 に示す。

令和 4 年度の公害苦情の件数の総数は 48 件である。種別にみると、最も多いのは大気汚染の 28 件である。次いで騒音の 11 件、悪臭の 6 件の順となっている。なお、土壌汚染に関する苦情は、令和 2 年度に寄せられた 1 件のみであった。



出典：「松本市の統計 令和 5 年版」（松本市 総合戦略局 DX 推進本部）

図 2.3.23 公害苦情件数の推移

(2) 大気質

1) 大気汚染測定局

長野県では大気汚染防止法第 20 条及び第 22 条の規定に基づき、二酸化硫黄等の大気汚染物質の調査を実施している。対象事業実施区域のある松本市では固定局による常時監視を行っている。

大気汚染自動測定局配置状況及び測定項目を表 2.3.12(1)～(2)及び図 2.3.24 に示す。

表 2.3.12(1) 一般環境大気測定局整備状況一覧表

測定局	一般局・自排局別	用途地域	測定項目												
			二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	一酸化窒素	二酸化窒素	光化学オキシダント	炭化水素 (CH ₄ 及び NMHC)	微小粒子状物質	風向	風速	気温	湿度	日射量	紫外線量
松本局	一般	住	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松本庄内局	一般	住		○	○	○	○			○	○				

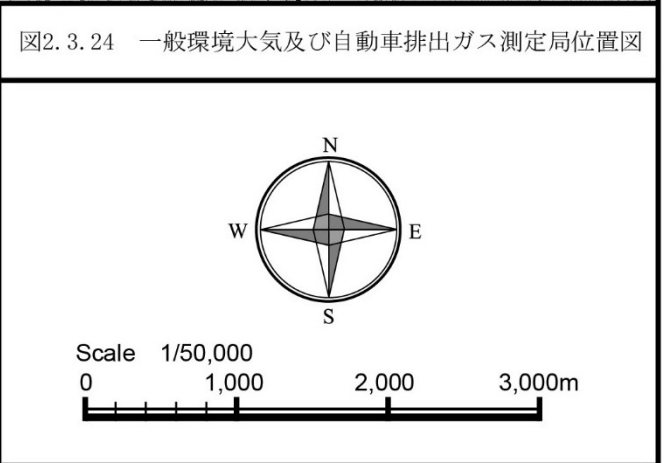
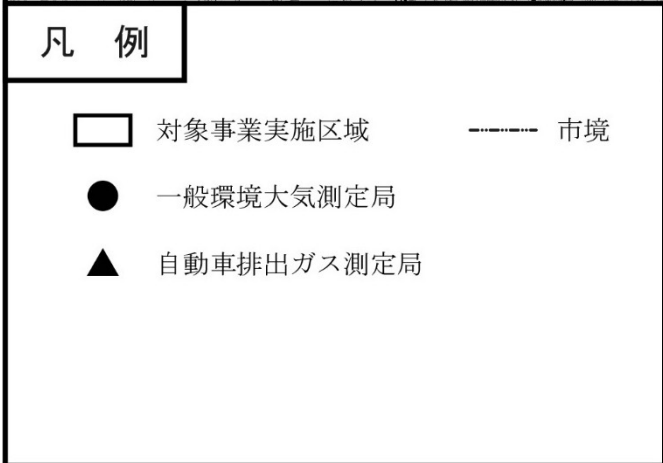
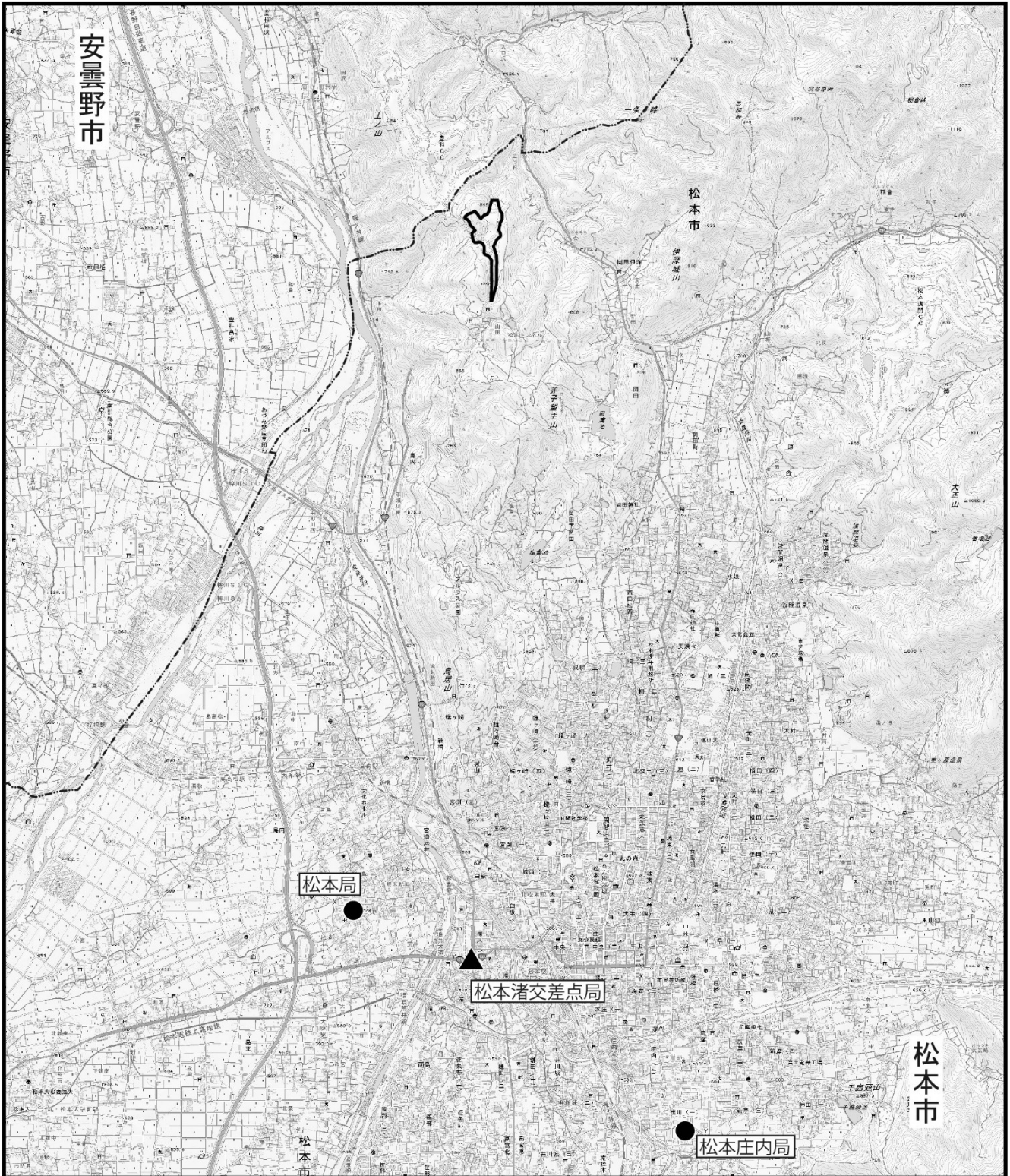
注) 松本庄内局は、令和 3 年度より測定を開始。

出典：「令和 4 年度大気汚染等測定結果」(長野県 環境部 水大気環境課)

表 2.3.12(2) 自動車排出ガス測定局整備状況一覧表

測定局	一般局・自排局別	用途地域	測定項目						
			浮遊粒子状物質	一酸化炭素	一酸化窒素	二酸化窒素	微小粒子状物質	風向	風速
松本渚 交差点局	自排	準工	○	○	○	○	○	○	○

出典：「令和 4 年度大気汚染等測定結果」(長野県 環境部 水大気環境課)



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。

2) 二酸化硫黄

長野県の一般環境大気測定局（松本局）における二酸化硫黄の測定結果を表 2.3.13 に、平成 27 年度～令和 4 年度の経年変化（日平均値の年間 2%除外値）を図 2.3.25 に示す。

令和 4 年度は環境基準を達成している。令和 4 年度までの過去 8 年間の二酸化硫黄の日平均値の年間 2%除外値は環境基準を下回っており、概ね横ばいで推移している。

表 2.3.13 二酸化硫黄の測定結果（令和 4 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の年間 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	日
松本局	363	8665	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	○	0

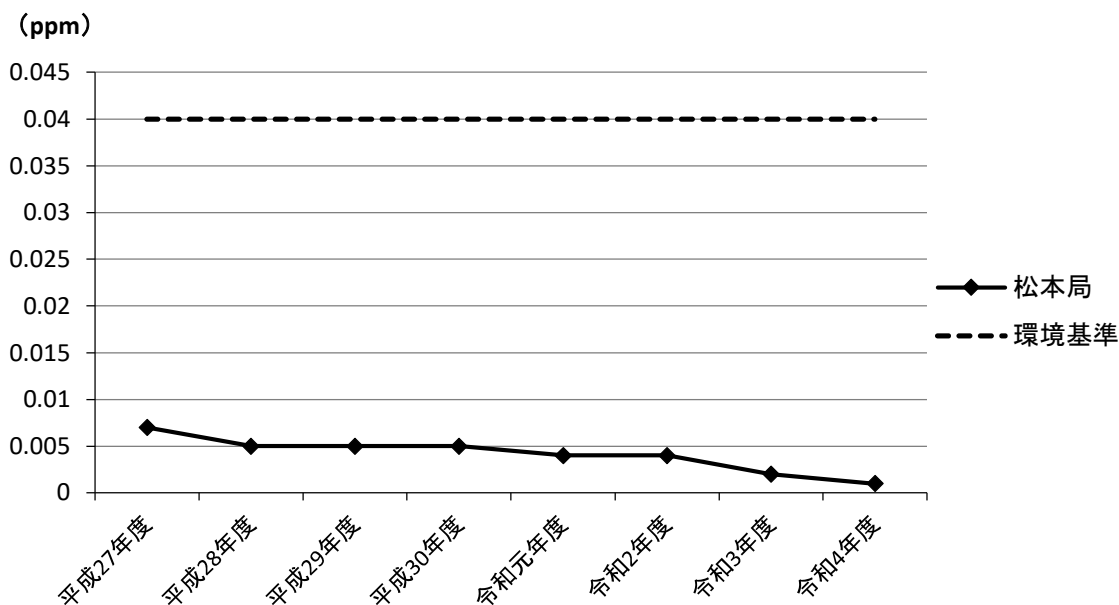
注) 環境基準による大気汚染の評価方法は以下のとおり。

短期的評価：測定を行った日について、1 時間値の 1 日平均値または各 1 時間値を、環境基準と比較して評価を行う。

長期的評価：1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲内にある測定値（365 日分のデータがある場合は 7 日分の測定値）を除外した後の最高値を、環境基準と比較して評価を行う。

ただし、1 日平均値につき環境基準を越える日が 2 日以上連続した場合には、非達成と評価する。

出典：「令和 4 年度大気汚染等測定結果」（長野県 環境部 水大気環境課）



「平成 27 年度～令和 4 年度大気汚染等測定結果」（長野県 環境部 水大気環境課）より作成

図 2.3.25 二酸化硫黄の経年変化（日平均値の年間 2%除外値）

3) 二酸化窒素

長野県の一般環境大気測定局（松本局、松本庄内局）及び自動車排出ガス測定局（松本渚交差点局）における二酸化窒素の測定結果を表 2.3.14 に、平成 27 年度～令和 4 年度の経年変化（日平均値の年間 98%値）を図 2.3.26 に示す。

令和 4 年度は、いずれも環境基準を達成している。令和 4 年度までの過去 8 年間の二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は環境基準を下回っている。

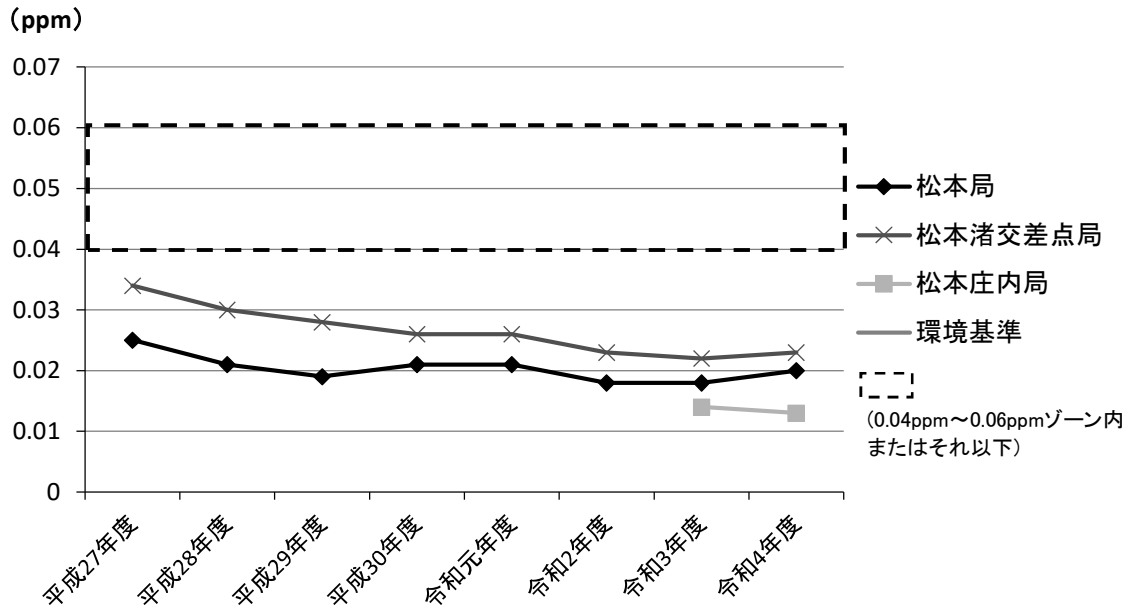
表 2.3.14 二酸化窒素の測定結果（令和 4 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	ppm	日	%	日	%	ppm	日
松本局	358	8588	0.007	0.040	0	0.0	0	0.0	0.020	0
松本庄内局	363	8661	0.006	0.037	0	0.0	0	0.0	0.013	0
松本渚交差点局	363	8664	0.010	0.048	0	0.0	0	0.0	0.023	0

注) 環境基準による大気汚染の評価方法は以下のとおり。

長期的評価：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から98%（365日分の測定値がある場合は358番目）に相当する測定値を、環境基準と比較して評価を行う。

出典：「令和4年度大気汚染等測定結果」（長野県 環境部 水大気環境課）



「平成 27 年度～令和 4 年度大気汚染等測定結果」（長野県 環境部 水大気環境課）より作成
 図 2.3.26 二酸化窒素の経年変化（日平均値の年間 98%値）

4) 浮遊粒子状物質

長野県の一般環境大気測定局（松本局、松本庄内局）及び自動車排出ガス測定局（松本渚交差点局）における浮遊粒子状物質の測定結果を表 2.3.15 に、平成 27 年度～令和 4 年度の経年変化（日平均値の年間 2%除外値）を図 2.3.27 に示す。

令和 4 年度は、いずれも環境基準を達成している。令和 4 年度までの過去 8 年間の浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は環境基準を下回っており、概ね横ばいで推移している。

表 2.3.15 浮遊粒子状物質の測定結果（令和 4 年度）

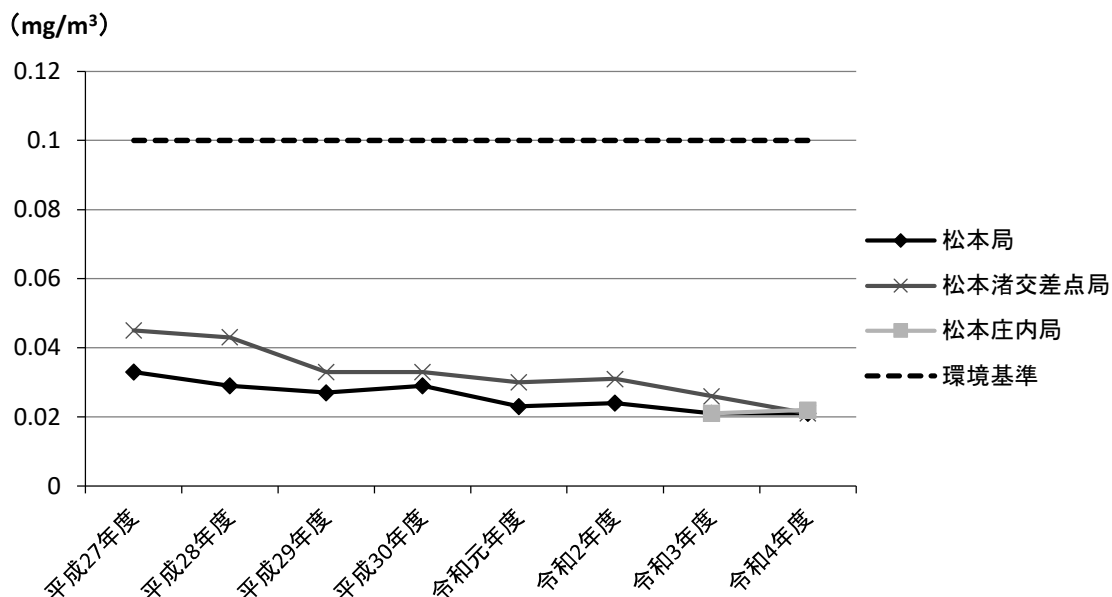
測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の年間 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数
	日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	有×・無○	日
松本局	363	8708	0.010	0	0.0	0	0.0	0.043	0.021	○	0
松本庄内局	363	8714	0.011	0	0.0	0	0.0	0.043	0.022	○	0
松本渚交差点局	363	8710	0.010	0	0.0	0	0.0	0.067	0.021	○	0

注) 環境基準による大気汚染の評価方法は以下のとおり。

短期的評価：測定を行った日について、1 時間値の 1 日平均値又は各 1 時間値を、環境基準と比較して評価を行う。

長期的評価：1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にある測定値（365 日分のデータがある場合は 7 日分の測定値）を除外した後の最高値を、環境基準と比較して評価を行う。ただし、1 日平均値につき環境基準を越える日が 2 日以上連続した場合には、非達成と評価する。

出典：「令和 4 年度大気汚染等測定結果」（長野県 環境部 水大気環境課）



「平成 27 年度～令和 4 年度大気汚染等測定結果」（長野県 環境部 水大気環境課）より作成

図 2.3.27 浮遊粒子状物質の経年変化（日平均値の年間 2%除外値）

5) 光化学オキシダント

長野県の一般環境大気測定局（松本局及び松本庄内局）における光化学オキシダントの測定結果を表 2.3.16 に、平成 27 年度～令和 4 年度の経年変化（昼間の 1 時間値の最高値）を図 2.3.28 に示す。

令和 4 年度の環境基準を超過した日数は、松本局では 29 日であり、環境基準を達成していない。令和 4 年度までの過去 8 年間の光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の最高値は環境基準を超過しており、いずれの年度においても環境基準を達成していない。

なお、光化学オキシダントの環境基準達成率は全国的に低く、平成 27 年度～令和 4 年度の集計では一般環境大気測定局では 0%～0.2%、自動車排出ガス測定局では 0%であった。長野県は県内 16 地点で毎年光化学オキシダントの測定を実施しており、過去 8 年間は有効測定局すべてで環境基準は達成していなかったが、光化学オキシダント注意報を発令する状況には至っていない。

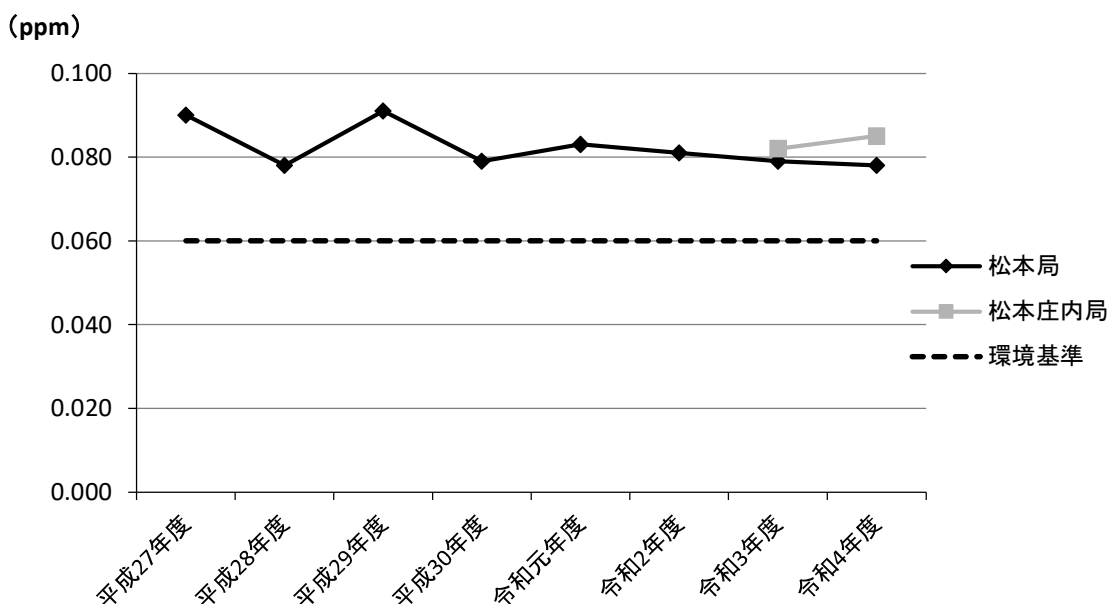
表 2.3.16 光化学オキシダントの測定結果（令和 4 年度）

測定局	昼間の測定日数	昼間の測定時間	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間の 1 時間値の最高値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm
松本局	362	5346	0.032	29	130	0	0	0.078
松本庄内局	365	5441	0.034	39	203	0	0	0.085

注) 環境基準による大気汚染の評価方法は以下のとおり。

短期的評価：昼間の 1 時間値の最高値を環境基準と比較して評価する。

出典：「令和 4 年度大気汚染等測定結果」（長野県 環境部 水大気環境課）



「平成 27 年度～令和 4 年度大気汚染等測定結果」（長野県 環境部 水大気環境課）より作成

図 2.3.28 光化学オキシダントの経年変化（昼間の 1 時間値の最高値）

6) 炭化水素

長野県の一般環境大気測定局（松本局）における炭化水素の測定結果を表 2.3.17(1)～(3)に、平成 27 年度～令和 4 年度の経年変化（午前 6 時から 9 時における年平均値）を図 2.3.29 に示す。

炭化水素に環境基準は設定されていないが、光化学オキシダントの生成防止のため、非メタン炭化水素に指針値（昭和 51 年 8 月 13 日通知）が設定されている。令和 2 年度は指針値の範囲を超過した日はない。

令和 4 年度までの過去 8 年間の非メタン炭化水素の午前 6 時から 9 時における年平均値は、概ね横ばいで推移している。

表 2.3.17(1) 非メタン炭化水素の測定結果（令和 4 年度）

測定局	測定時間	年平均値	6 時～9 時における年平均値	6 時～9 時の測定日数	6 時～9 時の 3 時間平均値		6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.20ppmC を超えた日数とその割合		6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数とその割合	
	時間	ppmC	ppmC	日	最高値 ppmC	最低値 ppmC	日	%	日	%
松本局	8616	0.12	0.09	361	0.45	0.00	8	2.2	3	0.8

出典：「令和 4 年度大気汚染等測定結果」（長野県 環境部 水大気環境課）

表 2.3.17(2) メタンの測定結果（令和 4 年度）

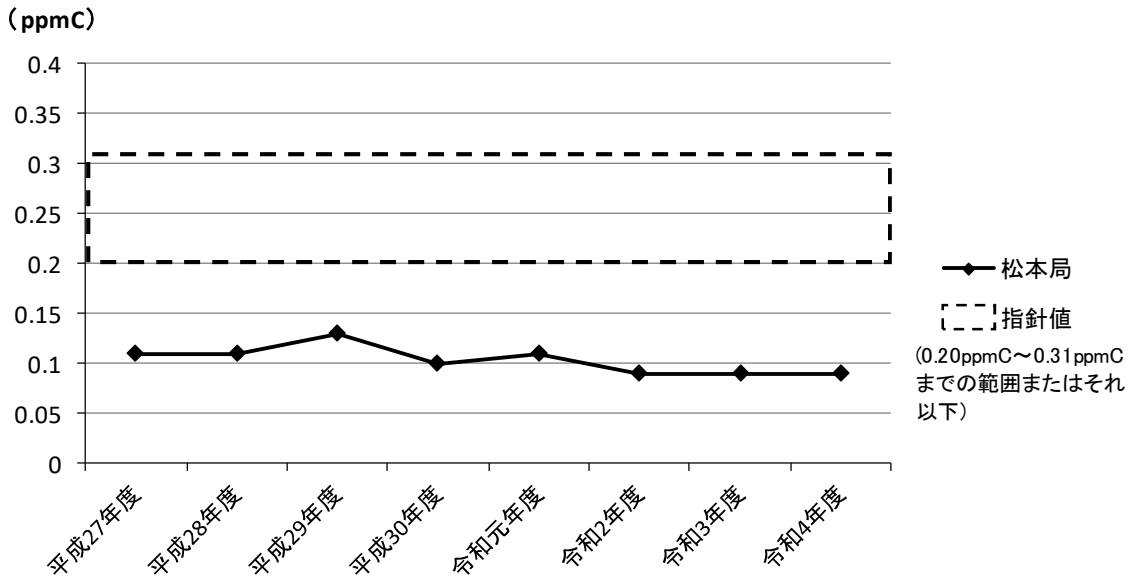
測定局	測定時間	年平均値	6 時～9 時における年平均値	6 時～9 時の測定日数	6 時～9 時の 3 時間平均値	
	時間	ppmC	ppmC	日	最高値 ppmC	最低値 ppmC
松本局	8616	2.00	2.02	361	2.24	1.82

出典：「令和 4 年度大気汚染等測定結果」（長野県 環境部 水大気環境課）

表 2.3.17(3) 全炭化水素の測定結果（令和 4 年度）

測定局	測定時間	年平均値	6 時～9 時における年平均値	6 時～9 時の測定日数	6 時～9 時の 3 時間平均値	
	時間	ppmC	ppmC	日	最高値 ppmC	最低値 ppmC
松本局	8616	2.11	2.12	361	2.57	1.89

出典：「令和 4 年度大気汚染等測定結果」（長野県 環境部 水大気環境課）



「平成 27 年度～令和 4 年度大気汚染等測定結果」(長野県 環境部 水大気環境課) より作成
 図 2.3.29 非メタン炭化水素の経年変化 (午前 6 時から 9 時における年平均値)

7) 微小粒子状物質

長野県の一般環境大気測定局(松本局)及び自動車排出ガス測定局(松本渚交差点局)における微小粒子状物質の測定結果を表 2.3.18 に、平成 27 年度～令和 4 年度の経年変化(年平均値及び日平均値の年間 98%値)を図 2.3.30(1)～(2)に示す。

令和 4 年度は、いずれも環境基準を達成している。令和 4 年度までの過去 8 年間の微小粒子状物質の年平均値、日平均値の年間 98%値はいずれも環境基準を下回っており、緩やかな減少傾向がみられる。

表 2.3.18 微小粒子状物質の測定結果 (令和 4 年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の最高値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間 98%値	環境基準(短期基準)の長期的評価(98%値)による日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
	日	時間	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日
松本局	362	8715	8.2	29.1	0	0.0	71	18.1	0
松本渚交差点局	363	8711	9.2	26.0	0	0.0	51	18.3	0

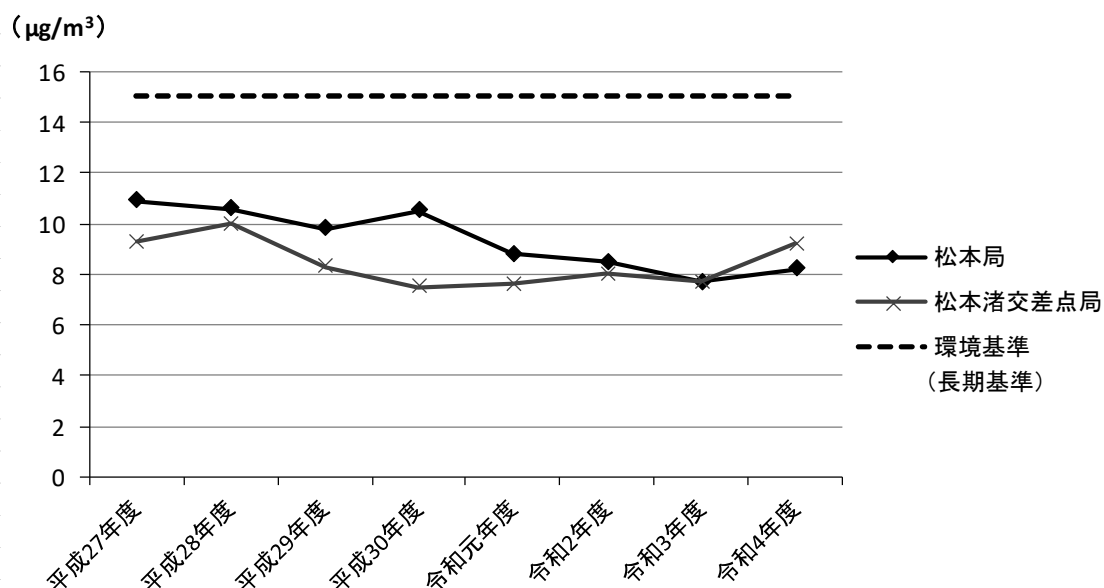
注) 環境基準による大気汚染の評価方法は以下のとおり。

長期的評価：微小粒子状物質の暴露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、暴露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行う。

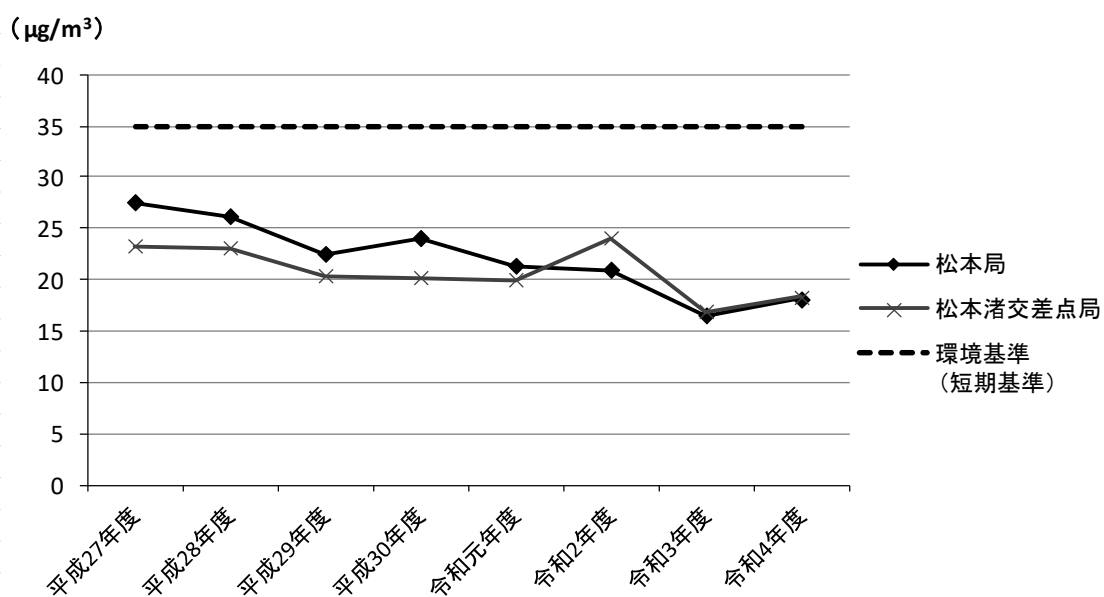
長期基準に関する評価：測定結果の 1 年平均値を長期基準 (1 年平均値) と比較する。

短期基準に関する評価：測定結果の 1 日平均値のうち年間 98 パーセントタイル値を代表値として選択して、これを短期基準と比較 (1 日平均値) と比較する。

出典：「令和 4 年度大気汚染等測定結果」(長野県 環境部 水大気環境課)



「平成 27 年度～令和 4 年度大気汚染等測定結果」(長野県 環境部 水大気環境課) より作成
 図 2.3.30(1) 微小粒子状物質の経年変化 (年平均値)



「平成 27 年度～令和 4 年度大気汚染等測定結果」(長野県 環境部 水大気環境課) より作成
 図 2.3.30(2) 微小粒子状物質の経年変化 (日平均値の年間 98%値)

8) 一酸化炭素

長野県の自動車排出ガス測定局(松本渚交差点局)における一酸化炭素の測定結果を表 2.3.19(1)～(2)に、平成 27 年度～令和 4 年度の経年変化(日平均値の年間 2%除外値)を図 2.3.31 に示す。

令和 4 年度は環境基準を達成している。令和 4 年度までの過去 8 年間の一酸化炭素の日平均値の年間 2%除外値は環境基準を下回っており、概ね横ばいで推移している。

表 2.3.19(1) 一酸化炭素の測定結果（令和 4 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8 時間値が 20ppm を超えた回数とその割合		日平均値が 10ppm を超えた日数とその割合		1 時間値が 30ppm 以上となった日数とその割合	
	日	時間	ppm	回	%	日	%	日	%
松本渚交差点局	363	8667	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0

注) 環境基準による大気汚染の評価方法は以下のとおり。

短期的評価：測定を行った日又は時間について、1 時間値の 1 日平均値若しくは 8 時間平均値又は各 1 時間値を、環境基準と比較して評価を行う。

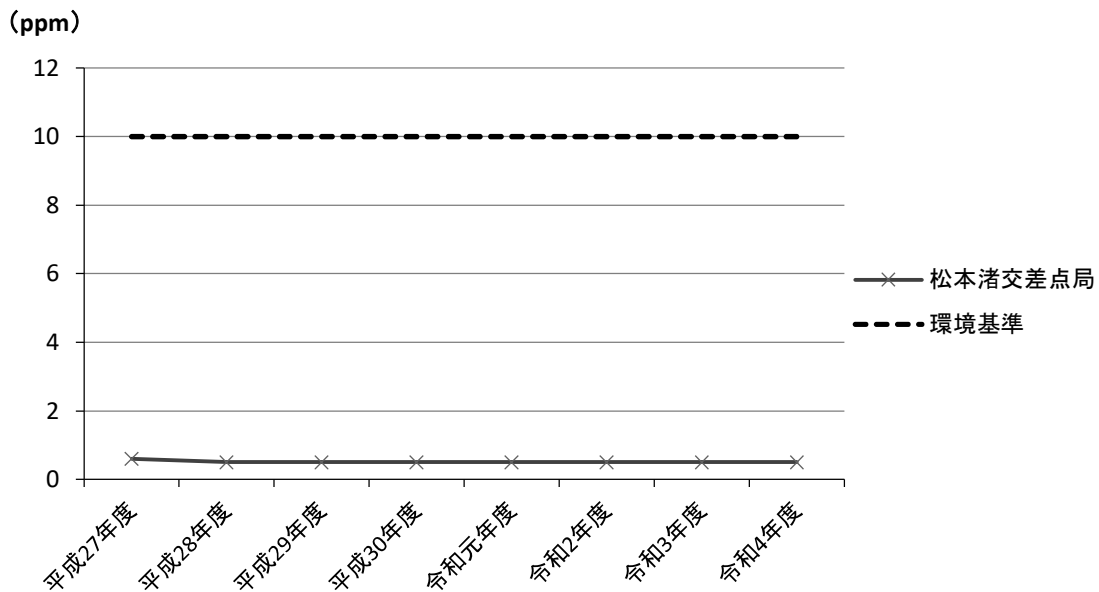
長期的評価：1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲内にある測定値（365 日分のデータがある場合は 7 日分の測定値）を除外した後の最高値を、環境基準と比較して評価を行う。ただし、1 日平均値につき環境基準を越える日が 2 日以上連続した場合には、非達成と評価する。

出典：「令和 4 年度大気汚染等測定結果」（長野県 環境部 水大気環境課）

表 2.3.19(2) 一酸化炭素の測定結果（令和 4 年度）

測定局	1 時間値の最高値	日平均値の年間 2% 除外値	日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期評価による日平均値が 10ppm を超えた日数
	ppm	ppm	有×・無○	日
松本渚交差点局	1.7	0.5	○	0

出典：「令和 4 年度大気汚染等測定結果」（長野県 環境部 水大気環境課）



「平成 27 年度～令和 4 年度大気汚染等測定結果」（長野県 環境部 水大気環境課）より作成

図 2.3.31 一酸化炭素の経年変化（日平均値の年間 2% 除外値）

9) 有害大気汚染物質

長野県の一般環境大気測定局（松本局）における有害大気汚染物質の測定結果を表 2.3.20 に示す。令和 4 年度の自動車排出ガス測定局（松本渚交差点局）での測定は行われなかった。

令和 4 年度は環境基準または指針値の設定されているいずれの有害大気汚染物質も、基準等を達成している。

表 2.3.20 有害大気汚染物質の測定結果（令和 4 年度）

有害大気汚染物質の種類	単位	年平均値	環境基準等
アクリロニトリル	μg/m ³	0.034	2 ^{注2)}
アセトアルデヒド	μg/m ³	0.77	120 ^{注2)}
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.018	10 ^{注2)}
塩化メチル	μg/m ³	1.4	94 ^{注2)}
クロム及びその化合物	ng/m ³	0.83	—
クロロホルム	μg/m ³	0.15	18 ^{注2)}
酸化エチレン	μg/m ³	0.044	—
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.072	1.6 ^{注2)}
ジクロロメタン	μg/m ³	1.2	150 ^{注1)}
水銀及びその化合物	ng/m ³	1.3	40 ^{注2)}
テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.091	200 ^{注1)}
トリクロロエチレン	μg/m ³	0.47	130 ^{注1)}
トルエン	μg/m ³	6.1	—
ニッケル化合物	ng/m ³	0.82	25 ^{注2)}
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	0.34	6 ^{注2)}
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.11	2.5 ^{注2)}
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	(0.0010)	—
ベンゼン	μg/m ³	0.76	3 ^{注1)}
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.13	—
ホルムアルデヒド	μg/m ³	1.4	—
マンガン及びその化合物	ng/m ³	5.2	140 ^{注2)}
エチルベンゼン	μg/m ³	0.68	—
oキシレン	μg/m ³	0.40	—
m,pキシレン	μg/m ³	0.92	—
スチレン	μg/m ³	0.36	—
ノルマルヘキサン	μg/m ³	1.4	—
1-ブロモプロパン	μg/m ³	0.23	—

注 1) 表内の()は、年平均値が各月の最大検出下限値未満であった場合を示す。

注 2) 大気汚染に係る環境基準（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）

注 3) 有害大気汚染物質の指針値（平成 15 年 9 月 30 日 環管総発第 030930004）、（平成 18 年 12 月 20 日 環水大総第 061220001 号）、（平成 22 年 10 月 15 日 環水大総発第 101015002 号、環水大総発第 101015004 号）、（平成 26 年 5 月 1 日 環水大総発第 1405011 号）、（令和 2 年 8 月 20 日 環水大総発第 2008201 号）

出典：「令和 4 年度大気汚染等測定結果」（長野県 環境部 水大気環境課）

10) ダイオキシン類

長野県の一般環境大気測定局（松本局）におけるダイオキシン類の測定結果を表 2.3.21 に、平成 27 年度～令和 4 年度の経年変化（年平均値）を図 2.3.32 に示す。

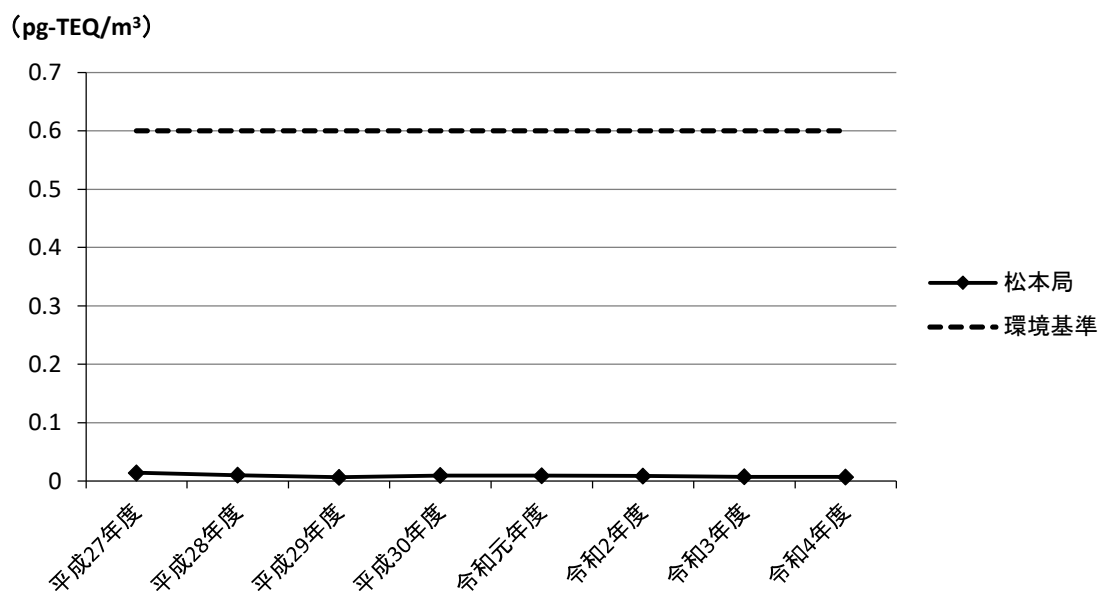
令和 4 年度は環境基準を達成している。令和 4 年度までの過去 8 年間のダイオキシン類の調査結果は環境基準を下回っており、概ね横ばいで推移している。

表 2.3.21 大気中ダイオキシン類の測定結果（令和 4 年度）

(単位：pg-TEQ/m³)

調査地点	5 月	8 月	11 月	1 月	年平均
松本合同庁舎前	0.0059	0.0062	0.0077	0.0079	0.0069
環境基準	0.6				

出典：「令和 4 年度 松本市内ダイオキシン類調査（一般環境、周辺調査）」（松本市 環境エネルギー部 環境保全課）



「長野県のダイオキシン類の調査結果（長野県 環境部 水大気環境課）」、「松本市内ダイオキシン類調査（一般環境、周辺調査）（松本市 環境エネルギー部 環境保全課）」より作成

図 2.3.32 ダイオキシン類の経年変化（年平均値）

(3) 騒音・振動

松本市は、市の環境基本計画に基づき、毎年度道路交通騒音・振動の測定を行っている。平成 27 年度～令和 4 年度の自動車騒音・振動の状況を表 2.3.22(1)～(8)に示す。

一般国道 19 号などの交通量が多い道路では、騒音の環境基準値を超過している地点がある。

表 2.3.22(1) 自動車騒音・振動調査結果（平成 27 年度）

調査地点	時間区分	騒音レベル		振動レベル		一日車両合計 (台/日) 大型車混入率 (%)
		環境基準値 (dB)	測定値 L_{Aeq} (dB)	要請限度値 (dB)	測定値 L_{10} (dB)	
県道 320 号 倭北松本停車場線 島立 1141-3 (第二種住居地域)	昼間	70	67	65	31	14,308 0.9%
	夜間	65	60	60	<26	
一般国道 158 号 島立 304-7 (第二種住居地域)	昼間	70	68	65	32	21,392 5.6%
	夜間	65	63	60	27	
一般国道 143 号 中央 3-1-1 (商業地域)	昼間	70	65	70	34	15,176 4.1%
	夜間	65	60	65	<28	
県道 295 号 平田新橋線 出川 2-11-7 (準工業地域)	昼間	70	66	70	41	8,012 6.0%
	夜間	65	62	65	<32	
県道 289 号 寺村南松本停車場線 平田東 1-2-20 (第二種住居地域)	昼間	70	69	65	40	15,744 4.0%
	夜間	65	65	60	33	
一般国道 19 号 芳野 8-10 (準工業地域)	昼間	70	69	70	38	21,928 (21,897) 11.6% (11.9%)
	夜間	65	67	65	<37	

注 1) 騒音の昼間は午前 6 時～午後 10 時まで、夜間は午後 10 時～午前 6 時まで

注 2) 振動の昼間は午前 7 時～午後 7 時まで、夜間は午後 7 時～午前 7 時まで

注 3) 一日車両合計及び大型車混入率の括弧内の数値は、振動レベル測定時の値を示している。

注 4) 太字の測定値は環境基準値を超過した値を示している。

出典：「平成 27 年度 第 3 次松本市環境基本計画年次報告書」（松本市 環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課）

表 2.3.22(2) 自動車騒音・振動調査結果（平成 28 年度）

調査地点	時間区分	騒音レベル		振動レベル		一日車両合計 (台/日) 大型車混入率 (%)
		環境基準値 (dB)	測定値 L_{Aeq} (dB)	要請限度値 (dB)	測定値 L_{10} (dB)	
県道 284 号 惣社岡田線 水汲 204-12 (第二種住居地域)	昼間	70	71	65	32	13,584 9.5%
	夜間	65	64	60	<28	
一般国道 158 号 波田 9982-1 (第二種住居地域)	昼間	70	69	65	48	14,548 8.7%
	夜間	65	64	60	<39	
一般国道 143 号 城東 2-998 (近隣商業地域)	昼間	70	68	70	48	10,872 3.5%
	夜間	65	62	65	<36	
一般国道 143 号 渚 1-125-1 (準工業地域)	昼間	70	66	70	44	20,060 4.1%
	夜間	65	62	65	<37	
県道 295 号 平田新橋線 宮渕 1-179-6 (第二種住居地域)	昼間	70	65	65	49	10,248 2.1%
	夜間	65	57	60	<35	
一般国道 19 号 新橋 214-1 (準工業地域)	昼間	70	71	70	30	19,900 11.0%
	夜間	65	68	65	<28	

注 1) 騒音の昼間は午前 6 時～午後 10 時まで、夜間は午後 10 時～午前 6 時まで

注 2) 振動の昼間は午前 7 時～午後 7 時まで、夜間は午後 7 時～午前 7 時まで

注 3) 太字の測定値は環境基準値を超過した値を示している。

出典：「平成 28 年度 第 3 次松本市環境基本計画年次報告書」（松本市 環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課）

表 2.3.22(3) 自動車騒音・振動調査結果（平成 29 年度）

調査地点	時間区分	騒音レベル		振動レベル		一日車両合計 (台/日) 大型車混入率 (%)
		環境基準値 (dB)	測定値 L_{Aeq} (dB)	要請限度値 (dB)	測定値 L_{10} (dB)	
県道 48 号 松本環状高家線 笹賀 7600-17 (準工業地域)	昼間	70	66	70	28	12,008 9.1%
	夜間	65	61	65	<25	
県道 296 号 松本空港線 神田 2666-2 (第二種中高層住居専用地域)	昼間	70	64	65	30	4,816 6.3%
	夜間	65	57	60	<26	
県道 287 号 町村白川村井停車場線 寿台 5-1-243 (第一種低層住居専用地域)	昼間	70	67	65	42	8,616 4.2%
	夜間	65	58	60	36	
県道 289 号 寺村南松本停車場線 寿豊丘 227-319 (第二種低層住居専用地域)	昼間	70	66	65	45	5,776 3.2%
	夜間	65	59	60	<31	
県道 295 号 平田新橋線 庄内 1-10-31 (近隣商業地域)	昼間	70	66	70	39	7,796 4.1%
	夜間	65	60	65	<34	
県道 297 号 兎川寺鎌田線 筑摩 3-3231 (第二種住居地域)	昼間	70	65	65	41	6,864 2.6%
	夜間	65	56	60	<29	

注 1) 騒音の昼間は午前 6 時～午後 10 時まで、夜間は午後 10 時～午前 6 時まで

注 2) 振動の昼間は午前 7 時～午後 7 時まで、夜間は午後 7 時～午前 7 時まで

出典：「平成 29 年度 第 3 次松本市環境基本計画年次報告書」（松本市 環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課）

表 2.3.22(4) 自動車騒音・振動調査結果（平成 30 年度）

調査地点	時間区分	騒音レベル		振動レベル		一日車両合計 (台/日) 大型車混入率 (%)
		環境基準値 (dB)	測定値 L_{Aeq} (dB)	要請限度値 (dB)	測定値 L_{10} (dB)	
県道 67 号 松本和田線 里山辺 3049-1 (第一種住居地域)	昼間	70	64	65	30	4,012 6.9%
	夜間	65	54	60	<25	
県道 284 号 惣社岡田線 岡田町 737-1 (第一種中高層住居専用地域)	昼間	70	59	65	<26	1,312 3.0%
	夜間	65	49	60	<25	
県道 288 号 新茶屋塩尻線 寿豊丘 1191-5 (第二種中高層住居専用地域)	昼間	70	66	65	41	13,827 4.4%
	夜間	65	60	60	<33	
県道 296 号 松本空港線 高宮南 56-2 (第二種住居地域)	昼間	70	66	65	29	13,580 8.0%
	夜間	65	59	60	<26	
県道 297 号 兎川寺鎌田線 鎌田一丁目 5-4801-1 (第二種住居地域)	昼間	70	62	65	30	15,652 4.5%
	夜間	65	57	60	<26	
県道 315 号 波田北大妻豊科線 波田 9949-1 (第一種住居地域)	昼間	70	63	65	29	7,984 3.3%
	夜間	65	54	60	<26	

注 1) 騒音の昼間は午前 6 時～午後 10 時まで、夜間は午後 10 時～午前 6 時まで

注 2) 振動の昼間は午前 7 時～午後 7 時まで、夜間は午後 7 時～午前 7 時まで

出典：「平成 30 年度 第 3 次松本市環境基本計画年次報告書」（松本市 環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課）

表 2.3.22(5) 自動車騒音・振動調査結果（令和元年度）

調査地点	時間区分	騒音レベル		振動レベル		一日車両合計 (台/日) 大型車混入率 (%)
		環境基準値 (dB)	測定値 L_{Aeq} (dB)	要請限度値 (dB)	測定値 L_{10} (dB)	
一般国道 19 号 新橋 6-16 (準工業地域)	昼間	70	75	70	43	22,100 8.2%
	夜間	65	72	65	41	
県道 282 号 浅間河添線 美須々 5-1 (第二種中高層住居専用地域)	昼間	70	57	65	<27	5,320 8.4%
	夜間	65	49	60	<25	
県道 284 号 惣社岡田線 里山辺 1380-4 (第二種中高層住居専用地域)	昼間	70	63	65	<25	6,648 6.0%
	夜間	65	58	60	<25	
県道 63 号 松本塩尻線 筑摩 4 丁目 3-37 (第一種住居地域)	昼間	70	68	65	40	11,012 2.9%
	夜間	65	60	60	<31	
県道 287 号 町村白川停車場線 村井町南 4 丁目 2-7 (第一種住居地域)	昼間	70	64	65	34	8,176 3.1%
	夜間	65	58	60	<28	
一般国道 143 号 岡田松岡 180-1 (第二種住居地域)	昼間	70	66	65	<25	10,136 3.7%
	夜間	65	59	60	<25	

注 1) 騒音の昼間は午前 6 時～午後 10 時まで、夜間は午後 10 時～午前 6 時まで

注 2) 振動の昼間は午前 7 時～午後 7 時まで、夜間は午後 7 時～午前 7 時まで

注 3) 太字の測定値は環境基準値を超過した値を示している。

出典：「令和元年度 第 3 次松本市環境基本計画年次報告書」（松本市 環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課）

表 2.3.22(6) 自動車騒音・振動調査結果（令和 2 年度）

調査地点	時間区分	騒音レベル		振動レベル		一日車両合計 (台/日) 大型車混入率 (%)
		環境基準値 (dB)	測定値 L_{Aeq} (dB)	要請限度値 (dB)	測定値 L_{10} (dB)	
一般国道 19 号 芳野 8-10 (準工業地域)	昼間	70	66	70	31	19,800 7.2%
	夜間	65	65	65	30	
一般国道 143 号 中央 3 丁目 1-1 (商業地域)	昼間	70	64	70	37	16,032 7.9%
	夜間	65	58	65	31	
一般国道 158 号 島立 304-7 (第二種住居地域)	昼間	70	69	65	34	21,591 6.3%
	夜間	65	65	60	30	
県道 289 号 寺村南松本停車場線 平田東 1 丁目 3-4 (第二種住居地域)	昼間	70	65	65	37	16,564 2.5%
	夜間	65	59	60	<31	
県道 295 号 平田新橋線 出川 2 丁目 11-7 (準工業地域)	昼間	70	63	70	38	3,528 5.7%
	夜間	65	49	65	<26	
県道 320 号 倭北松本停車場線 島立 1141-3 (第二種住居地域)	昼間	70	67	65	32	12,992 3.3%
	夜間	65	60	60	<28	

注 1) 騒音の昼間は午前 6 時～午後 10 時まで、夜間は午後 10 時～午前 6 時まで

注 2) 振動の昼間は午前 7 時～午後 7 時まで、夜間は午後 7 時～午前 7 時まで

出典：「令和 2 年度 第 3 次松本市環境基本計画年次報告書」（松本市 環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課）

表 2.3.22(7) 自動車騒音・振動調査結果（令和3年度）

調査地点	時間区分	騒音レベル		振動レベル		一日車両合計 (台/日) 大型車混入率 (%)
		環境基準値 (dB)	測定値 L_{Aeq} (dB)	要請限度値 (dB)	測定値 L_{10} (dB)	
一般国道 19 号 高宮中 3-4 (準工業地域)	昼間	70	66	70	34	24,124 12.7%
	夜間	65	67	65	34	
一般国道 143 号 渚 1 丁目 1-4 (準工業地域)	昼間	70	65	70	45	16,404 3.9%
	夜間	65	59	65	38	
一般国道 143 号 城東 2 丁目 7-24 (近隣商業地域)	昼間	70	67	65	48	9,604 2.7%
	夜間	65	61	60	<36	
一般国道 158 号 波田 9983-1 (準住居地域)	昼間	70	69	65	45	13,264 7.2%
	夜間	65	63	60	<35	
県道 284 号 惣社岡田線 水汲 204-12 (第二種住居地域)	昼間	70	70	70	32	13,004 6.2%
	夜間	65	62	65	<28	
県道 295 線 平田新橋線 宮渕 1 丁目 3-3 (第二種住居地域)	昼間	70	65	65	50	10,340 1.7%
	夜間	65	58	60	<34	

注 1) 騒音の昼間は午前 6 時～午後 10 時まで、夜間は午後 10 時～午前 6 時まで

注 2) 振動の昼間は午前 7 時～午後 7 時まで、夜間は午後 7 時～午前 7 時まで

注 3) 太字の測定値は環境基準値を超過した値を示している。

出典：「令和 3 年度 第 4 次松本市環境基本計画年次報告書」（松本市 環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課）

表 2.3.22(8) 自動車騒音・振動調査結果（令和4年度）

調査地点	時間区分	騒音レベル		振動レベル		一日車両合計 (台/日) 大型車混入率 (%)
		環境基準値 (dB)	測定値 L_{Aeq} (dB)	要請限度値 (dB)	測定値 L_{10} (dB)	
県道 48 号 松本環状高家線 笹賀 7600-17 (準工業地域)	昼間	70	65	70	29	12,240 8.5%
	夜間	65	60	65	<25	
県道 287 号 町村白川村井停車場線 寿台 5 丁目 1-243 (第一種低層住居専用地域)	昼間	70	68	70	42	7,980 3.6%
	夜間	65	58	65	37	
県道 289 号 寺村南松本停車場線 寿北 8 丁目 22-2 (第二種中高層住居専用地域)	昼間	70	66	65	38	5,764 3.1%
	夜間	65	58	60	<28	
県道 295 号 平田新橋線 庄内 1 丁目 10-31 (近隣商業地域)	昼間	70	65	65	40	7,536 4.8%
	夜間	65	58	60	<30	
県道 296 号 松本空港線 神林 2666-2 (第二種中高層住居専用地域)	昼間	70	64	70	29	4,672 6.4%
	夜間	65	56	65	<26	
県道 297 号 兎川寺鎌田線 筑摩 3 丁目 1-26 (第二種住居地域)	昼間	70	63	65	40	7,084 3.3%
	夜間	65	55	60	<30	

注 1) 騒音の昼間は午前 6 時～午後 10 時まで、夜間は午後 10 時～午前 6 時まで

注 2) 振動の昼間は午前 7 時～午後 7 時まで、夜間は午後 7 時～午前 7 時まで

出典：「令和 4 年度 第 4 次松本市環境基本計画年次報告書」（松本市 環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課）

(4) 低周波音

対象事業実施区域及びその周囲では、現時点で低周波音に関する既存資料はない。

(5) 悪臭

対象事業実施区域周辺の悪臭に関する既存資料はないが、現在の最終処分場であるエコトピア山田の南側入口の敷地境界地点において、臭気指数及び特定悪臭物質 22 項目の測定を行っている。測定は年 1 回行っていたが、令和 3 年度、令和 4 年度は最終処分場内の廃棄物移設作業に伴い、4 季に 1 回のモニタリング調査を行った。

令和 4 年度までの過去 7 年間の臭気指数の調査結果を表 2.3.23 に示す。なお、令和元年度については、近隣住民の方から破砕作業時ににおいがするとの指摘を受け、ストックヤード東側の敷地境界で測定を行っている。

臭気指数は平成 28 年度の調査以外は規制値を下回っている。平成 28 年度で規制値を超過しているが、このにおいの由来は廃棄物の臭気ではなく、周囲の草木のにおいによるものである。なお、特定悪臭物質 22 項目については、すべての項目で定量下限値未満であった。

表 2.3.23 臭気指数の測定結果

年 度	臭気指数	においの質	規制値	
平成 29 年度	10 未満	落葉のにおい	15	
平成 30 年度	10 未満	特定できない		
令和元年度	14	ごみのにおい、芳香剤のにおい、缶詰の空き缶のにおい		
令和 2 年度	10 未満	特定できない		
令和 3 年度	R3.10.27	10 未満		弱い樹木のにおい
	R3.12.27	10 未満		特定できない
	R4.2.16	10 未満		特に感じない
令和 4 年度	R4.5.27	10 未満		湿った樹木のにおい
	R4.9.12	10 未満		特定できない
	R4.11.29	10 未満		特に感じない
	R5.2.14	10 未満	特に感じない	

注) 規制値は、悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準（平成 15 年 3 月 1 日 松本市告示第 51 号）による

(6) 水質

松本市は、市内を流れる河川の水質検査を実施している。対象事業実施区域周辺の水質調査の結果を表 2.3.24(1)～(2)に示す。

表 2.3.24(1) 河川水質調査結果 (松本市)

河川名	年度	月日	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	大腸菌数 (CFU/100mL)
女鳥羽川 (出口)	平成 27年度	H27.5.27	8.4	9.4	0.7	4	7,900	
		H27.8.19	7.7	8.5	<0.5	4	49,000	
		H27.11.11	7.8	9.7	<0.5	2	1,300	
		H28.2.17	7.6	11	<0.5	11	700	
	平成 28年度	H28.5.20	7.7	8.9	1.0	7	7,900	
		H28.8.17	8.0	8.6	0.6	3	24,000	
		H28.11.16	8.0	10	0.6	3	24,000	
		H29.2.8	8.5	11	0.5	6	3,300	
	平成 29年度	H29.5.17	8.4	8.6	0.5	10	3,300	
		H29.8.23	8.2	8.0	0.6	8	33,000	
		H29.11.15	7.7	9.9	<0.5	1	3,300	
		H30.2.21	8.2	11	0.5	2	700	
	平成 30年度	H30.5.16	8.0	8.8	0.6	8	4,900	
		H30.8.22	8.5	8.5	0.7	4	33,000	
		H30.11.14	8.2	9.8	0.6	1	4,900	
		H31.2.20	8.1	11	0.8	2	1,300	
	令和 元年度	R1.5.15	8.2	8.9	1.0	7	7,000	
		R1.8.21	8.3	9.6	0.7	5	49,000	
		R1.11.13	7.7	11	<0.5	<1	3,300	
		R2.2.12	8.2	10	0.5	2	460	
令和 2年度	R2.5.27	8.6	9.2	0.9	6	350,000		
	R2.8.19	8.4	8.5	1.2	3	70,000		
	R2.11.11	8.1	10	<0.5	<1	2,400		
	R3.2.17	7.9	11	0.7	2	3,300		
令和 3年度	R3.5.19	7.6	9.0	1.3	19	49,000		
	R3.9.15	8.3	8.7	0.6	4	49,000		
	R3.11.17	7.4	9.6	<0.5	<1	7,900		
	R4.2.16	8.4	12	0.8	3	3,300		
令和 4年度	R4.5.18	8.1	9.8	0.8	3		98	
	R4.8.23	8.3	8.2	0.5	3		8,500	
	R4.11.16	8.2	10	<0.5	1		40	
	R5.2.8	7.8	11	<0.5	1		86	

注) 水質汚濁に係る環境基準の改正 (令和4年4月1日施行) により、大腸菌群数が生活環境項目環境基準の項目から削除され、新たに大腸菌数が追加された。

出典: 「平成27年度～令和2年度 第3次松本市環境基本計画年次報告書」、「令和3年度～令和4年度 第4次松本市環境基本計画年次報告書」(松本市 環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課)

表 2.3.24(2) 河川水質調査結果 (松本市)

河川名	年度	月日	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	大腸菌数 (CFU/100mL)
大門沢川 (出口)	平成 27年度	H27.5.27	8.8	8.7	2.0	14	33,000	
		H27.8.19	8.9	8.2	0.7	5	170,000	
		H27.11.11	8.7	10	2.9	7	4,900	
		H28.2.17	8.0	11	0.7	6	1,300	
	平成 28年度	H28.5.20	8.8	8.8	2.2	13	24,000	
		H28.8.17	8.7	7.9	1.4	5	24,000	
		H28.11.16	8.2	10	1.0	3	2,400	
		H29.2.8	8.4	13	0.9	1	2,800	
	平成 29年度	H29.5.17	8.7	9.2	2.4	14	7,900	
		H29.8.23	8.4	8.6	1.1	4	330,000	
		H29.11.15	8.7	11	0.7	6	490	
		H30.2.21	8.8	13	0.9	4	330	
	平成 30年度	H30.5.16	8.8	8.5	1.5	18	4,900	
		H30.8.22	9.5	9.5	2.2	5	330,000	
		H30.11.14	8.6	10	1.4	2	17,000	
		H31.2.20	8.4	11	1.3	3	33,000	
	令和 元年度	R1.5.15	8.7	9.3	2.0	8	49,000	
		R1.8.21	8.7	9.5	1.0	4	33,000	
		R1.11.13	7.7	11	0.7	4	3,300	
		R2.2.12	8.2	12	0.8	2	2,200	
令和 2年度	R2.5.27	8.9	9.8	2.1	6	17,000		
	R2.8.19	8.9	7.7	1.7	4	7,900		
	R2.11.11	8.3	11	0.5	1	13,000		
	R3.2.17	8.6	12	3.1	5	1,700		
令和 3年度	R3.5.19	8.6	9.1	2.2	13	33,000		
	R3.9.15	9.0	8.6	2.3	9	2,400		
	R3.11.17	8.1	10	0.9	2	3,300		
	R4.2.16	8.9	12	1.1	3	2,400		
令和 4年度	R4.5.18	8.8	11	1.7	7		400	
	R4.8.23	8.9	8.1	1.5	6		690	
	R4.11.16	8.7	11	0.8	1		180	
	R5.2.8	8.5	12	0.6	11		150	

注) 水質汚濁に係る環境基準の改正 (令和4年4月1日施行) により、大腸菌群数が生活環境項目環境基準の項目から削除され、新たに大腸菌数が追加された。

出典: 「平成27年度～令和2年度 第3次松本市環境基本計画年次報告書」、「令和3年度～令和4年度 第4次松本市環境基本計画年次報告書」(松本市 環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課)

長野県では、松本市や安曇野市内を流れる河川の水質の常時監視結果を取りまとめている。対象事業実施区域周辺地域の水質調査の結果を表 2.3.25 に示す。

表 2.3.25 河川水質結果（長野県公共用水域常時監視結果）

番号	河川名	地点名	類型	年度	BOD (mg/L)		pH	DO (mg/L)		SS (mg/L)		大腸菌群数 (MPN/100ml)		大腸菌数 (CFU/100mL)
					75%値	年平均値	最小値～最大値	最小値～最大値	年平均値	最小値～最大値	年平均値	最小値～最大値	年平均値	90%値
1	犀川	田沢橋	A	平成27年度	1.5	1.2	6.6～7.5	9.1～12	10	1～59	8	79～33,000	4,700	
				平成28年度	1.0	1.0	6.5～7.3	8.3～11	9.9	1～39	6	13～13,000	2,500	
				平成29年度	1.3	1.3	6.5～7.2	8.7～11	9.9	<1～97	11	2～7,900	1,500	
				平成30年度	1.9	1.3	6.6～7.1	8.5～11	9.7	1～20	6	130～4,900	1,400	
				令和元年度	1.1	1.1	6.8～7.4	8.6～12	9.9	2～20	5	23～3,300	960	
				令和2年度	1.7	1.3	6.8～7.5	8.8～11	10	1～2,400	200	33～13,000	1,500	
				令和3年度	1.3	1.0	6.9～7.3	9.0～11	10	<1～77	15	8～2,300	600	
				令和4年度	1.9	1.4	6.5～6.9	8.6～11	9.9	2～14	5			97
2	奈良井川	島橋	A	平成27年度	2.2	1.9	6.8～7.4	9.2～11	9.7	2～96	12	8～22,000	3,900	
				平成28年度	1.7	1.6	6.5～7.3	8.7～11	9.6	2～62	9	13～7,900	1,900	
				平成29年度	2.5	2.3	6.4～7.2	8.7～10	9.6	2～140	16	2～3,300	940	
				平成30年度	3.8	2.7	6.7～7.3	8.5～10	9.4	3～23	9	33～3,300	770	
				令和元年度	2.2	1.7	6.6～7.5	8.4～10	9.5	3～30	6	8～3,300	530	
				令和2年度	2.1	1.8	6.6～7.5	8.3～10	9.4	1～2,300	200	8～33,000	3,000	
				令和3年度	1.7	1.4	6.7～7.5	8.6～11	9.6	2～51	12	2～1,300	380	
				令和4年度	1.8	1.4	6.9～7.5	8.4～10	9.6	2～10	5			90

注) 水質汚濁に係る環境基準の改正（令和4年4月1日施行）により、大腸菌群数が生活環境項目環境基準の項目から削除され、新たに大腸菌数が追加された。

出典：「平成27年度～令和4年度 水質、大気及び化学物質測定結果」（長野県 環境部 水大気環境課）

(7) 地下水

1) 地下水の水質

松本市は、毎年調査地点を変えながら、市内の13箇所の井戸について水質検査（概況調査）を実施している。また、この他に数箇所の井戸については、過去に環境基準を超過した分析項目があるため、継続的な調査（継続監視調査）を実施している。令和4年度の地下水質の概況調査の結果概要を表2.3.26に、継続監視調査の結果概要を表2.3.27に示す。

令和4年度は、概況調査においては、すべての地点で環境基準を満足する結果であった。継続監視調査においては5地点のうち2地点で環境基準を超過していた。

表 2.3.26 令和4年度の地下水質の調査結果概要（概況調査、松本市）

測定項目	検体数	環境基準値	最低値	最高値	不適数
鉛	13	0.01	<0.005	同左	0
六価クロム	13	0.02	<0.02	同左	0
砒素	13	0.01	<0.005	同左	0
総水銀	13	0.0005	<0.0005	同左	0
ジクロロメタン	13	0.02	<0.002	同左	0
1,2-ジクロロエタン	13	0.004	<0.0004	同左	0
1,1-ジクロロエチレン	13	0.1	<0.01	同左	0
1,2-ジクロロエチレン	13	0.04	<0.004	同左	0
（シス・1,2-ジクロロエチレン）	13	—	<0.002	同左	0
（トランス・1,2-ジクロロエチレン）	13	—	<0.002	同左	0
1,1,1-トリクロロエタン	13	1	<0.0005	同左	0
トリクロロエチレン	13	0.01	<0.001	同左	0
テトラクロロエチレン	13	0.01	<0.0005	同左	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	13	10	<0.04	7.2	0
（硝酸性窒素）	13	—	<0.02	7.2	—
（亜硝酸性窒素）	13	—	<0.02	同左	—
ふっ素	13	0.8	<0.08	0.32	0
ほう素	13	1	<0.02	0.08	0

注1) 単位は全て mg/L で示す。

注2) 表中の「<」付きの数値は定量下限値未満を示す。

出典：「令和4年度 水質測定結果」（令和6年（2024年）3月 長野県 環境部 水大気環境課）

表 2.3.27 令和4年度の地下水質の調査結果概要（継続監視調査、松本市）

測定項目	検体数	環境基準値	最低値	最高値	不適数
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	10	5.6	11	1
（硝酸性窒素）	4	—	5.6	11	—
（亜硝酸性窒素）	4	—	<0.02	同左	—
ほう素	1	1	2.9	同左	1

注1) 単位は全て mg/L で示す。

注2) 表中の「<」付きの数値は定量下限値未満を示す。

出典：「令和4年度 水質測定結果」（令和6年（2024年）3月 長野県 環境部 水大気環境課）

安曇野市は、市内の 28 箇所の井戸で年 2 回、夏期と冬期に水質検査を実施している。地下水質調査の内容を表 2.3.28 に、地下水質調査結果を表 2.3.29(1)～(2)に示す。

令和 4 年度の調査では、基準値を超過した地点はなかった。

表 2.3.28 令和 4 年度地下水質調査項目（安曇野市）

調査内容	調査項目
水質分析項目 26 項目 及び VOC 4 項目 (8 箇所)	一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、全有機炭素、pH 値、味、臭気、色度、濁度、シアン、水銀、鉛、六価クロム、カドミウム、ヒ素、フッ素、銅、鉄、マンガン、亜鉛、硬度、蒸発残留物、フェノール類、陰イオン界面活性剤、有機リン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン
水質分析項目 10 項目 及び VOC 4 項目 (20 箇所)	一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、全有機炭素、pH 値、味、臭気、色度、濁度、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン

出典：「令和 4 年度 地下水水質調査結果」（令和 5 年 安曇野市 環境課）

表 2.3.29(1) 令和 4 年度地下水質調査結果（基準項目、安曇野市）

測定項目	単位	基準値*	検体数	最高値	最低値	平均値	不適数
一般細菌	CFU/ml	100	28	77	0	—	0
			28	18	0	—	0
大腸菌	—	不検出	28	陰性	陰性	—	0
			28	陰性	陰性	—	0
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	mg/L	10	28	7.3	0.3	2.6	0
			28	7.5	0.2	2.3	0
塩化物イオン	mg/L	200	28	15	2.4	6.6	0
			28	11	1.5	5.9	0
有機物(TOC)	mg/L	5	28	1.2	<0.2	—	0
			28	1.3	<0.2	—	0
pH 値	—	5.8～8.6	28	7.3	5.9	6.5	0
			28	7.4	5.8	6.6	0
色度	度	5	28	4.7	<0.5	—	0
			28	4.8	<0.5	—	0
濁度	度	2	28	0.6	<0.1	—	0
			28	0.5	<0.1	—	0

注 1) *水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日 厚生労働省令第 101 号）

注 2) 表中の各測定項目の検体数、最高値、最低値、平均値及び不適数の上段は夏期調査結果を、下段は冬季調査結果を示す。

注 3) 表中の「<」付きの数値は定量下限値未満を示す。

出典：「令和 4 年度 地下水水質調査結果」（令和 5 年 安曇野市 環境課）

表 2.3.29(2) 令和 4 年度の地下水質調査結果（金属・有機塩素化合物等、安曇野市）

測定項目*	単位	基準値**	検体数	最高値	最低値
鉛	mg/L	0.01	8	0.001	<0.001
			8	0.001	<0.001
ヒ素	mg/L	0.01	8	0.002	<0.001
			8	0.001	<0.001
フッ素	mg/L	0.8	8	0.16	<0.08
			8	0.17	<0.08
銅	mg/L	1.0	8	0.02	<0.01
			8	0.03	<0.01
鉄	mg/L	0.3	8	0.05	<0.03
			8	<0.03	<0.03
亜鉛	mg/L	1.0	8	0.034	<0.005
			8	0.019	<0.005
硬度	mg/L	300	8	84	38
			8	85	24
蒸発残留物	mg/L	500	8	170	95
			8	170	86

注 1) *表 2.3.28 に掲載の調査項目のうち、この表に記載のない金属及び有機塩素化合物等の項目についてはすべて定量下限値未満（不検出）。

注 2) **水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日 厚生労働省令第 101 号）

注 3) 表中の各測定項目の検体数、最高値及び最低値の上段は夏期調査結果を、下段は冬季調査結果を示す。

注 4) 表中の「<」付きの数値は定量下限値未満を示す。

出典：「令和 4 年度 地下水水質調査結果」（令和 5 年 安曇野市 環境課）

2) 条例等の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「長野県水環境保全条例」（平成 4 年 3 月 19 日条例第 12 号）の水道水源保全地区及び「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」（平成 25 年 3 月 25 日条例第 11 号）の水資源保全地域はない。

3) エコトピア山田の敷地内の観測井における調査

現在の最終処分場であるエコトピア山田では、平成 26 年度まで、旧上流井戸で地下水の調査を行っていたが、地下水位の低下により、採水することができなくなったため、新たに 3 カ所の観測井を掘削し、電気伝導率を月 1 回、基準省令に規定される基準項目とダイオキシン類を年 1 回測定している。観測井の地点は、図 2.3.8（P2-83）に示した観測井用のボーリングを行った地質調査地点に対応している（ただし、旧上流井戸の位置は図 2.3.8 に示す上流井戸付近）。旧上流井戸を含む観測井における直近 7 年間の測定結果を表 2.3.30(1)～(2)及び表 2.3.31(1)～(7)に示す。

電気伝導率は旧上流井戸で 83.1mS/m～94.2mS/m、上流井戸で 29.4mS/m～44.6mS/m、西側井戸で 14.0mS/m～49.9mS/m、下流井戸で 97.1mS/m～165mS/m となっていた。

基準省令に規定される基準項目の測定結果は、全ての項目において定量下限値未満であり、また、ダイオキシン類の測定結果は、旧上流井戸で 0.024pg-TEQ/L～0.066pg-TEQ/L、上流井戸で 0.057pg-TEQ/L～0.59pg-TEQ/L、西側井戸で 0.0045pg-TEQ/L～0.70pg-TEQ/L、下流井戸で 0.062pg-TEQ/L～0.89pg-TEQ/L となっており、いずれも基準を満たしていた。

表 2.3.30(1) 地下水の電気伝導率の調査結果

単位：mS/m

年度	月	旧上流井戸	年度	月	上流井戸 (図 2.3.8 の No.3)	西側井戸 (図 2.3.8 の No.2)	下流井戸 (図 2.3.8 の No.1)
平成 24 年度	4	89.6	平成 29 年度	4	43.4	49.9	—
	5	86.3		5	40.3	27.0	—
	6	86.1		6	39.1	22.0	—
	7	90.6		7	37.7	20.7	—
	8	91.8		8	38.8	23.4	—
	9	90.6		9	34.0	18.3	—
	10	89.6		10	38.9	18.5	157
	11	88.6		11	34.3	16.0	159
	12	91.1		12	30.7	14.3	139
	1	90.4		1	35.9	18.5	97.1
	2	88.7		2	29.4	14.5	139
	3	87.1		3	36.1	14.1	111
平成 25 年度	4	88.1	平成 30 年度	4	30.0	15.6	113
	5	88.9		5	29.9	15.4	125
	6	87.6		6	29.5	14.6	137
	7	89.1		7	31.8	15.4	143
	8	88.6		8	31.7	14.6	140
	9	89.1		9	40.5	14.7	143
	10	89.3		10	33.3	14.5	131
	11	89.3		11	34.7	14.4	133
	12	83.1		12	36.3	15.9	132
	1	84.1		1	35.1	14.2	134
	2	89.1		2	37.3	27.2	131
	3	87.1		3	37.4	14.0	127
平成 26 年度	4	91.2	平成 31 年度 ／ 令和 元 年度	4	35.9	16.5	132
	5	90.8		5	44.6	17.8	142
	6	欠測		6	42.0	18.8	141
	7	欠測		7	35.9	14.9	133
	8	86.3		8	35.8	14.2	124
	9	欠測		9	34.4	14.1	134
	10	86.2		10	34.6	14.2	130
	11	90.6		11	33.2	14.3	129
	12	94.2		12	32.7	14.3	128
	1	83.5		1	33.0	14.5	138
	2	91.2		2	33.3	14.7	131
	3	欠測		3	33.8	14.6	133
令和 2 年度	4		4	37.2	17.3	131	
	5		5	33.1	17.6	134	
	6		6	33.2	17.3	143	
	7		7	32.9	16.5	144	
	8		8	33.5	16.3	144	
	9		9	32.7	16.6	147	
	10		10	33.3	15.9	157	
	11		11	32.2	13.0	155	
	12		12	32.5	15.3	148	
	1		1	32.9	15.6	153	
	2		2	32.1	16.6	148	
	3		3	32.7	16.5	144	

表 2.3.30(2) 地下水の電気伝導率の調査結果

単位 : mS/m

年度	月	上流井戸 (図 2.3.8 の No.3)	西側井戸 (図 2.3.8 の No.2)	下流井戸 (図 2.3.8 の No.1)
令和3年度	4	30.4	14.5	157
	5	31.2	16.5	149
	6	31.6	14.6	145
	7	32.7	15.6	144
	8	30.1	15.3	145
	9	31.5	15.4	153
	10	31.7	15.3	162
	11	31.1	15.1	163
	12	32.1	14.8	165
	1	34.7	15.7	165
	2	32.5	15.0	162
	3	32.1	15.8	165
令和4年度	4	33.4	14.8	165
	5	34.2	15.1	152
	6	34.5	15.3	154
	7	37.4	15.6	162
	8	37.8	15.4	162
	9	40.8	16.3	161
	10	41.4	15.7	160
	11	42.9	15.8	159
	12	42.5	15.8	157
	1	42.0	15.8	159
	2	42.8	16.1	158
	3	41.3	15.5	156
令和5年度	4	42.0	15.5	156
	5	43.8	16.1	157
	6	43.1	15.7	158
	7	42.1	15.9	159
	8	43.3	15.8	162
	9	41.7	15.6	162
	10	41.6	15.7	162
	11	43.9	16.3	162
	12	40.8	15.8	160
	1	41.7	15.9	163
	2	40.7	15.9	157
	3	43.4	15.7	155

表 2.3.31(1) 基準省令に規定される基準項目とダイオキシン類の調査結果
(旧上流井戸)

項目	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	基準値 ^{注1)}
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
カドミウム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.003 以下
鉛	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン ^{注2)}	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.006 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	<0.005	<0.005	0.05 以下
塩化ビニルモノマー	mg/L	—	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.025	0.024	0.066	1 以下

注 1) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和 52 年 3 月 14 日 総理・厚生省令 1 号)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号)

注 2) 平成 25 年以降はシス体及びトランス体の合計量

表 2.3.31(2) 基準省令に規定される基準項目とダイオキシン類の調査結果
(上流井戸：図 2.3.8 の No.3)

項目	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	基準値 ^{注)}
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.005	<0.02	<0.005	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.001	0.01 以下
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.0005	<0.001	0.01 以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.01	<0.005	<0.001	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.1	<0.0005	<0.001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0005	<0.0006	0.006 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.0001	<0.0001	<0.002	<0.0001	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.0005	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.001	<0.002	<0.001	0.01 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.062	0.064	0.59	0.18	0.057	1 以下

注) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和 52 年 3 月 14 日 総理・厚生省令 1 号)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号)

表 2.3.31(3) 基準省令に規定される基準項目とダイオキシン類の調査結果
(上流井戸：図 2.3.8 の No.3)

項目	単位	令和 4 年度				令和 5 年度	基準値 ^{注)}
		R4.5.20	R4.8.26	R4.11.24	R5.2.24	R5.4.28	
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	0.01 以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0005	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.0005	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0005	0.006 以下
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0006	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	0.24	—	—	0.29	1 以下

注) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和 52 年 3 月 14 日 総理・厚生省令 1 号)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号)

表 2.3.31(4) 基準省令に規定される基準項目とダイオキシン類の調査結果
(西側井戸：図 2.3.8 の No.2)

項目	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	基準値 ^{注)}
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.005	<0.02	<0.005	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.001	0.01 以下
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.0005	<0.001	0.01 以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.01	<0.005	<0.001	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.004	<0.0004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.1	<0.0005	<0.001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0005	<0.0006	0.006 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.0001	<0.0001	<0.002	<0.0001	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.0005	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.001	<0.002	<0.001	0.01 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.062	0.068	0.70	0.0045	0.062	1 以下

注) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和 52 年 3 月 14 日 総理・厚生省令 1 号)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号)

表 2.3.31(5) 基準省令に規定される基準項目とダイオキシン類の調査結果
(西側井戸：図 2.3.8 の No.2)

項目	単位	令和 4 年度				令和 5 年度	基準値 ^{注)}
		R4.5.20	R4.8.26	R4.11.24	R5.2.24	R5.4.28	
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	0.01 以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0005	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.0005	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0005	0.006 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0006	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	0.044	—	—	0.18	1 以下

注) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和 52 年 3 月 14 日 総理・厚生省令 1 号)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号)

表 2.3.31(6) 基準省令に規定される基準項目とダイオキシン類の調査結果
(下流井戸：図 2.3.8 の No.1)

項目	単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	基準値 ^{注)}
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.005	<0.02	<0.005	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.001	0.01 以下
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.0005	<0.001	0.01 以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.01	<0.005	<0.001	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.004	<0.0004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.1	<0.0005	<0.001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0005	<0.0006	0.006 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.0001	<0.0001	<0.002	<0.0001	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.0005	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.001	<0.002	<0.001	0.01 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.062	0.065	0.89	0.25	0.064	1 以下

注) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和 52 年 3 月 14 日 総理・厚生省令 1 号)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号)

表 2.3.31(7) 基準省令に規定される基準項目とダイオキシン類の調査結果
(下流井戸：図 2.3.8 の No.1)

項目	単位	令和 4 年度				令和 5 年度	基準値 ^{注)}
		R4.5.20	R4.8.26	R4.11.24	R5.2.24	R5.4.28	
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	0.01 以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0005	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.0005	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0005	0.006 以下
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0006	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	0.14	—	—	0.17	1 以下

注) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和 52 年 3 月 14 日 総理・厚生省令 1 号)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号)

(9) 土壌汚染

1) 県による調査

長野県では、平成 11 年度から県内の数地点について、土壌中のダイオキシン類の調査を実施している。松本市内における土壌中のダイオキシン類の調査結果を表 2.3.32 に示す。

いずれの地点においても環境基準を達成している。

表 2.3.32 土壌中のダイオキシン類の調査結果

(単位：pg-TEQ/g)

調査地点	実施年度	調査結果	環境基準
松本合同庁舎	平成 26 年度	3.8	1,000
松本蟻ヶ崎高校	令和元年度	0.46	
芳川公園	令和 3 年度	0.23	
両島浄化センター運動広場	令和 4 年度	0.19	

出典：「長野県のダイオキシン類の調査結果（長野県 環境部 水大気環境課）」、「令和 3 年度～令和 4 年度 松本市内ダイオキシン類調査(一般環境、周辺調査)（松本市 環境エネルギー部 環境保全課）」

2) 農用地

松本市では、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定を受けている農用地はない。

3) 市街地

松本市では、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の区域指定が行われている。指定状況を表 2.3.33 に示す。なお、対象事業実施区域の周囲 4km の範囲においては、指定されている区域はない。

表 2.3.33 土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況

区域区分	整理番号	指定年月日	所在地	基準不適合特定有害物質	面積(m ²)
要措置区域	27-4	H28.1.18	松本市市上 478 番 2 の一部、同 478 番 3 の一部、同 478 番 6 の一部、同 478 番 7 の一部、同 478 番 8 の一部、同 478 番 11 の一部、同 478 番 12 の一部、同 478 番 16 の一部、同 478 番 21 の一部、同 478 番 22、同 478 番 23、同 478 番 24 の一部、同 478 番 26 の一部、同 478 番 27	ふっ素	259.83
	R6-1	R6.6.28	松本市芳野 105 番 1 の一部	六価クロム	158.09
形質変更時要届出区域	26-2	H26.4.22	松本市筑摩四丁目 2666 番 1 の一部、同 2604 番 3	カドミウム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素	111,200
	26-3	H26.6.18	松本市大字和田 4020 番 9 の一部	ふっ素	1,123
	27-1	H27.4.6	松本市旭三丁目 696 番 1 の一部	水銀、鉛	200
	27-3	H27.5.11 H30.8.21 一部追加 H30.9.12 一部解除	松本市蟻ヶ崎五丁目 1434 番 3 の一部、同 1434 番 6 の一部、松本市蟻ヶ崎六丁目 683 番 2 の一部	鉛	2,186
	01-1	R1.12.25 R2.6.2 一部追加	松本市渚三丁目 306 番 6 の一部、同 345 番 1 の一部（合筆により地番変更）	砒素	343.34
	R2-1	R2.9.23	松本市旭三丁目 696 番 1 の一部	水銀、鉛	500
	R3-1	R3.6.11	松本市城西二丁目 30 番 3	鉛	100
	R3-2	R3.9.3	松本市大字和田 4705 番 1 の一部	ふっ素	52.0
	R6-2	R6.6.28	松本市芳野 105 番 1 の一部	鉛、砒素、ふっ素	755.94

出典：松本市ホームページ「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況」（松本市 環境エネルギー部 環境保全課）

4) エコトピア山田の敷地内及び敷地付近における調査

現在の最終処分場であるエコトピア山田の敷地内及び敷地付近において、埋立て区域を含む土壌中のダイオキシン類の調査を、年1回地点を変えて行っている。図 2.3.33 に調査地点及び測定結果を示す。

廃棄物の埋立地は環境基準の適用範囲外であるが、参考として比較しても平成12年の調査から基準を超過している地点はない。

(10) 地盤沈下

松本市は、「松本市水環境を守る条例」(平成13年3月16日、条例第2号)を制定し、地下水の適正かつ合理的な利用を求め、地下水資源の保全に取り組んでいる。

松本市においてはこれまでに地盤沈下の被害は報告されていない。

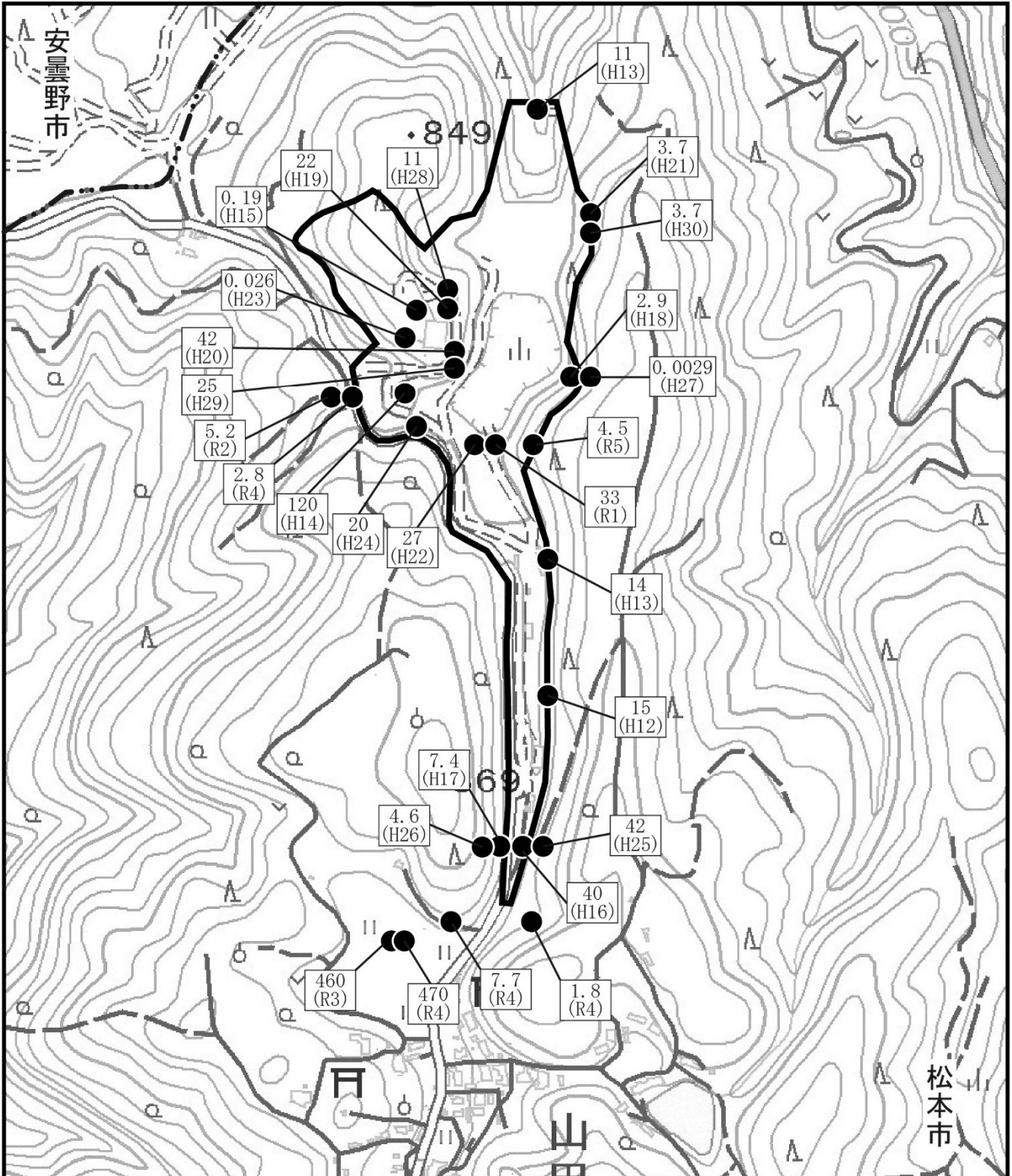


図2.3.33 エコトピア山田敷地内の埋立て土壌中ダイオキシン類調査地点及び測定結果

凡例

- 対象事業実施区域
- 市境
- 埋立て土壌中ダイオキシン類の調査地点
- 数値：測定結果（単位はpg-TEQ/g）
- （）内は測定年度

Scale 1/6,250

0 125 250 375m

この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に縮尺を変更して作成した。